

「安全・改革・貢献」—安全を第一に、改革をおこたらず、社会に貢献する—

トラック広報

情報
NOW

2020
5

令和2年5月15日発行(毎月1回15日発行)(通巻677号) No. 677



新型コロナウイルス感染症対策について
NHKから取材を受ける
(記事は4ページに掲載)

》CONTENTS

- 会員事業者の皆さまへ
- 新型コロナウイルス感染症関連の経営支援等
- 新型コロナウイルス感染症対策について NHKから取材を受ける
- 憲法記念日知事表彰
- 常任委員会が書面決議にて実施される
- トラック運送業界の景況感(令和2年1月～3月期)
- 適正化事業のページ 2020年度 安全性評価事業(Gマーク)について(4月号掲載内容に一部変更があります)
- トラ坊のご存知ですか? トラック運送業界のインターンシップ導入促進支援事業(全ト協)
- その他

》今月のお知らせ

- ◎ 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、府民の皆さまにお願いしたいこと
- ◎ トラック運送業に係る標準的な運賃を告示しました
～ 持続可能な物流の実現に向けて、取引の適正化・労働条件の改善を進めます～
- ◎ 令和2年度 第1回 運行管理者試験 貨物
- ◎ 自動車税の納期限は6月1日(月)です
- ◎ その他

》今月の挟み込み

- ◇ 安全実践目標
- ◇ 令和2年度全国安全週間の実施について
- ◇ 第52回 全国トラックドライバー・コンテストおよび「同大阪府大会」の開催中止について(お知らせ)
- ◇ 運行管理者資格試験対策講習
- ◇ 名神集中工事 吹田⇄岐阜羽島

(同封)令和2年度 各種の助成制度について(10種)



一般社団法人 大阪府トラック協会
OSAKA TRUCKING ASSOCIATION



トラック広報

令和2年5月号 通巻677号

一般社団法人
大阪府トラック協会

5 MAY. 月号

お知らせ

挟み込みの「安全運転実践目標」については、当協会ホームページのトップにバナーを作成しています。
毎月初めに最新のものを掲載しておりますので、ご活用ください。

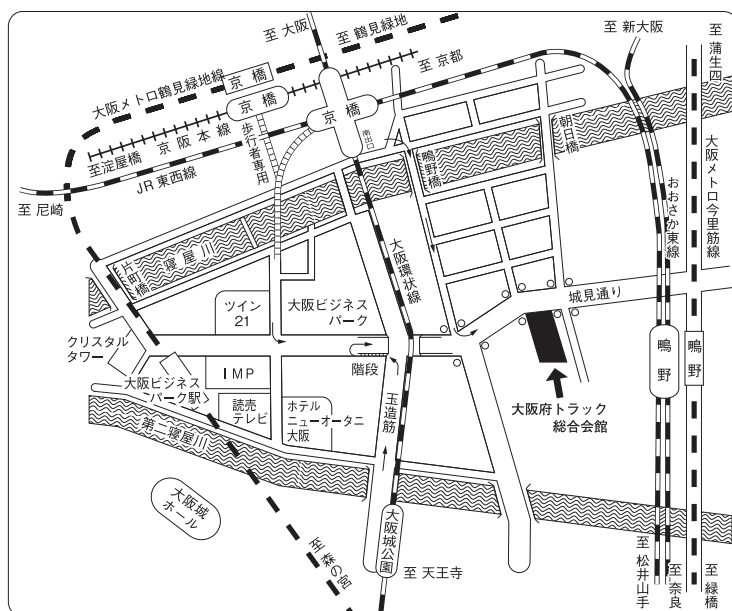
記事

- ◎ 会員事業者の皆さまへ 1
- ◎ 新型コロナウイルス感染症関連の経営支援等 2
- ◎ 新型コロナウイルス感染症対策について NHKから取材を受ける 4
- ◎ 憲法記念日知事表彰 5
- ◎ 常任委員会が書面決議にて実施される 5
- トラック運送業界の景況感（令和2年1月～3月期） 12
- ◆ 適正化事業のページ
2020年度 安全性評価事業（Gマーク）について
（4月号掲載内容に一部変更があります） 14
- ◎ トラ坊のご存知ですか
トラック運送業界のインターンシップ導入促進支援事業（全ト協） 25

お知らせ

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、府民の皆さまにお願いしたいこと 4
- ・トラック運送業に係る標準的な運賃を告示しました
～ 持続可能な物流の実現に向けて、取引の適正化・
労働条件の改善を進めます～ 6
- ・令和2年度 第1回 運行管理者試験 貨物 13
- ・「あかん！くるまの不正改造！」6月は「不正改造車排除運動」強化月間です 16
- ・自動車税の納期限は6月1日（月）です 18
- ・知っていますか？電波のルール～ 不法無線局取締り強化のお知らせ～ 19
- ・改正健康増進法をきっかけに！「禁煙支援」ポスター、リリース 20
- ・犯罪を見過ごしてるかも？ 廃棄物の野焼きや不法投棄は犯罪！ 21
- ・夏季における軽装の励行について 28
- ・令和2年度 トラック広報連載企画
「活躍する若手トラックドライバー」取材協力のお願い 29
- ◆ 近畿共済のページ 22
- ◆ 大貨健保のページ 23
- ◆ 大貨特退共のページ 24
- ◇ Let's Try Cooking 1. 2. 3 [スペイン風オムレツ] 26
- ◇ 近畿地区軽油価格調査集計表（3月分） 27
- ◇ 軽油「元売別」購入価格表（3月度） 27
- ◇ 府下営業用トラック増・減車状況（最近3ヵ月） 27
- ◇ N A S V A だより 28
- ◇ お悔やみ申し上げます 28
- ◇ 5月の安全運転実践目標（挟み込み）
事業用貨物自動車の交通事故発生状況

大阪府トラック総合会館



● 交通のご案内 ●

- JR大阪環状線
「京橋」南出口徒歩約10分・
「大阪城公園」徒歩約10分
- JR東横線
「京橋」南出口徒歩約10分・
「鳴野」徒歩約15分
- JRおおさか東線
「鳴野」徒歩約15分
- 京阪本線 「京橋」徒歩約15分
- 大阪メトロ鶴見緑地線
「大阪ビジネスパーク」徒歩約10分・
「京橋」徒歩約20分
- 大阪メトロ今里筋線
「鳴野」徒歩約15分

会員事業者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症が、世界規模で蔓延しており、日本においても本年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

新型コロナウイルスに罹患されお亡くなりになられた方に対し、謹んで哀悼の意を表すとともに、現在、苦しい闘病生活を続けられておられる方々、並びにそのご家族に対し、お見舞いと一日も早いご快方を心よりお祈り申し上げます。

また、一部業種への休業要請や各種イベントの中止、そして国民への外出自粛要請により社会活動が停滞し、日本経済にも大きな影響を与えております。そのため会員事業者の皆さまにおかれましても、大変厳しい状況下での事業経営を迫られていることと存じます。

大阪府トラック協会といたしましても、皆さまからいただきましたご意見・ご要望を取りまとめ、全日本トラック協会を通じて関係行政当局に対し、速やかに要望してまいる所存です。

政府・行政機関から新型コロナウイルス関連の様々な情報が日々提供されておりますが、当協会でもホームページならびに機関紙「トラック広報」を通じ、会員事業者にいち早く情報提供をしてまいります。また、政府では様々な支援策・融資制度を設けておりますので、ぜひともご活用いただければと思います。

新型コロナウイルスの収束の見通しについては不透明で、専門家の意見では長期戦になるとも言われておりますが、皆さまとともにトラック運送業界が一致団結し、この難局を乗り越えていきたいと考えております。

皆さん、一緒に頑張っていきましょう！

令和2年4月30日

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓史

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症について各行政機関による経営支援策が実施されておりますのでご紹介いたします。なお、大阪府トラック協会ホームページ内の新型コロナウイルス関連情報のコーナーにて各行政機関等からの情報を随時提供させていただきますのでご覧ください。

【経済産業省等による資金繰り等の融資策】



新型コロナウイルス感染症で
経営にお困りの事業者の皆様へ

貨物運輸業経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに
最大
200万円
給付金を支給

実質
無利子
融資で
資金繰りを
支援

休業手当等の
最大
9/10
を助成

裏面に貨物運輸業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ、ご一読を。 [裏面へ](#)

関連の経営支援等

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの貨物運輸業経営者の皆様へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、
車両維持費等の固定費は
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。
新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。
※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に
休業させたいが、
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。
休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。
※中小企業の場合

税金や保険料の
支払いが負担に
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

取引先の貨物減少を
補う新たな顧客を
獲得したい

ものづくり補助金、IT導入補助金が活用できます。
新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。顧客対応・販売支援システム（マーケティング、予約管理、営業行動支援、嗜好情報管理）等を利用した付加価値を高めたサービス提供に、IT導入補助金の活用が可能。

※表文書類には、売上高減少等の一定の条件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、農工連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

※最新りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等で確認ください。



本資料は経済産業省ホームページ掲載ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



【経済産業省等による資金繰り等の融資策】

※詳細は経済産業省ホームページにて (<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>)

※大ト協ホームページ内 新型コロナウイルス関連情報のコーナーからもリンクしております。

持続化給付金の相談ダイヤルはこちら TEL: 0570-783183

(平日・休日9:00~17:00 中小企業 金融・給付金相談窓口)

新型コロナウイルス感染症対策について NHKから取材を受ける



新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、国や大阪府は感染リスクが高まる密閉空間・密集場所等を避けることや外出自粛を強く要請している。その中で、一般市民が生活していく上で必要となる食料品、薬品、宅配関係などの荷物を配達しながら、感染拡大の防止に取り組んでいるトラックドライバーについてNHKから取材依頼があり、4月28日に当協会 滝口専務理事がインタビューに答えた。

滝口専務理事は、「4月初め、トラックドライバーを親に持つ子供が自宅待機を求められ、学校行事に出られないというとても腹立たしいことが起こりました。暮らしを支えるために、日夜走ってい

るのがトラックであることを理解していただきたい。国民が生活をするためには、物が無ければ生活が出来なくなる。その荷物を運ぶのが運送事業者であり、トラックドライバーであるという捉え方をしていただければ、ありがたいです。最後にドライバーはお客様に『ありがとう』って声をかけられるのが一番の励みになると思います。」とインタビューに答えた。

※この模様は4月30日にNHKの午後6時10分からのニュース番組「ニュースほっと関西」の中で放送された。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、府民の皆さまにお願いしたいこと

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、府民の皆さまにお願いしたいこと

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためには、府民の皆さま一人ひとりが、「感染しない」「感染させない」ための行動をとっていただくことが重要です。

「3つの密」を避けましょう

①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



とりわけ、以下の取組みは避けていただくよう、お願いします。

接客を伴う飲食店や夜間の繁華街への外出は控えください

・専門家の分析において、至近距離での会話など、接客を伴う飲食の場で感染したと疑われる事例が複数確認されています。

できる限り多人数で集まることを避けましょう

・海外からの帰国者との集まりなどから感染拡大につながっている事例が確認されています。学生コンパなど多人数で集まることは避けましょう。

・また、大規模イベントについては引き続き自粛をお願いします。



屋内での大声を出す、息があがる行為を避けましょう

・カラオケなどで大声を出す行為や、スポーツジムなど息があがる運動時に、感染が拡がるおそれがあるとの専門家の指摘があります。

爆発的な感染拡大（オーバーシュート）を避けるための努力を府民の皆さまが一丸となって行いましょう



大阪府 健康医療部
保健医療室 医療対策課

憲法記念日知事表彰

大阪府は、5月3日の憲法記念日に合わせ、府政の振興に顕著な功績のあった個人若しくは団体又は、篤行が特に優れ、府民の模範となる個人を善行者、産業功労者、公共関係功労者として知事から表彰し、当協会からは次の方々が受賞されました。

■ 令和2年度 産業功労者商工関係知事表彰 受賞者（順不同）

（当協会推薦）

- 吉田 正則氏 当協会常任理事 吉田運送(株) 代表取締役社長（河北支部）
- 脇田 耕作氏 当協会常任理事 富士興業(有) 代表取締役社長（中央支部）
- 田中 秀和氏 当協会常任理事 (株)恵和テック 代表取締役社長（南大阪支部）
- 藤井 武治氏 当協会常任理事 (株)藤井商会 取締役会長（港支部）
- 浅野 博氏 当協会理事 大津急送(株) 代表取締役会長（泉州支部）

常任委員会が書面決議にて実施される

第219回理事会に上程するための各常任委員会が開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともなう、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、書面決議にて事業報告(案)ならびに決算報告(案)などが検討され、承認された。

<各委員会は次のとおり>

- | | | |
|-------|--------------|-------------|
| 第69回 | 労務委員会 | (井上泰旭 委員長) |
| 第52回 | 交通対策委員会 | (中原 毅 委員長) |
| 第104回 | 広報委員会 | (小田原 武 委員長) |
| 第52回 | 環境対策委員会 | (新田朝世 委員長) |
| 第57回 | 中小企業・物流対策委員会 | (池辺祐一 委員長) |
| 第71回 | 交付金事業委員会 | (重 博文 委員長) |
| 第96回 | 総務委員会 | (中川才助 委員長) |

トラック運送業に係る標準的な運賃を告示しました

～ 持続可能な物流の実現に向けて、取引の適正化・労働条件の改善を進めます ～

改正貨物自動車運送事業法により設けられた「標準的な運賃の告示制度」に基づき、本日、標準的な運賃の告示を行いました。法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すことにより、トラック運送業における取引の適正化・労働条件の改善を促進します。

1. 背景

トラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。

こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善等を図るため、一昨年末、議員立法により、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化、③荷主対策の深度化、④標準的な運賃の告示制度の導入を内容とする貨物自動車運送事業法の改正が行われました（※）。

※①・②については令和元年11月1日に、③については同年7月1日に施行済み。

このうち、「標準的な運賃の告示制度」は、一般にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくに当たっては、法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられたものです。

2. 概要

標準的な運賃の告示制度については、国土交通省において、全国のトラック事業者の原価データの集計、適正な原価等の算出に係る作業等を行い、策定した標準的な運賃の案について、本年2月26日付けで運輸審議会への諮問を行ったところです。

同審議会における審理及び4月14日付けの同審議会からの答申（※）を踏まえ、本日、別紙のとおり一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示を行いました（詳細は別紙「概要資料」を参照ください）。

※参考：運輸審議会答申（報道発表）

https://www.mlit.go.jp/report/press/unyu00_hh_000196.html

今後、トラック運送業における取引の適正化を通じて運転者の労働条件が改善され、持続可能な物流を実現できるよう、トラック事業者及び荷主向けに広く周知等を行ってまいります。

本件に関するお問い合わせは

【企業振興部】

TEL 06-6965-4036まで

標準的な運賃【距離制運賃表：近畿運輸局管内】

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	14,330	16,490	20,790	25,860
20km	16,020	18,460	23,430	29,290
30km	17,710	20,430	26,080	32,710
40km	19,400	22,400	28,720	36,140
50km	21,090	24,380	31,370	39,570
60km	22,770	26,350	34,010	43,000
70km	24,460	28,320	36,650	46,430
80km	26,150	30,290	39,300	49,860
90km	27,840	32,270	41,940	53,290
100km	29,530	34,240	44,590	56,720
110km	31,220	36,190	47,160	60,040
120km	32,910	38,140	49,730	63,360
130km	34,600	40,090	52,300	66,690
140km	36,290	42,040	54,870	70,010
150km	37,980	43,990	57,440	73,330
160km	39,670	45,940	60,010	76,660
170km	41,360	47,890	62,580	79,980
180km	43,050	49,840	65,150	83,300
190km	44,740	51,790	67,720	86,620
200km	46,430	53,740	70,290	89,950
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,370	3,870	5,070	6,550
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,430	9,680	12,670	16,370

標準的な運賃【時間制運賃表・割増率等】

II 時間制運賃表

(単位:円)

種 別			車種別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
			局 別				
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
	沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880		
	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
九州			18,530	22,190	28,840	36,410	
沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130			
加 算 額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	北海道	280	340	510	710	
		東北	280	340	510	710	
		関東	280	340	510	720	
		北陸信越	280	340	510	710	
		中部	280	340	510	710	
		近畿	280	340	510	710	
		中国	280	340	510	710	
		四国	280	340	510	710	
		九州	280	340	510	710	
		沖縄	280	340	510	710	
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに (4時間制の場合であつて、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780	
		東北	2,720	2,850	3,050	3,600	
		関東	3,820	4,000	4,280	5,060	
		北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820	
		中部	3,430	3,590	3,850	4,550	
		近畿	3,400	3,560	3,810	4,510	
		中国	3,020	3,160	3,390	4,000	
		四国	2,810	2,940	3,150	3,730	
九州	2,840	2,980	3,190	3,770			
沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300			

III 運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	2割
---------	----

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

IV 待機時間料

時間	車種別			
	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

V 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受

VI 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

VII 燃料サーチャージ

別に定めるところにより収受

VIII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について

トラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっている。こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善等を図る観点から、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(平成30年法律第96号)が制定され、「標準的な運賃の告示制度」(法附則第1条の3)が設けられたところである。

「標準的な運賃の告示制度」は、一般にトラック運送事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間の設定がされること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくに当たっては、法令を遵守して運営を行っていく際の参考となる運賃を示すことが効果的との趣旨により、令和5年度末までの時限措置として設けられたものである。

改正後の法附則第1条の3第1項においては、令和6年3月31日までの間、「国土交通大臣は、事業用自動車の運転者の労働条件を改善するとともに、一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図るため、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、標準的な運賃を定めることができる。」と規定されている。

標準的な運賃の設定に当たっては、当該規定の趣旨に沿って、一般貨物自動車運送事業者の原価等の集計、運賃額の計算等を行い、同条第2項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件(令和2年国土交通省告示第575号)のとおり告示を行った。その基本的な考え方、実際の適用方法等については以下のとおりである。

1. 標準的な運賃に係る基本的な考え方

(1) 運賃表の設計

前提として、以下の考え方に基づき運賃表の設計を行った。

① 対象となる運送契約

一般貨物自動車運送事業における代表的な運送契約として、積載量にかかわらず、車両を貸し切った貨物を運送する場合の契約を前提とし、距離制及び時間制の2種類の運賃表を策定した。

② 車型・車種

車型については、代表的なバン型の車両を前提とした。
車種については、代表的な分類として以下のとおり設定した。
・小型車(2トンクラス)：最大積載量2トン未満の車両
・中型車(4トンクラス)：最大積載量2トン以上かつ車両総重量11トン未満の車両
・大型車(10トンクラス)：中型車(4トンクラス)を超える車両(トレーラー(20トンクラス)を除く。)
・トレーラー(20トンクラス)：牽引車と被牽引車を連結した車両であって最大積載量が20トン前後のもの

③ 地域差

人件費や物価等の地域差を考慮し、地方運輸局等のブロック(10ブロック)単位で運賃表を策定した。

④ 運賃と料金の考え方

原則として運送の役務の対価としての運賃について設定することとし、運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用に係る料金(積込・取卸料、附帯業務料、有料道路利用料、フェリー利用料等)については、運賃表とは別に項目のみ規定することとした。ただし、待機時間料については、30分を超える場合の30分ごとに生じる標準的な額を設定した。

⑤ 元請・下請の関係

標準的な運賃の計算に当たっては、いわゆる元請事業者の備車費用等については考慮せず、実運送を行う場合に要する原価について計算を行った。

(2) 適正原価・適正利潤

一般貨物自動車運送事業の実績等より能率的な経営を実施していると認められる運送事業者に対して各種原価等の調査を実施して得た結果(以下「原価調査結果」という。)を基に、年間・車両1両当たりの原価計算を行った。

① 固定費単価

走行距離にかかわらず、事業を行う上で固定的に発生する費用として、以下の項目ごとの年間費用(車両償却費、人件費、自動車関係税、自動車関係保険料、荷役関連費、借入金利息及び間接費(固定費相当額))を積算した額を年間労働時間で除して1時間当たり固定費を算出した。
【算定式】(a～gの合計値)÷年間労働時間(約2,086時間)

a 車両償却費

原価調査結果による車両の調達価格及び付属部品等の費用を合算した額を車両償却年数で除して、1年間当たりの車両償却費を算出した。
なお、車両の償却年数については、車両の購入に係る融資の返済期間、車両のリース期間、車両の修繕費の上昇の傾向等の実態を踏まえ、経営環境の維持・改善を図ることができる環境を整えるとともに、運送事業者における安全・環境性能の高い車両への買替の促進の観点から、5年を基準とした。
【算定式】(車両の調達価格1付属部品等の費用)÷車両償却年数(5年)

b 人件費

所定労働時間内の人件費(以下「基準内人件費」という。)は、時給単価に対し、原価調査により得られた車格ごとの人件費格差の比率(車格差率)、一定の福利厚生費率、年間労働時間を乗じて、1年間当たりの人件費額を車格ごとに算出した。
なお、運転者の労働環境については、賃金水準が全産業平均より約1割～2割低く、労働時間が全産業平均より約2割長い現状に鑑み、「運転者の労働条件の改善」という改正法の趣旨に基づき、時給単価については全産業の平均値

を基準として設定した。

また、年間労働時間については、週40時間の労働を前提とし、約2,086時間とした。

【算定式】時給単価×車格差率×(1+給与に対する福利厚生費率)×年間労働時間(約2,086時間)

c 自動車関係税

原備調査結果により、1年間当たりの自動車取得税額(自動車税環境性能割額)、自動車税額、自動車重量税額を算出した。

d 自動車関係保険料

原備調査結果により、1年間当たりの自動車損害賠償責任保険料、一般自動車損害保険料(任意保険料)を算出した。

e 荷役関連費用

原備調査結果により、1年間当たりの荷役関連の消耗品に係る費用を算出した。

f 借入金利息

原備調査対象事業者の実績値を用いて、1年間当たりの借入金利息額を算出した。

【算定式】ベースとなる資産(事業用固定資産額-運転資本額(営業費×4%))×他人資本構成比×金利

g 間接費(固定費相当額)

間接費については、施設利用料、施設賦課税、事務員等の人件費、及び自動車以外の施設等の減価償却費等を見込むものとして、原備調査の対象事業者の実績値を用いて間接費率(年間総費用額に対する割合)を算出した上で、上記固定費に対応する1年間当たりの間接費の額を算出した。

【算定式】{a~fの合計値(円/年)}÷{1-間接費率(%)}- {a~fの合計値(円/年)}

② 変動費単価

走行距離に比例して発生する費用として、以下の項目ごとの費用(燃料費、オイル費、タイヤ費、尿素水費、車検・修理費及び間接費(変動費相当額))を積算し、1km当たりの変動費を算出した。

h 燃料費

燃料費は、軽油単価の変動幅が大きいため、その変動分は燃料サーチャージにより収受することを前提として、全国一律100円/Lを基準として、1km当たりの燃料費を算出した。

【算定式】軽油単価(100円/L)÷燃費

i オイル費

原備調査結果により、1km当たりのオイル費を算出した。

【算定式】{オイル単価(円/L)×オイル交換1回当たりオイル量(L)}÷{オイル交換1回当たり工賃(円)}÷{オイル交換1回当たり走行距離(km)}

j タイヤ費

原備調査結果により、1km当たりのタイヤ費を算出した。

【算定式】{タイヤ単価(円/本)×タイヤ交換1回当たり交換本数(本)}÷{タイヤ交換1回当たり工賃(円)}÷{タイヤ交換1回当たり走行距離(km)}

k 尿素水費

原備調査結果により、1km当たりの尿素水費を算出した。

【算定式】尿素水単価(円/L)÷尿素水1L当たり走行距離(km)

l 車検・修理費

原備調査結果により、1km当たりの車検・修理費を算出した。

【算定式】{年間車検整備費(円/年)+年間一般修理費(円/年)}÷年間走行距離(km)

m 間接費(変動費相当額)

上記の間接費率を用いて、上記変動費に対応する間接費額を算出した。

【算定式】{h~lの合計値(円/km)}÷{1-間接費率(%)}- {h~lの合計値(円/km)}

③ 基準外人件費

基準外人件費(所定労働時間外の人件費)については、労働基準法に基づき、基準内人件費×1.25により算出した。

④ 適正利潤

自己資本に対する適正な利潤額を元に、運送原価に対する利益率を算出した。

【算定式】
適正利潤額：ベースとなる資産(事業用固定資産額+運転資本額(営業費×4%))×自己資本構成比×0.1÷(1-利益課税率)
運送原価に対する利益率：適正利潤額÷運送原価

(3) 運賃額の計算方法

① 距離制運賃額

1運行当たりの運賃額の算出は、以下の計算式により算出した。

$$\left[\begin{array}{l} (1\text{km 当たり変動費}) \times (\text{走行距離}) + \\ (1\text{時間 当たり固定費}) \times (\text{所要所定内労働時間}) + \\ (1\text{時間 当たり基準外人件費}) \times (\text{所要所定外労働時間}) \end{array} \right] \times (1 + \text{利益率})$$

1運行当たり走行距離については、標準的な運賃を設定するに当たって、帰り荷がない場合の運行においても帰路に要する必要な原価を確保することを前提と

しているため、実車キロ程(運賃表のキロ程)に2を乗じて算出した距離とした。所要所定内労働時間については、走行時間のほか、「運行において通常発生することが想定される待機時間1時間(発地及び着地各30分間)及び通常必要となる点呼・法定点検等の運行準備に要する時間を含むこととしている(※)。

※平成11年の旧公示運賃(原価計算書の添付を要しない範囲として、平成2年の旧公示運賃を基準に上下20%の上限・下限を設定した運賃)においては、上記の時間に加えて積込み・取卸しに要する時間についても含むこととしており、考え方が異なるため留意されたい。

また、長距離帯における時間外労働時間については、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されることを踏まえ、運行1日当たり約3.7時間が限度となるよう設定している。

なお、一定の中長距離帯においては、高速自動車国道など有料道路の走行を前提とした平均走行速度を使用して運賃額の計算を行っている。

② 時間制運賃額

契約する時間(8時間又は4時間)に応じて、時間制運賃を適用する場合に通常想定される1運行当たりの走行距離(以下「基礎走行距離」という。)及び基礎作業時間(8時間又は4時間)を設定した上で、基礎走行距離及び基礎作業時間の範囲内で運行する場合の運賃額(以下「基礎額」という。)を以下の式により設定した。

$$\left[\begin{array}{l} (1\text{km 当たり変動費}) \times (\text{基礎走行距離}) + \\ (1\text{時間 当たり固定費}) \times (\text{基礎作業時間}) \end{array} \right] \times (1 + \text{利益率})$$

また、基礎走行距離を超えて運行する場合の加算額は1km当たり変動費に10kmを乗じた額に利益率を加味した額、基礎作業時間の範囲を超えて運行する場合の加算額は1時間当たり基準外人件費の額に利益率を加味した額として設定した。

なお、基礎走行距離については、時間制運賃を適用する場合における車両の走行速度の実態等を勘案し、8時間制について小型車は100km、小型車以外は130kmとし、4時間制について小型車は50km、小型車以外は60kmとした。

③ 待機時間料

トラック運送業において、発地又は着地における長時間に及ぶ荷待時間は、運転者の長時間労働の主な要因の一つとなっている。荷主の責により待機した時間に応じた料金を収受することで適正な対価を確保することができるとともに、荷待時間の削減など長時間労働の改善に向けて荷主と運送事業者が一体となった取組を進める環境を整えることを目的として、30分を超える荷待ちに係る待機時間料を設定した。

料金の算出に関しては、発地又は着地において待機時間が30分を超える場合における30分ごとの料金として、30分当たりの基準外人件費に利益率を加味して算出した。

2. 具体的な適用方法

標準的な運賃の設定に当たって想定している具体的な適用方法については、以下のとおりである。

(1) 適用する運送

標準的な運賃は、一般貨物自動車運送事業者が一般的なバン型車両を貸し切って運送する場合を念頭に、距離制運賃表及び時間制運賃表の2種類の運賃表を設定している。個々の運送についていずれの運賃表を適用するかについては、運送する貨物の種類、量、距離、交通事情及び運送に付帯する荷役作業などの諸条件を勘案し、荷主との契約の中で決定することとなる(※)。

※一般的には距離制運賃表が使用される場合が多いが、時間制運賃表が適用される代表的な場合としては、例えば、①走行キロは短い、車両を時間的に拘束される場合、②大都市などの交通渋滞等によって運行効率が著しく低下する場合、③短距離を反復してピストン輸送する場合、等が考えられる。

また、標準的な運賃は、人件費や物価等の地域差を考慮し、下表のとおり各地方運輸局の管轄区域ごとに10ブロック別の運賃を設定している。運送事業者においては、運送を行う車両が配置されている営業所の所在地を管轄する各地方運輸局のブロックの運賃を参考に運賃を設定することとなる。

運輸局	管轄する都道府県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北陸信越	新潟県、富山県、石川県、長野県
中部	福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	沖縄県

(2) キロ程等の計算

(距離制運賃表)

距離制運賃表における運送キロ程の計算は、1車1回の運送で、発地で貨物を車両に積み込んでから、着地で車両から貨物を取り卸すまでのキロ程(貨物を積載して実際に走行したキロ程)による。したがって、事業者の営業所(車庫)から荷主より指定された積込場所までの往路空車回送区間及び取卸場所から復路空車回送区間のキロ程は運送キロ程の計算の対象とならない。

なお、運送の途中において、貨物の一部を積み卸した場合は最初に積込みを行った場所から、最後に取卸しを完了した場所までの実車キロ程によることとする。

(時間制運賃表)

時間制運賃表における走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到達したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでについて行う。
なお、4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、労働の実態、車両の使用効率からみて、以後の車両の使用が保証されないことを踏まえ、正午から起算した時間により加算額を計算することとしている。

(3) 特殊車両割増

一般貨物自動車運送事業において使用される車両については、運送を行う品目や運行の形態等に応じて様々なものが存在し、車両によって原価構造が異なる場合がある。

標準的な運賃においては一般的なバン型車両を念頭に運賃表を設計しているが、同様の構造の冷蔵・冷凍車を使用する場合には原価調査の結果に基づき割増率(2割)を設定している。当該冷蔵・冷凍車割増を適用する場面としては、生鮮食品等の貨物を冷蔵・冷凍機能を活用して運送する場面等を想定している。

また、これ以外の特殊な車両を使用する場合には、上記の計算方法も参考にしつつ、別途原価計算を行うことが望ましい。

(4) 休日割増

標準的な運賃においては、休日割増として、人件費構成比及び法定割増率を参考に割増率(2割)を設定した。当該割増率を適用する基準運賃額は、日曜祝祭日の0時から24時の間に運送した距離に対応した運賃額となる。

(5) 深夜・早朝割増

標準的な運賃においては、深夜・早朝割増として、人件費構成比及び法定割増率を参考に割増率(2割)を設定した。当該割増率を適用する基準運賃額は、午後10時から午前5時の間に運送した距離に対応した運賃額となる。

(6) 待機時間料

待機時間料の設定の考え方は1.(3)③のとおり。
実際の待機時間料の算定は、荷主との間で定められた場所及び時間に車両が到着してから、荷主側の真によって30分を超えて待機した場合において30分までごとに発生した待機時間に応じた料金を収受する。運送事業者側が約束の時間前に車両を到着させるような場合は荷主側の真によらないものであることから、待機時間料の算定の対象外となる。

なお、時間制運賃表の適用時における待機時間料については、原則として、基礎作業時間に係る基礎額及び基礎作業時間を起した場合の加算額において収受することを想定している。

また、予め距離制運賃表を適用することとした運送において、予期せぬ渋滞等により運行が長期化し、追加的に人件費等の費用が生じるような場合には、原則として待機時間料の対象とはならないものであるが、荷主との合意を前提に、待機時間料に準じて追加的に料金を収受することや、事後的に時間制運賃表により清算を行うこと等を妨げるものではない。

(7) 積込料、取卸料、附帯業務料

標準的な運賃は、運送の役務に係る原価を前提として計算していることから、運送以外の役務として別途積込み、取卸しその他荷造り、仕分け、検取・検品等の附帯業務を行った場合には、運賃とは別にこれらに係る料金を収受する必要がある。

積込み、取卸しその他附帯業務に係る具体的な料金については、その作業・業務の内容に応じて要するコストが様々であるため、運送事業者において、適切に設定を行う必要がある。具体の設定方法の例としては、上記待機時間料の設定も参考に、一定の人件費を基準として、作業の内容に応じて付加的に要する費用等を加味する手法などが考えられる。

(8) 実費

有料道路利用料、フェリー利用料等については、運賃とは別に実費として収受することとしている。

なお、旅費(運転者の宿泊費)のうち通常想定される平均的な額については、標準的な運賃の設定に当たって間接費額の計算の一環として原価に算入している。ただし、宿泊を伴う長距離運行が恒常的に発生する場合など標準的な程度を超えて旅費が発生する場合には、これを超える部分を実費として収受することは差し支えない。

(9) 燃料サーチャージ

告示Ⅶに規定する燃料サーチャージについては、別添のとおりとする。
標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を100円として算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も100円として設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」(平成24年5月16日最終改定)も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

(10) その他

標準的な運賃の設定に当たって想定している主な適用方法は上記のとおりであるが、従来の商慣習上、運送に一定の資格や措置を要する場合など、個々の運送の実情によるコストの変動に応じて、上記に含まれない運賃計算方法の特例や、各種割増(※)・割引等が行われる場合がある。運送事業者においては、自ら行う運送の実態等に応じて適切な運賃表の適用方法を設定する必要がある。

※例：平日割増、特人割増、冬期割増、悪路割増等

3. 標準的な運賃の活用に係る手続

標準的な運賃は、運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すものであることから、運送事業者がこれを活用するに当たっては、上記の原価及び利潤の考え方を参考としつつ、自らの運行実態等を踏まえて事業に係る原価及び利潤を計算した上で、実際に適用する運賃及び料金を設定し、運賃及び料金の種類、額並びに適用方法等について所定の届出を行う必要がある。また、原価の計算については、「原価計算要領について(平成6年自貨第12号)」も参考にされたい。

なお、標準的な運賃と同様の運賃を設定する場合には、運賃と料金を区分して収受する旨が定められた運送約款として、独自に認可を受けた約款又は標準貨物自動車運送約款(平成2年運輸省告示第375号。平成31年3月8日最終改定)を使用し、運賃及び料金を併せて掲げる必要がある。

4. 行政処分等との関係

標準的な運賃は、運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すものであり、標準的な運賃と異なる運賃を収受したことのみをもって罰則が科されるなどペナルティを伴うものではない。

しかしながら、運送事業者において、社会保険に加入せず不当に原価を抑えて事業を行うなどの法令違反が確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成21年国土安第73号・国土貨第77号・国土整第67号)」による行政処分を行う。

また、荷主が一時的に、設定した運賃額より低い運賃で運送委託等を行う等により、下請法・独占禁止法に違反する場合には、これらの法律に基づく処分の対象となるほか、不当に低い運賃額の支払いが運送事業者における過労運転・過積載運行を招くなど、荷主の行為が運送事業者の法令違反の原因となるおそれがある場合には、関係行政機関の長と連携し、法附則第1条の2による荷主への働きかけ等を行う。

燃料サーチャージについて

1. 以下の算出方法による。

基準価格：100.0円 スタンド価格による。

刻み幅：5.0円

改定条件：改定の刻み幅5.0円/1.の幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃止条件：軽油価格が100.0円/1.を下回った時点で、翌月から廃止する。

計算式：(距離制運賃)
走行距離(km)：燃費(km/1.)×算出上の燃料価格上昇額(円/1.)
(時間制運賃)
平均走行距離(km)÷燃費(km/1.)×算出上の燃料価格上昇額(円/1.)

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブルは下表のとおり。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	上昇額
基準価格	100.00円	—
～ 100.00円	廃止	—
100.00円超～105.00円	102.50円	2.5円
105.00円超～110.00円	107.50円	7.5円
110.00円超～115.00円	112.50円	12.5円
115.00円超～120.00円	117.50円	17.5円
120.00円超～125.00円	122.50円	22.5円
125.00円超～130.00円	127.50円	27.5円
130.00円超～135.00円	132.50円	32.5円
135.00円超～140.00円	137.50円	37.5円
140.00円超～145.00円	142.50円	42.5円
145.00円超～150.00円	147.50円	47.5円
150.00円超～155.00円	152.50円	52.5円
155.00円超～160.00円	157.50円	57.5円
160.00円超～165.00円	162.50円	62.5円
165.00円超～170.00円	167.50円	67.5円
170.00円超～175.00円	172.50円	72.5円
175.00円超～180.00円	177.50円	77.5円
180.00円超～185.00円	182.50円	82.5円

※ 代表価格は、刻み幅の0.5倍の額を基準価格に加算した額とした。

※ 上昇額は、(代表価格-基準価格)とした。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおり。

車種	燃費
小型車(2tクラス)	○○ km/1.
中型車(4tクラス)	○○ km/1.
大型車(10tクラス)	○○ km/1.
トレーラー(20tクラス)	○○ km/1.

4. 時間制運賃を算出する上での条件(平均走行距離)は以下のとおり。

車種	8時間制	4時間制
小型車(2tクラス)	100km	50km
中型車(4tクラス)	130km	60km
大型車(10tクラス)	130km	60km
トレーラー(20tクラス)	130km	60km

5. 端数処理等

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

トラック運送業界の景況感

(令和2年1月～3月期)

今期の調査では、新型コロナウイルスの影響からか、各項目において前期から「やや低下」「やや悪化」「やや減少」との回答が多かった。

実働率は前期に比べて「やや低下」「大幅に悪化」が増加、「やや上昇」「横ばい」が減少している。実車率は「やや低下」「大幅に低下」が増加して「やや上昇」「横ばい」が減少している結果となった。

輸送数量、営業収入、営業利益は、いずれも「やや減少」「大幅に減少」を合わせると20%以上も前期比で増加している。

運賃・料金の水準は「やや上昇」が減少しているものの、全体的には「横ばい」で推移していると考えられる。

労働力確保に関しては、ドライバーの過不足は前期に比べて「やや不足」が減少し、ドライバーの不足感は減少傾向ではあるが、約4割の事業者が「不足」「やや不足」と回答していることから、依然としてドライバー不足状態は続いているとみられる。

所定外労働時間（休日労働を含む）は「やや減少」「大幅に減少」が前期と比べて増加している結果となっているが、これは、各社の「時間外労働の上限規制」への取り組みが進んだことと、新型コロナウイルスの影響で輸送量が減少したことなどが考えられる。

業界の景況感の今後の見通しでも新型コロナウイルス感染拡大による経済悪化に伴い、4月以降も荷物量の落ち込み等を懸念する声が多数をしめた。

○実働率・実車率・輸送数量全体

実働率は前期比で「やや上昇」が16.1%減少したのに対して「やや低下」が26.3%増加となっている。実車率では「やや上昇」「横ばい」がそれぞれ7.0%、21.1%の減少となっているが、「やや低下」「大幅に低下」がそれぞれ23.1%、5.1%の増加となっている。輸送数量全体では「やや増加」が前期比で13.4%減少したのに対して、「やや減少」が21.7%、「大幅に減少」が0.4%とそれぞれ前期比で増加となっており、新型コロナウイルスの影響による輸送数量の減少が、実働率や実車率の低下に結び付いた結果になったと思われる。輸送数量の先行きについても、運送事業者の70.5%が「やや減少」「大幅に減少」と考えており、新型コロナウイルスの影響による物流の停滞は、来期以降も続くものと思われる。

○ドライバーの過不足等

ドライバーの過不足については、44.3%の運送事業者が「不足」「やや不足」と感じているものの、「やや不足」が前期比で14.8%減少しており、ドライバーの不足感は減少傾向が続いている。採用状況については、前期比で「やや減少」「大幅に減少」がそれぞれ11.5%、2.9%減少しているが、「変わらない」が13.5%の増加となっており、横ばい状態であると見受けられるので、今後もドライバー確保に向けての諸対策を講じていく必要がある。

○所定外労働時間（休日労働を含む）

所定外労働時間（休日労働を含む）は、「やや増加」が前期比で6.0%減少したのに対して、「やや減少」が18.7%の増加と、一見「時間外労働の上限規制」への対応が一層進んだようにも思えるが、前述のように、新型コロナウイルスの影響で全体的に輸送量が減少したことも要因の一つとも考えられるので、若年層をメインターゲットとした人材確保の観点からも、引き続き労働環境改善に取り組んでいく必要がある。

○業界の景況感

新型コロナウイルス感染拡大の影響を反映して、今期は前期に比べて「やや悪化」が17.7%、「大幅に悪化」が6.8%とそれぞれ増加している。今後の先行きについても、88.5%の運送事業者が「やや悪化」「大幅に悪化」と考えており、新型コロナウイルスが早期に沈静化しない限り、運輸業界への影響の長期化は避けられないと思われる。

○営業収入（売上高）、営業利益・運賃・料金の水準

運賃・料金の水準では、72.1%の運送事業者が「横ばい」と感じているが、営業収入（売上高）と営業利益は前期比で「やや減少」がそれぞれ16.6%、22.9%増加しており、前述した輸送数量の「やや減少」が21.7%増加した結果を反映しているものと思われる。

公 示

令和2年度第1回 運行管理者試験 貨物

1. 試験日	令和2年8月23日(日)											
2. 試験地	(1) 全国47都道府県で実施します。 (2) 試験会場は、8月5日(水) 発送予定の受験通知書でお知らせします。											
3. 受験資格	受験資格は、次の(1)又は(2)の要件を満たす方 (1) 試験日の前日において、自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行の管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方 (2) 国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了(受講予定の方は、試験日の2週間前までに修了)した方											
4. 受験手続	(1) 申請用紙(受験申請書)は、各都道府県トラック協会及び(公財)運行管理者試験センターで頒布(販売)します。 頒布期間は、令和2年5月15日(金)～6月10日(水)(土・日・祝祭日を除く)です。 (2) 申請の方法及び期間 ① 書面申請【申請期間：令和2年5月15日(金)～6月10日(水)】 受験申請書に必要事項を記入し、所定の証明書類等を添付して運行管理者試験センター試験事務センターへ郵送(簡易書留)して下さい。 ※土・日祝祭日は、郵便局によっては取扱いをしておりませんのでご注意ください。 ② インターネット申請【申請期間：令和2年5月15日(金)～6月16日(火)】 (パソコンまたはスマートフォンから申込みができます。) (公財)運行管理者試験センターのホームページにアクセスし、所定の手順に従って必要事項を入力してお申込み下さい。 ③ 再受験申請【申請期間：令和2年5月15日(金)～6月16日(火)】 (パソコンまたはスマートフォンから申込みができます。) (公財)運行管理者試験センターのホームページにアクセスし、所定の手順に従って必要事項を入力してお申込み下さい。 (3) 受験手数料は、6,000円(非課税)です。											
5. 合格基準	試験の合格基準は、次の(1)及び(2)の得点が必要です。 (1) 原則として、総得点が満点の60%(30問中18問)以上であること。 (2) 次表の出題分野(①～⑤)ごとに必要な正解数を満たしていること。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">出 題 分 野</th> <th>必要な正解数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 貨物自動車運送事業法関係</td> <td>② 道路運送車両法関係</td> <td rowspan="2">各1問以上</td> </tr> <tr> <td>③ 道路交通法関係</td> <td>④ 労働基準法関係</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤ その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力</td> <td>2問以上</td> </tr> </tbody> </table>	出 題 分 野		必要な正解数	① 貨物自動車運送事業法関係	② 道路運送車両法関係	各1問以上	③ 道路交通法関係	④ 労働基準法関係	⑤ その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力		2問以上
出 題 分 野		必要な正解数										
① 貨物自動車運送事業法関係	② 道路運送車両法関係	各1問以上										
③ 道路交通法関係	④ 労働基準法関係											
⑤ その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力		2問以上										
6. 試験結果の発表	(1) 試験日より1カ月以内。 (2) 試験結果通知書を受験者に郵送します。											

—— 国土交通大臣指定試験機関 ——



公益財団法人
運行管理者試験センター

〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目16番地3号 芝大門116ビル7F TEL 03-6803-4323

ホームページ <https://www.unkan.or.jp/>

お問い合わせ先 運行管理者試験センター 試験事務センター TEL 0476-85-7177



(掲出期間 令和2年4月16日～令和2年9月下旬まで)

2020年度 安全性評価事業(Gマーク)について (4月号掲載内容に一部変更があります)

1. 今年度は郵送による申請となります。

①	申請書類を郵送する際には簡易書留など荷物追跡が可能な方法で発送してください。 ※別添の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための申請受付に係る特例措置」に発送方法を記載しています。
②	申請書1枚目の「①申請者 控」を郵送で返却希望の場合は返信用封筒(長3)に84円切手を貼り、返送先を記入の上、申請書類に同梱してください。
③	送付先 〒536-0014 大阪府大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号 一般社団法人 大阪府トラック協会 適正化事業部

2. 資料作成時の注意点

①	提出書類は全てA4サイズで提出してください。
②	インデックス 「運輸安全マネジメントに対する取組状況」および「安全性に対する取組状況」の添付資料は、資料NO毎に市販のインデックスまたはインデックスシールを付けてください。
③	マーカーを付してください ○「役職員名簿」の運転者 ○「安全性に対する取組状況」の添付資料中の出席者・交通事故防止に係る内容等

○詳しくは全日本トラック協会ホームページをご覧ください。

お問合せ：大阪府トラック協会 適正化事業部 06-6965-4024



原則、郵送による地方実施機関への申請書類の提出とします。(7月1日～14日必着)
 申請事業所は、資料を郵送する際に簡易書留など荷物追跡が可能な方法で発送して下さい。
 原則は郵送による申請ですが、個別対応については地方実施機関にご連絡をお願いいたします。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対応等が難しい地方実施機関もありますのでご理解を賜りますようお願いいたします。
 ※ 受付後、地方実施機関からFAXにて申請者(控え)を返送もしくは電話にて受付受理を連絡します。

注意事項

- 申請書、申請書類が全てあるか申請案内16ページで確認して下さい。
- 申請書、申請書類は必ずファイルに綴じて、書類がバラバラにならないようにして送付して下さい。
- 申請書4枚組、自認書3枚組(複写式は4枚) 全てのページに必ず印(2カ所)を押して下さい。



発送方法

※ 申請書類を発送した際、送り状番号(お問い合わせ番号)が記載された控えを必ず保管して下さい。
 控えがないと、申請受付時のトラブルへの対応ができませんのでご注意ください。

信書が送れるもの、かつ、対面で受け取り出来るもの



受付可

地方実施機関

信書が送れないもの、または、受け取りがポスト投函となるもの



受付不可



「あかん!くるまの不正改造!」

6月は「不正改造車排除運動」強化月間です

我が国の自動車保有台数は、令和元年10月末現在で8,200万台を超えており、自動車が国民生活に欠かせない移動手段となっている一方、交通事故の発生状況は依然として厳しく、また、大気環境については、近年環境基準の達成状況に改善状況がみられるものの、交通量の多い地域における自動車の排出ガス、騒音等による環境の悪化が深刻な社会問題となっています。

特に、窓ガラスへの着色フィルムの貼付、誤認を招く灯火の色の変更、土砂等を運搬するダンプのリアバンパの切断・取り外し、騒音の増大を招くマフラーの切断・取り外し又は基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両は、国民生活の安全を脅かし、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が求められています。また、大型車の速度抑制装置（スピードリミッター）の解除又は不正な変更等の不正改造が社会的な問題となっており、生活の安心を確保するためにも、その排除が喫緊の課題となっています。

国土交通省では、このような状況を改善し、車両の安全確保及び環境保全を図ることにより、国民の安全、安心を確実に確保していくため、令和2年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することとし、特に6月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組むこととします。

皆様もぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」

この期間中、近畿運輸局が中心となって、次のような行事が展開されます。

- ① 広報活動の推進
- ② 不正改造車を対象とした街頭検査及び指導の実施
- ③ 不正改造の防止に関する研修会及び講習会の開催
- ④ 不正改造車に重点をおいた監査及び査察の実施
- ⑤ 不正改造車に関する情報の収集及び調査

当協会としても、この運動の趣旨に賛同し、積極的に協力することとしましたので、会員各位におかれては、特に次の事項に留意され、不正改造車の排除に努めて下さい。

記

- ① 「不正改造車排除運動」のポスター等は運動期間以降も継続して掲示すること。
- ② 保安基準に適合する車両を使用すること。
- ③ 登録後に車両の改造が必要となった場合、自動車整備事業者、自動車販売店に相談し、正規の手続きを行い、不正な二次架装の防止を徹底すること。
- ④ 運転者に対し、本運動の主旨、実施事項、不正改造事例、不正改造防止に関する留意事項等について指導し、不正改造防止の徹底を図るとともに、速度制限装置の不適切な取り外し及び燃料ポンプの封印の取り外し等によるディーゼル黒煙の悪化の防止、騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し又は基準不適合マフラーの装着についても周知・指導を行うこと。
- ⑤ 運動実施責任者を選任するとともに、従業員等の車両を含む所有車両、整備実施体制及び管理体制等について点検を行うこと。
- ⑥ 保安基準の緩和車両は保安上の制限（積載物品等の制限）を遵守して使用すること。
- ⑦ 不正改造車等に関する情報提供・ご相談・お問い合わせは、
近畿運輸局（06-6949-6453 不正改造車・黒煙相談窓口）、
大阪運輸支局（072-822-4374 不正改造車・黒煙相談窓口）
で受付けています。（受付時間 午前9時～午後5時）

不正改造防止自主点検票

点検の実施日	年 月 日	点検の実施者	職責	
			氏名	
事業者名				
事業場名				
点検事項	点検内容		チェック欄	
			適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有(台)
		従業員車両	無	有(台)
		販売車両	無	有(台)
		その他	無	有(台)
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況			
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認			
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況			
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認			
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施			
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応			
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供			
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否			

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

大阪府からののお知らせ

自動車税（種別割）の納期限は **▲ 6月1日(月) ▲** です。
納期限までに納めましょう！

自動車税コールセンター

ふ ぜ い コール

0570-020156

受付時間 【平日9:00～17:45 / オペレーターによる対応】
【上記以外の時間 / 自動音声案内による対応】
土・日曜日・祝日・年末年始は24時間自動音声案内で対応しています。



大阪府広報担当
副知事もずやん

納税通知書等の発送直後や9時台は、つながりにくくなる場合がありますのでご了承ください。
※このナビダイヤルによる通話は大阪市までの通話料金でご利用いただけます。携帯電話からは20秒ごとに約10円でご利用いただけます。なお、通話料金はマイラインの登録にかかわらず、NTTコミュニケーションズからの請求となります。
※お問合せの際には、自動車の「登録番号」及び「車台番号（下4桁）」をご確認ください。
※一部のIP電話等でつながらない場合は、06-6776-7021までお願いします。

○税制改正により自動車税が変わりました！

税制改正により、令和元年10月から「自動車税」は「自動車税（種別割）」に名称変更されました。また、「自動車取得税」は令和元年9月末をもって廃止され、令和元年10月より「自動車税（環境性能割）」が創設されました。

○抹消登録（廃車）の手続きを行うまで自動車税（種別割）は課税されます！

運輸支局等に登録されている自動車は、故障や検査有効期限が経過し、自動車を使用していない場合でも、自動車税（種別割）の課税対象となります。自動車を使用しない場合は、速やかに自動車の抹消登録（廃車）の手続きをしてください。

○自動車税（種別割）は金融機関等で納付することができます！

自動車税（種別割）は、金融機関・大阪府内の郵便局・コンビニエンスストア等・府税事務所で納付することができます。また、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでの納付やスマートフォン決済アプリ「PayB」を利用した納付ができます。さらに、府が指定する金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）のATMやインターネットバンキングを利用するPay-easy（ペイジー）による納付もできます。詳しくは、府税のホームページ「府税あらかると」をご覧ください。

○自動車税（種別割）の徴収の取組みを強化しています！

府税を滞納すると督促状の発付等、納税の催告が行われます。それでもなお完納されない場合は、貴重な財源である大切な府税を確保するため、また、納期限までに完納された方との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分（差押え等）が行われることとなります。

なお、納期限までに府税を完納されなかった場合は、その滞納額について、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、法律の規定により一定の割合で延滞金がかかります。

知っていますか？ 電波のルール

～ 不法無線局取締り強化のお知らせ ～

総務省 近畿総合通信局

総務省では、皆様がいとも快適に電波を利用できるよう、電波利用環境保護に取り組んでいます。

特に6月は、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に併せて、不法無線局の取締りを強化します。

不法市民ラジオ・不法パーソナル無線・不法アマチュア無線などの機器から出される不法電波は、消防・救急、鉄道、防災などの重要な無線通信を妨害し、国民生活の「安心・安全」に支障をきたすことがあります。

無線機器を使用する際は、「電波のルール」を守りましょう。

不法な無線機器を使用すると、電波法により処罰の対象となります。

免許がないのに無線局を開設したものは「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」、重要な無線通信を妨害したものは「五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金」に処されます。

無線局の免許を持っていても、無線機を改造して出力を大きくするなど、指定された電波以外で運用することは禁止されています。

※上記の改造を行い運用したものは「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」に処されます。

知っていますか？ 電波のルール。

正しい利用が暮らしの安心・安全を守ります。



- 無線機器の使用には「技適マーク」の確認を。
- 電波の利用には、原則、免許が必要です。
- 外国規格の無線機器にはご注意ください。

電波は消防、救急、防災、医療機器など、私たちの暮らしの安心・安全のために使われています。不法電波は、そんな大切な通信を妨害します。



総務省 近畿総合通信局
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ
電波利用



写真：
横濱

2020.05

改正健康増進法をきっかけに！ 「禁煙支援」ポスター、リリース！

ポスターを活用してドライバーに安全・健康教育を

タバコをやめたいあなたを応援
Good bye!
豊かな人生のためにできること

「禁煙しても続かない」「今更タバコをやめたところで…」となかなか禁煙に踏み切れない方へ朗報です。タバコはやめた直後から禁煙の効果が見えます。また禁煙に成功した人の多くは、過去に3~4回禁煙に失敗した経験を持っています。失敗を恐れず、自分や周囲の大切な人のためにも禁煙にチャレンジしてみませんか？

期待できる身体の変化

- 禁煙後30分 血圧がタバコを吸う前の値に戻る
- 2日後 味覚・嗅覚が戻る
- 3日後 呼吸が楽になる
- 1週間後 イライラなどの不快な症状が減少
- 1~2か月後 咳や痰が減り 疲れにくくなる
- 2~4年後 心臓発作のリスクが喫煙者よりも減少
- 5年後 肺がんの死亡率が半分に減少
- 10年後 様々ながんになるリスクが減少

節約効果

- 1か月 12,000円の節約 夫婦で焼肉!
- 半年 72,000円の節約 家族で温泉旅行!
- 7年 約100万円の節約
- 10年 約150万円の節約 家族で海外旅行!

禁煙宣言 一気に始めましょう!

禁煙開始日は 特別な日に! 家族や職場の人に宣言! 禁煙成功のご褒美を 節目ごとに準備しよう!

1本くらいなら...という誘惑を断ち切るために 吸いたい気持ちをそらせよう

- 歯を磨く
- 熱いお茶や冷たい水を飲む
- 食後すぐに座を立つ
- 深呼吸をする
- ガムを噛む

禁煙によってイライラ、頭痛等の離脱症状が見られますが、これらのピークは2~3日目、長くても1週間です。まずはここを上手に乗り越えましょう!

自力での禁煙が難しい時は

ニコチンガム等の使用や禁煙外来の受診も検討しましょう。

ニコチンガム やニコチンパッチの他に飲み薬もありますが、副作用として強い「眠気」があるため、自動車の運転や機械の操作に従事する人は使用できません。
※ニコチンパッチや飲み薬の使用については、医師または薬剤師に相談してください。

参考：厚生労働省 TOBACCO or HEARTH <http://www.health-net.or.jp/tobacco/front.html>

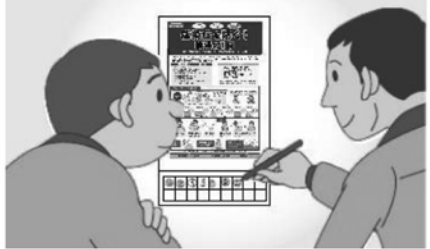
NPO法人ヘルスケアネットワーク(OCHIS) <https://www.ochis-net.jp/>
安全・健康を推進する協議会(国連会) <https://www.ochis-net.jp/youthnet/>
東京都健康増進課 03-3568-4444 <https://www.tokyo-hlth-net.com/>

サイズ:横317mm×縦468mm
A3より一回り大きいサイズ

「禁煙しても続かない」
「今更タバコをやめたところで…」
となかなか禁煙に踏み切れない方へ朗報です。タバコはやめた直後から禁煙の効果が見えます。

また禁煙に成功した人の多くは、過去に3~4回禁煙に失敗した経験を持っています。失敗を恐れず、自分や周囲の大切な人のためにも禁煙にチャレンジしてみませんか？

社員教育の履歴として
活用しましょう!



ポスターの周囲に、個人がポスターを見た日付と署名欄を設けましょう。ポスターをお申込み頂き、ご希望の方には、書式サンプルをお送りいたします。

詳細はHPをご覧ください。ご希望があれば
FAXでも詳細資料をお送りします。
FAX: 06-6965-5261

貴社名: TEL:
ご担当者名: FAX:

(公社) 全日本トラック協会 運輸ヘルスケアナビシステム®受託機関・SAS対策事業指定機関
(一社) 大阪府トラック協会 S A S 検査受託機関

NPO法人 ヘルスケアネットワーク (OCHIS)
〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号 大阪府トラック総合会館3階

TEL: 06-6965-3666 FAX: 06-6965-5261
URL: <https://www.ochis-net.jp/> E-mail: sas@ochis-net.com

ヘルスケアネットワーク 検索

犯罪を見過ごしてるかも？ 廃棄物の野焼きや不法投棄は犯罪！

産業廃棄物不適正処理を見かけたらご一報を！

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されている野焼きや不法投棄に代表される廃棄物の不適正な処理は、依然として後を絶ちません。



また、不適正な処理の意識がなくても、廃棄物を安易に放置する等、適切な扱いをしない場合、更なる不法投棄等を招き、状況が悪化する恐れがあります。

不適正な処理と思われる現場を発見された場合は、情報をお寄せください。

早期発見・早期是正 のために、皆様のご協力をお願いします。

情報は
こちらまで

産業廃棄物の不適正処理に関する情報受付先

○大阪府不適正処理情報ファックス FAX 06-6210-9569

○大阪府産業廃棄物指導課 TEL 06-6210-9572

○環境省不法投棄ホットライン FAX 0120-537-381

電子メール sanpai110@env.go.jp

大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議 からのお願いです。

大阪府、大阪府警察本部、大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地、府内43市町村、近畿地方環境事務所、公益社団法人大阪府産業資源循環協会、大阪商工会議所、一般社団法人大阪建設業協会、一般社団法人大阪府中小建設業協会

自動車共済新規獲得キャンペーンを実施中

4月1日～9月30日

貨物運送業界の景気動向は、令和元年10月～12月期も下降気味でしたが、今年1月～3月期に入って、新型コロナウイルス感染症の影響と思われる下降傾向が顕著になってきています。

こうした状況のもと、当組合では昨年度、組合員の皆さまのご協力を得て契約推進に取り組んだところ、すべての自動車共済種類において期首台数を上回ることができました。

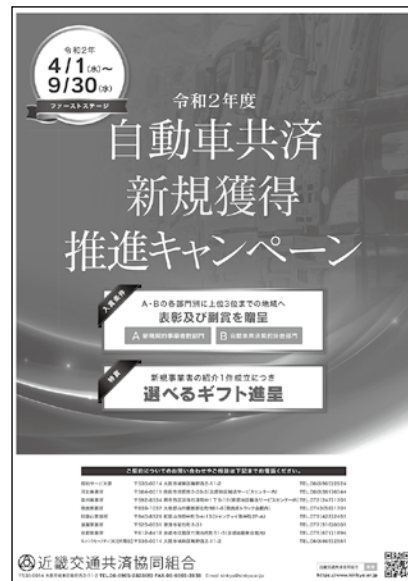
一方で、自動車保険の国内市場縮小や消費税増税のもとで損保会社との競争が激化しており、これまで以上に攻める営業活動の推進が求められます。

そこで、今年度も新規契約の獲得キャンペーンを実施し、積極的な新規契約勧誘活動をすすめております。当組合では協同組合のメリットを生かして皆さまの経営の一助となるよう努力してまいりますので、ぜひ当組合の自動車共済契約をご検討願います。

キャンペーンの内容

期間中の新規契約について、事業者数(2件以上)部門、自動車共済掛金(20万円以上)部門のそれぞれ上位3地域を副賞を添えて表彰します。

また、特賞として、新規事業者紹介1件成立につき、選べるギフト(6,000円相当)を贈呈します。



自賠責共済契約獲得キャンペーンも実施中

4月1日～9月30日

同時に、自賠責共済契約拡大をはかる目的でキャンペーンを実施しています。

期間中に、新規自賠責共済契約獲得件数の上位10代理店に対して景品を進呈します。

また、特賞として、新規自賠責共済代理店の紹介1件成立につき粗品進呈



近畿共済は、組合員のみならずと一体となって事故防止に努力しています

近畿共済の自動車共済・自賠責共済をご利用ください

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、契約サービス課 06-6965-2824まで

D.K 大貨健保のページ

～大貨健保に加入のみなさまへ～

割引利用券のご案内

大貨健保では、「関西サイクルスポーツセンター」と「大阪府立臨海スポーツセンターアイススケート場」の割引利用券を用意しています。

ご希望の方は健康管理センター ☎06-6965-4056 へお電話ください。

なお、枚数に限りがあるため、ご希望の方はお早目にご連絡ください。

日本国内における新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の営業にも影響が出る場合があります。ご利用の際は施設ホームページ等でご確認ください。

関西サイクルスポーツセンター

【入場券】

利用区分	一般料金	割引	割引後料金
おとな(中学生以上)	800円	2割引	640円
こども(3歳～小学生)	500円	2割引	400円
シルバー(60歳以上)	400円	対象外	400円

【入場券付きフリーパス】

利用区分	一般料金	割引	割引後料金
おとな(中学生以上)	3,000円	400円引き	2,600円
こどもA(3歳～小学生) 身長110cm以上	2,700円	400円引き	2,300円
こどもB(3歳～小学生) 身長110cm未満	1,900円	400円引き	1,500円
シルバー(60歳以上)	2,200円	100円引き	2,100円

※割引券1枚で5名まで利用できます。

大阪府立臨海スポーツセンターアイススケート場

【料金】貸靴料金および消費税を含み、靴を持ち込む場合も同額

利用区分	一般料金	割引	割引後料金
大人(高校生以上)	1,860円	740円引き	1,120円
小人(4歳～中学生)	1,420円	610円引き	810円

※利用券は1人1枚必要です。

大阪府貨物運送健康保険組合 健康管理センター ☎06-6965-4056

大貨特退共のページ

【特定退職金共済制度について】

特定退職金共済制度とは、業界団体がその業界の特殊性に基づき、退職金共済制度を実施するものです。事業主が従業員の将来の退職金支払いに備えて、退職金を特定退職金共済団体に毎月共済掛金として払い込みをし、従業員が退職した時に規約に基づいた退職金を給付します。

このように特定退職金共済制度は、企業にとって雇用の安定と退職金が計画的に準備できるもので経営基盤の安定が図れ、退職金に要する資金の実質的な軽減化と、従業員に対する退職金の給付が保証されます。

『制度の特色』

- ★共済掛金は1人月額30,000円まで損金算入（1,000円から500円きざみで選択可能）
- ★労務対策としても好適

『給付表』

口数 月額 掛金	2口	4口	6口	8口	10口	20口	30口	40口	60口
加入年数	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	30,000円
1年	4,100	8,200	12,300	16,400	20,500	41,000	61,500	82,000	123,000
2	23,600	47,200	70,800	94,400	118,000	236,000	354,000	472,000	708,000
3	35,300	70,600	105,900	141,200	176,500	353,000	529,500	706,000	1,059,000
4	48,000	96,000	144,000	192,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,440,000
5	60,100	120,200	180,300	240,400	300,500	601,000	901,500	1,202,000	1,803,000
10	121,100	242,200	363,300	484,400	605,500	1,211,000	1,816,500	2,422,000	3,633,000
20	253,200	506,400	759,600	1,012,800	1,266,000	2,532,000	3,798,000	5,064,000	7,596,000
30	391,600	783,200	1,174,800	1,566,400	1,958,000	3,916,000	5,874,000	7,832,000	11,748,000

『資産の運用』

生命保険会社で新企業年金保険契約に基づく、元本保証と保証利率0.75%の一般勘定で安全運用

特定退職金共済制度についてのお問合せ

お手数ですが該当事項に○印をご記入のうえ
FAXにてご返信ください

- ① 検討したい
- ② 詳しい資料が欲しい
- ③ 説明を聞きたい
- ④ 加入したい

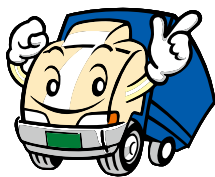
ご住所	
会社名称	
電話番号	
ご担当者	

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
一般社団法人 大阪府貨物運送特定退職金共済会
電話 06-6965-2230
FAX 06-6965-2231

●委託保険会社（委託割合）
住友生命保険相互会社(64.3%) [事務幹事]
日本生命保険相互会社(31.2%)
明治安田生命保険相互会社(4.5%)
委託保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの委託割合（平成14年7月4日現在）による保険契約上の責任を負います。（委託会社および委託割合は変更されることがあります。）

この頁をコピーしてそのままFAX下さい

トラ坊のご存知ですか？



トラック運送業界のインターンシップ 導入促進支援事業（全ト協）

トラック運送業界では若手ドライバーが減少し、ドライバーの高齢化が進んでおり、将来的に深刻なドライバー不足に陥ることが懸念されており、将来を担う若手人材を確保するために、効果的に新卒者を採用する必要があります。そこで、学生（高校、専門学校、大学等）を「インターンシップ」により早期から物流現場へ受け入れし、職場体験を通じて当業界への理解及びイメージアップを図ることで、将来的な人材確保対策を効果的に実施するために、（公社）全日本トラック協会ではインターンシップ導入促進支援事業を実施しております。

インターンシップにより学生を受け入れ可能な会員事業者の皆様におかれましては、インターンシップの関連情報をご入力いただければ（下記ホームページ参照）、当協会は当該情報を広く公開し、高等学校等にも周知してまいりますので、是非情報を入力していただくとともに積極的に教育機関へ働きかけていただきますようお願い申し上げます。また、下記の助成制度も実施しておりますので、ご活用いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

記

【インターンシップ導入促進支援事業助成制度】

○助成対象者

会員事業者で中小企業基本法に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）

○助成対象事業

会員事業者が全ト協の開設したインターンシップ登録サイト（下記ホームページ参照）に必要事項を登録した後、高等学校以上の教育機関からインターンシップを受け入れた場合に次の要件に適合するものにあつては、その受け入れに対して助成する。ただし、地方トラック協会ごとの1事業者あたりの申請は1回に限る。

- (1) インターンシップ受け入れ期間が3日間以上であること。
- (2) トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり次の内容を含むものであること。
 - ① 点呼や日常点検等安全運行に向けた取組みの見学等。
 - ② 乗務体験（学校側からの要請もしくは社内規定で乗務体験を含まない場合を除く。）

○実施期間

令和2年4月1日（水）～令和3年2月28日（日）までに実施分（地方トラック協会への実績報告書の提出は3月2日（火）必着）

○助成金額

- (1) インターンシップ受け入れ期間 3日間 9万円
- (2) インターンシップ受け入れ期間 4日間 11万円
- (3) インターンシップ受け入れ期間 5日間以上 13万円

※但し、上記受け入れ期間は同一学生に対する受け入れ期間とし、受け入れ人数にかかわらず上記の助成額とする。

詳しくはこちらをご覧ください。

（公社）全日本トラック協会 http://www.jta.or.jp/keieikaizen/yushi_jyosei/intren2020/intern_2020.html

【お問い合わせ先】

※インターンシップ導入促進支援事業助成制度の利用をご希望される場合は下記までお電話ください。

（一社）大阪府トラック協会 企画室 TEL 06-6965-4001

今月の 「Let's Try Cooking 1. 2. 3」

学校法人行吉学園 発行
神戸女子大学・神戸女子短期大学食物研究会 編集
「食物と健康」No.160 より掲載
<http://www.yg.kobe-wu.ac.jp>



■ スペイン風オムレツ

【材料】1人分

じゃがいも	60g
玉ねぎ	15g
赤ピーマン	15g
ブロッコリー	15g
プチトマト	2個
卵	1個
オリーブオイル	10g
塩	適宜
こしょう	適宜



【栄養DATA】1人分

エネルギー	231kcal
たんぱく質	8.2g
脂質	15.3g
食塩相当量	0.7g

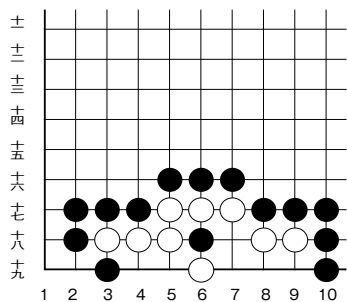
【作り方】

〈下準備〉

- じゃがいもは5mm厚さの半月切り、固めに茹でる。
- 玉ねぎは薄切り切る。
- 赤ピーマンは1cm角に切る。
- ブロッコリーはざっと茹でて、小さな子房に分ける。
- プチトマトは半分に切る。
- 卵は割りほぐす。

- ① 鍋にオリーブオイル半量を入れ、玉ねぎをしんなりするまで炒める。
- ② じゃがいもを加え蓋をして柔らかくなった後、塩こしょうで味を調える。卵のボールに取り出す。
- ③ フライパンにオリーブオイルを溜め、②を流し入れる。
- ④ 蓋をして6割がた焼いたら裏返し、中までしっかり火を通す。

【問題】



★ 黒先

詰碁新題

【ヒント】

白の眼を奪うには、思いきった手が必要です。
5分で初段、10分で一級です。

【問題】



★ 持駒 角 桂 一

詰将棋新題

【ヒント】

捨て駒の連続。5分で初段。九手詰。

近畿地区軽油価格調査集計表(2020年3月分)

全ト協調ベ

※消費税抜き価格です

■単純集計表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	94.64	83.30	91.03

■元売別集計表

元売別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
JX T G エネルギー	87.07	86.09	91.18
出 光	97.00	84.32	90.98
昭和シェル	118.50	81.05	88.50
エクソンモービル			
キグナス		85.50	
コスモ	91.60	83.35	93.45
その他	94.68	82.65	90.21

■月間購入量別集計表

月間購入量別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	95.13	83.58	91.99
30～50キロリットル未満	87.40	83.00	84.39
50～100キロリットル未満		82.20	87.35
100キロリットル以上		81.88	88.80

■支払期限別集計表

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	100.25	80.92	91.64
30～60日未満	91.86	84.24	91.08
60日以上	97.35	85.38	84.70

■軽油価格推移表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2019年11月	103.54	94.79	101.10
2019年12月	105.12	96.94	103.63
2020年1月	104.03	98.64	105.01
2020年2月	106.05	93.09	100.35
2020年3月	94.64	83.30	91.03

軽油「元売別」購入価格表(1ℓ当たり)

(2020年3月度)

大ト協調ベ

※消費税抜き価格です

項目	スタ ン ド 買 い		ロ ー リ ー 買 い	
	平均(円)	最低(円)	平均(円)	最低(円)
エ ネ オ ス	101.9	91.0	90.9	81.4
出 光	102.6	96.0	94.8	84.5
昭和シェル	99.3	92.5	90.7	83.4
モービル	105.2	105.0		
エ ッ ソ	119.3	119.0	85.5	83.9
ゼ ネ ラ ル			99.3	87.0
キグナス				
コスモ	101.9	93.1	91.4	81.7
その他	98.5	87.6	87.3	84.0
全 社	(加重平均値)101.7	(最低価格)87.6	(加重平均値)91.5	(最低価格)81.4

府下営業用トラック増・減車状況

(最近3カ月)

	増・減車区分	事 前 届 出					
		件 数			台 数		
		1月	2月	3月	1月	2月	3月
特別積合せ	増 車	29	29	33	58	50	76
	減 車	20	25	42	39	41	101
一 般	増 車	(12)497	(9)535	(18)692	(68)906	(47)927	(93)1,333
	減 車	455	413	720	751	726	1,310
特 定	増 車	0	0	0	0	0	0
	減 車	0	0	0	0	0	0
合 計	増 車	(12)526	(9)564	(18)725	(68)964	(47)977	(93)1,409
	減 車	475	438	762	790	767	1,411

※ () 新規許可内数(大阪運輸支局調べ)

◎運行管理者等指導講習業務

(2020年3月末現在)

区分 年月	一般講習				基礎講習		特別講習	
	開催回数	受講者数と区分			開催回数	受講者数	開催回数	受講者数
		運行管理者	補助者等	計				
2020年3月	0	0	0	0	0	0	0	
2019年度累計	21	2,052	511	2,563	8	1,081	103	

◎適性診断業務

(2020年3月末現在)

区分 年月	受診者数						合計
	任意		義務				
	一般	特別	初任	適齢	特定Ⅰ	特定Ⅱ	
2020年3月	935	0	464	51	12	1	1,463
2019年度累計	10,871	3	4,879	726	96	3	16,578

🌸 お悔やみ申し上げます 🌸

堺梱包運輸(有) (堺市西区鳳北町8ノ453ノ1=泉州支部) 社長 木岡一雄殿、4月25日死去、75歳。葬儀は新型コロナウイルス感染症拡大防止を鑑み近親者のみで執り行われた。

(有)山本運送店 (堺市堺区今池町3ノ5ノ25=泉州支部) 社長 ご令兄 山本清隆殿、5月3日死去、69歳。葬儀は新型コロナウイルス感染症拡大防止を鑑み近親者のみで執り行われた。

森下運輸(株) (交野市倉治9ノ2644ノ3=東北支部) 社長 ご令弟 塚田裕一殿、5月2日死去、46歳。葬儀は5月6日に森下運輸株式会社葬式として執り行われた。



トラック協会からのお知らせ

夏季における軽装の励行について

一般社団法人 大阪府トラック協会

一般社団法人大阪府トラック協会では、事務所等の冷房設定温度を見直し、省エネルギーの推進と併せ、地球温暖化防止運動の一つとして、職場内での「軽装」を励行いたします。皆様のご理解とご協力の程、よろしくお願いたします。

記

実施期間 5月1日(金)～10月31日(土)

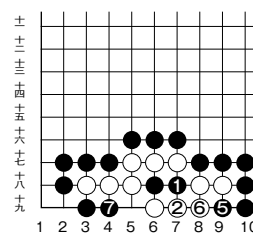
【解説】
二手目1四玉は、2五角、1五玉、2七桂までの早詰みとなる。

(詰め上がり図)

7	6	5	4	3	2	1	卒	一
							昇	二
							王	三
							龍	四
							歩	五
							零	六
								七

【正解手順】
1五桂 同金 4一角
2四玉 1六桂 同金
1四角成 同玉
2五龍

詰め将棋【解答】



初手を黒5は白1に抜かれて生きられますし、また黒7を先に決めても、白1で生還されます。すべて黒1が、お互いの急所になっています。

【解答】 黒先白死

黒1の捨石に気がつかないと正解にたどり着けません。捨ててこそ浮かぶ瀬あり、の典型的な詰碁です。白2に取らせたあと、もう一度、黒3(一)にホウリ込みます。これも白4(一の左)と抜かなくてはならず、そして黒5と出れば、黒7までの白死です。

詰め囲碁【解答】

令和2年度トラック広報連載企画 「活躍する若手トラックドライバー」 取材協力をお願い

トラック広報では令和元年度、「我が社の取り組み」と題しまして、会員事業者の社長様等に各社の人材採用等の取り組みについてインタビューさせて頂き、連載企画として掲載してまいりました。

令和2年度のトラック広報（令和2年4月号～令和3年3月号）の連載企画では、現在若年世代を中心にトラックドライバー不足が深刻な課題となっている中、会員事業者様で活躍されている入社3～5年の若手ドライバー（35歳くらいまで）の方の特集記事を掲載しております。

つきましては取材にご協力いただける会員事業者様を募集させていただきますので、下記によりFAXにてご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。（ご応募頂きました事業者様には事務局よりお電話させていただきます。）

※ 内容については、次のような内容としております。

【日常の業務やドライバーになったきっかけ、将来の夢、入社時と比べての現在の心境、休日の過ごし方等についてインタビュー・可能な範囲内の業務の同行取材・上司の方のインタビュー・将来ドライバーを目指される方へのメッセージ動画（ホームページに掲載）】

※ 掲載回数に限りがございますので、たくさんのご応募を頂いた際は当協会にて選定させて頂く場合がございます。（大ト協ではドライバー不足問題の解消に向けて今後もさまざまな取り組みを検討いたしますので、その他の機会でもご協力いただければ幸いです。）

※ 5月号について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、特集記事の取材を休止させていただきましたが、次号以降、新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府の発表等を踏まえて取材をさせていただきます。

記

（一社）大阪府トラック協会 企画室 宛

FAX：06-6965-4019

① 貴社名 _____

② 支部名 _____

③ 取材対象となるドライバーについて 入社して（ _____ 年目）・年齢（ _____ 歳）

④ ご担当者名 _____

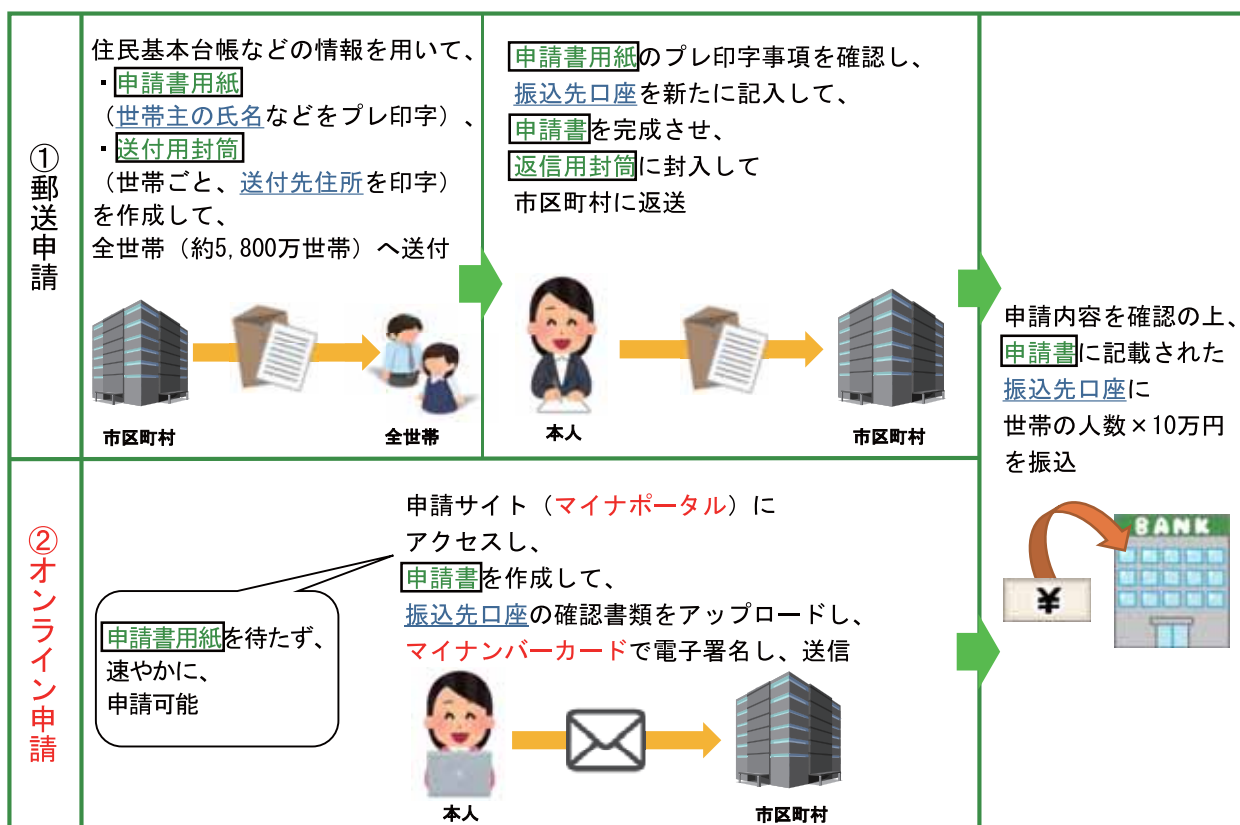
⑤ 電話番号 _____

お問い合わせはこちらまで **TEL：06-6965-4001**

（一社）大阪府トラック協会 企画室

「特別定額給付金」について

日本にお住いの、すべての方へ、
お一人につき10万円の特別定額給付金が給付されます。



【特別定額給付金コールセンター】

 0120-260020

※ 間違い電話が増えています。お掛け間違いのないよう十分にご注意ください。

【応対時間】 9:00～18:30 (フリーダイヤル)



トラ坊
(一社)大阪府トラック協会
シンボルキャラクター

「安心」を運ぶ、それが私たちの誇りです。

編集・発行人 一般社団法人 大阪府トラック協会
専務理事 滝口 敬介

5月の安全運転実践目標

大阪府自動車交通事故防止実行会
大阪府警察本部交通部

高速道路上での 交通死亡事故多発!

4月中3件発生

～うち2件が追突事故～

(死者数5人 前年比+4人)

令和2年4月28日現在

ドライバーの皆さんへ

- 前方の安全確認を徹底し、疲れを感じた時は、運転を控えるか、体の調子を整えてから運転するようにしましょう!
- 高速道路では、「路上に立たない」「車内に残らない」「安全な場所に避難する」の3原則を守り、停止した際は、「発煙筒」「停止表示機材」を設置し追突事故防止に努めましょう!

大阪府警からのお知らせ

大阪府下で行われている運転免許の更新業務等を、4月16日から当面の間、停止しております。

詳しくは、大阪府警察のホームページをご確認ください。

カチッとね ベルトが守る その笑顔

みなさんのご協力をお願いします

事業用貨物自動車の交通事故発生状況

● 各年の12月末までの確定値

区分 \ 年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
件数	2,342	2,164	2,144	2,000	1,892
死者数	29	19	21	21	20
負傷者数	2,901	2,666	2,684	2,514	2,321

● 各年の3月末までの確定値

区分 \ 年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
件数	542	496	441	441	444
死者数	8	4	7	4	3
負傷者数	671	594	574	531	521

● 各年の3月中の確定値

区分 \ 年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
件数	217	196	170	179	166
死者数	3	1	2	2	0
負傷者数	268	234	211	221	192

注：件数は事業用貨物自動車1台となった事故件数、死傷者数はその事故により生じた全死傷者数を計上。

通 報

会 員 殿

大ト協第27号
令和2年5月

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

令和2年度全国安全週間の実施について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に特段のご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、厚生労働省においては、本年度も別添実施要綱に基づき、7月1日から7月7日までを全国安全週間（6月1日から6月30日までを準備期間）として、

「エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減」

をスローガンに本週間を展開することとしています。

つきましては、本週間の実施要綱の趣旨にご理解を賜わり、事業所の安全意識の高揚を図り、安全な職場形成を促進するとともに、労働災害防止対策のいっそうの取り組みにつとめていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で93回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和元年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業4日以上死傷災害については、前年を下回る見込みであるものの、死傷災害のうち、60歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあり、平成30年度より取組期間が始まった、第13次労働災害防止計画における死傷者数の目標達成に向けては、更なる取組が求められる。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高年齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになる中、多様なニーズをもつ高年齢労働者が安心して安全に働くことができるよう職場環境を改善していくことが求められていることから、厚生労働省では、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定するとともに、中小企業を支援するエイジフレンドリー補助金を創設し、職場改善の取組を促すこととしている。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、令和2年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
 - ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）
- オ その他の取組
 - (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - ア 建設業における労働災害防止対策
 - (ア) 一般的事項
 - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
 - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 製造業における労働災害防止対策
 - (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
 - ウ 林業の労働災害防止対策
 - (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
 - エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
 - (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - (エ) トラックの逸走防止措置の実施
 - (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
 - オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

- (ウ) 職場点検、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
 - ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
 - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
 - (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
 - イ 交通労働災害防止対策
 - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
 - ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - (ア) 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく措置
 - (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
 - エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
 - (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
 - (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
 - (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
 - (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
 - (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
 - (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
 - (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

通 報

大ト協第37号
令和2年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

令和2年度 トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群（S A S） スクリーニング検査助成について（ご 案 内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当協会では、トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群（S A S）対策として、患者の早期発見と適切な治療を促し、健康起因事故防止及び労働災害事故防止に寄与することを目的として、S A Sスクリーニング検査費用の一部を助成いたします。

つきましては、運転者の健康と安全の向上のため、ぜひこの機会に受診いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 募集期間

令和2年4月1日（水）～令和3年2月26日（金）

※上記期間に申請書類が大ト協に必着のもの

※助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきます

2. 助成対象の検査

令和2年4月1日以降に受けられたS A Sスクリーニング検査のうち、健康保険適用外である次に掲げる検査とします。

- ・第1次検査…簡易アンケートによるチェック、解析、判定
- ・第2次検査…簡易スクリーニング検査

3. 助成金額

①第1次検査及び第2次検査を同時に実施している場合

合計費用（税込）の1/2、かつ上限2,500円/人

②第1次検査及び第2次検査を別に実施している場合

第1次検査費用（税込）の1/2、かつ上限 500円/人

第2次検査費用（税込）の1/2、かつ上限2,000円/人

4. 助成対象

大阪府下の事業所に在籍する営業用貨物車両の運転者

※お一人様につき、年度内に一度限りの助成とさせていただきます

5. 検査受診～助成申請～アンケート提出の流れ

(1) 全ト協もしくは大ト協の指定する、検査・医療機関（次頁参照）のいずれかに事前に電話で検査予約を取り、(様式1-2)スクリーニング検査申込書兼委任状の正本を各機関へ提出後、受診してください。

指定外の機関で受診を希望される場合は、大ト協がその機関を指定検査・医療機関に登録した後、受診が可能となりますので、必ず受診前に大ト協 交通・環境部までお問合せください。

受診後にご連絡をいただいた場合は、助成を受けられませんのでご注意ください。

(2) 検査後、費用を支払い、必要書類（下記の6. 参照）を添えて大ト協まで助成申請をしてください。

(3) 検査結果をもとに、要精密検査となった人数や治療状況等を確認していただいたから、(様式1-5)スクリーニング検査結果状況等の報告及びアンケート(全2枚)を、全日本トラック協会へFAX(03-3354-1019)またはメール(sas-josei@jta.or.jp)でお送りください。

※大ト協への報告は不要です。

※報告期限は設けておりませんので、必ずご提出ください。

6. 助成申請必要書類（郵送可）

① (様式1-3) 令和2年度 SAS スクリーニング検査助成金交付申請書

② (様式2) 誓約書

※ 令和2年度中に、他の助成事業で提出済の場合は不要です。

③ 検査・医療機関の請求書（写）および検査費用明細書（写）

※ 両方とも必要です。

④ 領収証（写）

※ 振込明細書等（写）も可（支払元・振込先・金額が明記されていること）

※ 領収証、振込明細書等（写）は、切り貼りや修正があるものは認められません。

7. その他

・記入の訂正は、修正液等を使用せず、二重線で消した上から書き直してください。

・申請前に、各社にて申請書類のコピーをお取りください。

全ト協指定 検査・医療機関

- NPO法人 ヘルスケアネットワーク
〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2 大阪府トラック総合会館3階
TEL:(06)6965-3666
- NPO法人 睡眠健康研究所
〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-25-16
TEL:(03)5355-9941
- 一般財団法人 運輸・交通SAS対策支援センター
〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館2階
TEL:(03)3359-9010

大ト協指定 検査・医療機関

- 医療法人徳洲会 野崎徳洲会病院
〒574-0074 大東市谷川2-10-50
TEL:(072)874-1641
- たなか睡眠クリニック
〒600-8006 京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99 四条SETビル5階
TEL:(075)257-1287
- 医療法人医誠会 医誠会病院
〒533-0022 大阪市東淀川区菅原6-2-25
TEL:(06)6326-1121
- 医療法人医誠会 摂津医誠会病院
〒566-0021 大阪府摂津市南千里丘1-32
TEL:(06)6319-0531
- 医療法人正幸会 正幸会病院
〒571-0055 大阪府門真市中町11-54
TEL:(06)6905-8833

(助成金申請先ならびにお問合せ先)

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL:(06)6965-4033 FAX:(06)6965-4029

【様式 1-2】

(会員事業者 → 検査・医療機関)

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る

スクリーニング検査申込書兼委任状

令和 年 月 日

殿 (検査を申込みされる検査・医療機関名をご記入ください。)

事業者名	(連絡責任者) 役職・氏名	
代表者名	印	電話番号
住所	〒 -	

1. 私(申込者)は、睡眠時無呼吸症候群(以下「SAS」という。)のスクリーニング検査申込にかかわる一切の事務及びSASスクリーニング検査結果の受領については、上記事業者委任状に委任致します。また、検査の結果、「精密検査が必要」と判断された場合は、SASが原因と思われる健康起因事故及び労働災害事故を未然に防止することから検査・医療機関ならびに事業者の指導に従うことを同意致します。
2. 私(事業者)は、申込者の検査結果から得た個人情報保護に充分配慮するとともに、検査結果を理由に、解雇や配置転換など申込者の不利益の無いようにすることを同意致します。
3. 私(事業者、申込者)は、SASスクリーニング機器の取り扱いについては充分注意致します。なお、不手際により破損、紛失等が生じた場合は相当額を賠償致します。
4. 正本は検査・医療機関に提出し、事業者は写しを保管する。なお、申込者より本状の写しを求められたときは当該者の欄のみの写しを渡す。

※ 検査・医療機関及び事業者は、個人情報保護法にもとづき、本状の取り扱いについて目的外利用並びに紛失、流失などの無いよう充分注意すること。

No.	機器No.	申込者氏名	ふりがな	同意年月日	印
1				年 月 日	
2				年 月 日	
3				年 月 日	
4				年 月 日	
5				年 月 日	

No.	機器No.	申込者 氏名	氏名ふりがな	同意年月日	印
6				年 月 日	
7				年 月 日	
8				年 月 日	
9				年 月 日	
10				年 月 日	
11				年 月 日	
12				年 月 日	
13				年 月 日	
14				年 月 日	
15				年 月 日	
16				年 月 日	
17				年 月 日	
18				年 月 日	
19				年 月 日	
20				年 月 日	

捨印

(様式 1 - 3)

令和 年 月 日

支部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒

住 所

事業者名

代表者名

印

電話番号

FAX 番号

担当者名

※貴社印 (丸印) を押印してください

令和2年度 トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群 (SAS) スクリーニング検査助成金交付申請書

当社運転者に対し標記スクリーニング検査を実施しましたので、下記のとおり助成金の交付申請をいたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円

2. 申請内訳 (※助成単価は、検査費用 (税込) の 1/2、かつ上限を超えないこと)

①第1次検査及び第2次検査を同時に実施している場合

_____ 名 × _____ 円 (※上限 2,500 円) = _____ 円

②第1次検査及び第2次検査を別に実施している場合

第1次検査 _____ 名 × _____ 円 (※上限 500 円) = _____ 円

第2次検査 _____ 名 × _____ 円 (※上限 2,000 円) = _____ 円

3. 助成金振込先口座

金融機関名

支店名

口座種別 (当座・普通)

口座番号

フリガナ
口座名義

< 必要書類 >

① (様式2) 誓約書

←年度内に他の助成金申請で誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください

②検査・医療機関の請求書 (写) と検査費用明細書 (写)

③領収証 (写) ※振込明細書等 (写) も可

※ (様式1-5) は全日本トラック協会へ送付してください

◆ 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取りいただき、保管してください ◆

(様式 2)

令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

※貴社印（丸印）を押印してください

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

全日本トラック協会 交通・環境部 宛
 FAX 03-3354-1019
 メールアドレス sas-josei@jta.or.jp

年 月 日

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る

令和2年度スクリーニング検査結果状況等の報告

この報告及びアンケートは、スクリーニング検査終了後、全日本トラック協会にFAXでご提出ください。なお、**今回の検査でSASと確定診断を受けた方がいる場合、その後の治療状況を確認し、下記◆の表に記入してからFAXまたはメールして下さい。**
 また、報告が無い場合は、次年度以降検査助成を受けられない場合があることを、あらかじめご了承ください。

所属協会	(一社)大阪府トラック協会		
事業者名			
住所	〒	-	
電話番号		記入者名	

【1. SASスクリーニング検査結果報告】

① 『スクリーニング検査を受診した』人数	人
② 上記①の結果、『要精密検査と判定された方』の人数	人
③ 上記②のうち、『医療機関を受診した』人数	人
④ 上記③のうち、『SASと確定診断を受けた方』の人数	※ 人

◆上記④でSASと確定診断を受けた方の治療状況を下の表にご記入下さい。

上記④※の人数の内訳	治療内 程度	CPAP 治療中	耳鼻科 治療中	歯科 治療中	生活 指導	その他	未治療	人数計	治療後 改善
	重症	人	人	人	人	人	人	人	
中程度	人	人	人	人	人	人	人	人	→ 人
軽度	人	人	人	人	人	人	人	人	→ 人
他の 疾患	人	人	人	人	人	人	人	人	→ 人
合計								人	

医療機関からの診断結果をもとに、SASと確定診断を受けた方の現在の治療・改善状況についてご記入ください。□ が必ず一致する人数になるようご記入下さい。

《睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査の流れと治療》

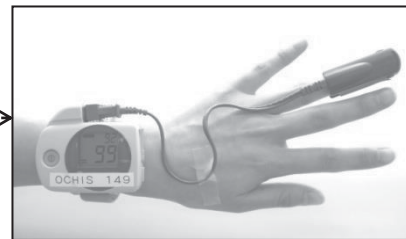
●【助成金対象】ヘルスケアネットワークでの検査

検査内容

パルちゃん(*1)による検査 + 睡眠に関するアンケート (SAS専門医による判定)

*1・パルちゃん(パルスオキシメータ)

酸素飽和度(酸素の血中濃度)・心拍数を測定する医療検査機器。
 寝ている間に手首と指先に着けて一晩測定する。



- ★SAS専門医紹介
- ★紹介状の無料作成

精密検査(D・D+判定)対象者

●【保険診療】医療機関での精密検査と治療

*2・PSG検査

診断の確定、重症度を判定する検査。
 1泊の検査入院で、脳波や心電図、呼吸、腹部、酸素、体位センサー、いびき判定マスクを取り付けて呼吸の状態を調べる。
 検査費は保険診療の3割負担で18,000円～25,000円。(各医療機関により異なる)

外来診察

PSG検査(*2)

治療

*3・CPAP(シーパップ)

睡眠時に鼻マスクをつけ、空気で気道に陽圧をかけることで気道を広げ、無呼吸を防ぐ治療法。1～2ヶ月に1回の通院が必要で、保険診療の3割負担で1ヶ月5,000円程度。



CPAP
(*3)

マウス
ピース
(歯科専門医)

手術
(耳鼻咽喉科)

生活
指導

経過
観察

睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査 申込書・同意書

【大阪府トラック協会所属】

年 月 日

ふりがな 事業所名	
代表者名 印	
支店名・営業所名	トラック協会 所属支部
住所（〒 - ）	
連絡先TEL	FAX
担当者	部署 役職
	ふりがな 氏名 E-mailアドレス
検査予定人数 名	備考
OCHISのSAS検査を知ったきっかけは何ですか？ <input type="checkbox"/> トラック協会 <input type="checkbox"/> OCHISのホームページ <input type="checkbox"/> 運輸ヘルスケアナビシステムを通して <input type="checkbox"/> 両輪会 <input type="checkbox"/> OCHISセミナー <input type="checkbox"/> 新聞・雑誌の記事を見て <input type="checkbox"/> その他（ ）	
当法人のホームページに「SAS検査実施事業所様」として、御社のお名前を掲載してもよろしいでしょうか？ <input type="checkbox"/> よい <input type="checkbox"/> よくない	

検査内容

パルスオキシメータ（パルちゃん）による検査 + 睡眠に関するアンケート

金額

¥5,000【税別／お一人様あたり】

ご注意

- ⚠️ 必ず代表者印を押印して、原本をヘルスケアネットワークへご郵送ください。
- ⚠️ お申込み多数の場合は、検査機器発送までお待ちいただくことがあります。
- ⚠️ 1回当たり、3名様未満でのお申し込みの場合は、送料を別途頂戴致します。
- ⚠️ 助成金の申請は、検査終了後、事業者様が行ってください。
ヘルスケアネットワークから申請することはありませんのでご注意ください。

パルちゃんは
宅配便で
事業所へお届け！



睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査を実施するに当たり、下記の通り同意いたします。

- ① 個人情報の取り扱いについてはその保護等十分な配慮を行います。
- ② 疑SAS、SAS判定者の運転者については業務から外すなど、個人的な不利益のないようにします。
- ③ 医療機関への受診が必要な者には、運行管理上の配慮など受診しやすい環境づくりに努めます。
- ④ 貸出器具のパルスオキシメータは精密医療機器のため、取扱いに注意します。不手際による破損、紛失については相当額の賠償を行います。
- ⑤ パルスオキシメータの使用期間を連絡なく遅延する場合は所定の延滞金を支払います。
- ⑥ 事故防止と健康管理に努め、SASスクリーニング検査後の受診状況等を求められた時には報告します。

お申し込み先：（公社）全日本トラック協会・（一社）大阪府トラック協会 SAS検査受託機関



健康と安全のサポート

NPO 法人 **ヘルスケアネットワーク**

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号 大阪府トラック総合会館3階
TEL：06-6965-3666 FAX：06-6965-5261 E-mail：sas@ochis-net.com



睡眠時
無呼吸症候群
検査と対策

ヘルスケアネットワーク 検索

通 報

大ト協第38号
令和2年5月

会 員 殿

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

血圧計導入促進助成制度について（ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。
ございます。

さて、健康起因事故や過労死の原因のひとつである脳梗塞や心筋梗塞などの脳・心臓疾患は高血圧が原因とされており、その予防には血圧の測定による疾患の早期発見と、日常の血圧測定による自己管理の徹底を図ることを業務の仕組みの中に取り込むことが重要です。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、全ト協では助成対象とする血圧計を購入した際に、一部費用を助成する制度を実施いたしております。

つきましては、下記要領をご参照のうえご利用いただきますよう、ご案内申し上げます。

記

1. 募集期間 令和2年4月1日（月）～令和3年2月26日（金）
※助成予算枠に達した時点で受付を終了とさせていただきます
2. 助 成 額 血圧計本体取得価格（税抜）の1/2、上限5万円
※申請は1事業所につき1台とします。
3. 助成要件 ○令和2年4月1日（月）以降に購入・支払ったもの
○中小企業者で、大阪府下の事業所で購入したもの
※中小企業者とは、以下のいずれかとします
・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
○国や他の団体等から補助金が交付された機器については助成不可

4. 対象機器 別添「血圧計導入促進助成対象機器一覧」参照
5. 申込方法 購入後、(様式1)「血圧計導入促進助成金交付申請書兼誓約書」と
下記必要書類を添えて申請を行ってください。
〈 必要書類 〉
- ① 請求書 (写)
 - ② 保証書 (購入日が記載されているページ) (写)
 - ③ 領収証 (写)、割賦販売契約書 (写)
 - ④ 直近の事業報告書の資本金・従業員数の記載があるページ (写)
6. 申請先 (一社) 大阪府トラック協会 交通・環境部
〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2
TEL : 06-6965-4033

血圧計導入促進助成対象機器一覧

令和2年4月1日現在

メーカー名(50音順)	機 器 名 称	型 式
(株)エー・アンド・デイ	全自動血圧計 診之助 S l i m	T M 2 6 5 7 P - J C
		T M 2 6 5 7 V P - J C
オムロンヘルスケア(株)	自動血圧計 健太郎	H B P - 9 0 2 0 - J P
		H B P - 9 0 2 1 - J P
		H B P - 9 0 2 0
		H B P - 9 0 2 1
		H B P - 9 0 3 0
		H B P - 9 0 3 1 C
		H B P - 9 0 3 5
		H B P - 9 0 3 6 C
キヤノンマーケティングジャパン(株)	全自動血圧計	U D E X - i T y p e I I
(株)スズケン	全自動血圧計	A C 0 5 P
(株)タニタ	全自動血圧計	B P - 9 0 0

捨印

(様式 1)

令和 年 月 日
支部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒

住 所

事業者名

代表者名 ⑩

電話番号

FAX 番号

担当者名

※貴社印（丸印）を押印してください

令和2年度 血圧計導入促進助成金交付申請書兼誓約書

当社におきまして血圧計を導入いたしましたので、下記の通り助成金の交付を申請いたします。
なお、機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、誓約いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (@ _____ 円× _____ 台)
(※助成単価は、取得価格（税抜）の1/2、かつ上限50,000円)

2. 導入機種 _____

3. 助成金振込口座

金融機関名 _____ 支店名 _____ 口座種別（当座・普通） _____

口座番号 _____ フリガナ
口座名義 _____

＜ 必要書類 ＞

- ① 請求書（写）
- ② 保証書（購入日が記載されているページ）（写）
- ③ 領収証（写）、割賦販売契約書（写）
- ④ 直近の事業報告書の資本金・従業員数の記載があるページ（写）

◆助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取りいただき、保管してください◆

通 報

大ト協第59号
令和2年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

令和2年度 先進安全自動車（ASV）導入にかかる助成について （ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。
さて、当協会では、危険予測に効果があると思われる先進安全自動車（ASV）の
導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の募集要領をご参照の上、ご活用いただきますようご案内申し
あげます。

記

1. 募集期間

令和2年4月1日（水）～令和3年2月26日（金）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきますので、**予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。（終了の際は
は大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内）**

2. 助成額

**車両1台につき、「4. 助成対象装置」の①～③の装置を各1つずつ、装置取得
本体価格の1/2、1装置あたり最大5万円、3装置装着の場合は合計15万円
まで**とする。（消費税・取付工賃等は助成対象外）

3. 上限台数

（新車標準装着の装置）

1事業者あたり5台を上限とする。

（後付け装置）

1事業者あたり3台3装置（現在、後付け装置で助成対象装置は、「4. 助成対
象装置」の②の装置のみです）

※新車標準装着5台と後付け装置3台の計8台での申請も可

4. 助成対象装置

- ①衝突被害軽減ブレーキ装置
- ②ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置
- ③車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

5. 助成条件（すべてに該当する必要があります）

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両（大阪・和泉・なにわ・堺）であること。（自家用車、軽自動車は除く）
- 賃貸借・中古装置等は助成いたしません。（装置装着済中古車両の購入等を含む）
- **令和2年4月1日以降に装着・支払いをした装置を助成対象とします。（新車標準装着の場合は登録日が令和2年4月1日以降のもの）**
- **ドライブレコーダ、EMS機能を持ち合わせた後付け装置について、ドライブレコーダ導入助成、EMS機器導入助成との重複助成はいたしません。**

6. 必要書類（郵送可）

- ① 令和2年度 先進安全自動車導入促進助成金交付申請書（様式1）
- ② 先進安全自動車（ASV）導入促進助成金申請内訳書（様式2）
- ③ 先進安全自動車（ASV）装置 装着（搭載）証明書（様式3）
- ④ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式4）

※令和2年度中に他の助成事業を利用の際に、すでにご提出いただければ提出不要

- ⑤ **直近事業年度の事業報告書の資本金・従業員数の記載があるページの写し**

※後付け装置の場合は提出不要

- ⑥ 車両見積書の写し（新車標準装着の場合）

（※後付け装置の場合は、請求書の写し（購入の場合）、または装置見積書の写し（リース・割賦契約の場合））

※必ず購入装置の型式・税抜き取得価格（工賃を除く）が明記されたもの。

※購入の場合、領収書と金額が一致すること。（請求書が複数にわたる場合は領収額に合致するよう、全ての写しを添付して下さい。）

※標準価格ではなく取得価格が分かるもの

- ⑦ 領収書の写し（振込み明細書等でも可）または、リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し

※領収日が令和2年4月1日以降のもの。（手形の場合は手形決済日が、令和3年3月末までのもの）※余白部分に手形決済日を書き添えて下さい

※割賦販売契約書・リース契約書で、契約日・契約期間・車両番号等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付してください。

※通帳のコピーは不可

※振り込み明細書等については振込先・振込元・振込日・振込額が確認できるもの。（助成申請に係る該当箇所以外の黒塗りは可ですが、該当箇所のみを切り貼り等加工されたものは不可）

- ⑧ 装着車両の自動車検査証の写し（※助成申請日において有効期限内のもの）

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、**必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。**

※記入を訂正する際、修正液等は使用しないでください。

※同時に他の助成金申請をする場合、見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書・車検証のそれぞれの写しは**申請する助成金ごとすべてに添付**してください。

7. 申請ならびにお問い合わせ先

〒536-0014

大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 交通・環境部 宛

お問合せ電話番号 (06) 6965-4033

8. 注意事項

- 助成申請は、装置の導入完了後およびお支払い完了後（リース契約・割賦契約の場合は契約完了後）となります。（助成金の枠取りはいたしません）
- 助成申請は**申請書類に不備・不足がない状態**で、当協会にて受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で書類が到着していない場合や（郵送中等）、終了時点において郵送による申請等で当協会にてお預かりしている書類に不備・不足があり受理となっていない場合は受付できません。

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

〒 _____ 住 所 _____

_____ 事業者名 _____

_____ 代表者名 _____ (印)

_____ 電話番号 _____

_____ 担当者名 _____

※印鑑は貴社印 (丸印) を押印してください

令和2年度 先進安全自動車 (ASV) 導入促進助成金交付申請書

弊社車両に導入の先進安全自動車 (ASV) について、下記のとおり申請いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (※様式2の助成金額合計①と同額とする)

(_____ 台 装置) 例: 1台に3装置搭載車両を2台分助成申請する場合、2台6装置と記入

2. 助成金振込先口座

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座種別 (当座 ・ 普通) 口座番号 _____

フリガナ
口座名義 _____

〈必要書類〉 (※ 詳細は別紙案内をご覧ください)

① 先進安全自動車 (ASV) 導入促進助成金申請内訳書 (様式2)

② 先進安全自動車 (ASV) 装置 装着 (搭載) 証明書 (様式3)

③ 暴力団排除の誓約書 (様式4)

←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。

④ 直近事業年度の事業報告書の資本金・従業員数の記載があるページの写し

※後付け装置の場合は提出不要

⑤ 車両見積書の写し (新車標準装着の場合)

(※後付け装置の場合は、請求書の写し (購入の場合)、または装置見積書の写し (リース・割賦契約の場合))

⑥ 領収書の写し (振込み明細書等でも可)、またはリース契約・割賦契約の場合は契約書の写し (契約書に車番等の記載がない場合は物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付して下さい)

⑦ 装着車両の自動車検査証の写し (有効期限内のもの)

● 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい ●

先進安全自動車 (A S V) 導入促進助成金申請内訳書

No.	自動車登録番号	車台番号	種 別	装置メーカー名	装置名称・型式	装置価格 税・工賃抜き	助成金額	装着年月日 (※新車標準装着の場合は新車登録日)
例	大阪・和泉 なにわ・堺 800あ〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇〇	ブレーキ ふらつき等 横滑り	〇〇自動車	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇円 〇〇〇, 〇〇〇円 〇〇〇, 〇〇〇円	▲▲, ▲▲▲円 ▲▲, ▲▲▲円 ▲▲, ▲▲▲円	令和〇年〇月〇〇日
1	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			円	円	令和 年 月 日
2	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			円	円	令和 年 月 日
3	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			円	円	令和 年 月 日
4	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			円	円	令和 年 月 日
5	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			円	円	令和 年 月 日
助成金額合計①							円	円

※新車標準装着装置の助成上限は5台、後付け装置の助成上限は3台です。(合わせて6台以上申請される場合は本紙をコピーしてご使用下さい)

※ブレーキ＝衝突被害軽減ブレーキ装置、ふらつき等＝ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置、横滑り＝車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

※装置メーカー名、装置名称・型式は正確にご記入下さい。

※助成金額は装置取得本体価格の1/2、1装置あたりの上限は50,000円、3装置装着の上限は150,000円です。



(様 式 3)

先進安全自動車 (ASV) 装置 装着 (搭載) 証明書

記入日: [令和 年 月 日]

一般社団法人大阪府トラック協会 会 長 殿 当社が下記事業所保有の下表車両に対し、下表のとおり安全装置等を装着 (搭載) したことを証明いたします。 【導入先事業者】 (貨物運送事業者名) _____	【装着証明事業者】 (自動車販売会社等) 所在地
	事業者名
	代表者名 (印) ※社印(個人印不可)
	電話番号
	取付担当者名 (連絡先担当者)

【装着車両一覧】

No.	装着車両番号	車台番号	装着安全装置		装置数	装着年月日 (※新車標準装着の場合は新車登録日)	
			装置メーカー名	装置名称・型式			
例	大阪・和泉 なにわ・堺 800あ〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇〇	ブレーキ ふらつき等 横滑り	〇〇自動車	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	3	令和〇年〇月〇〇日
1	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り				令和 年 月 日
2	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り				令和 年 月 日
3	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り				令和 年 月 日
4	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り				令和 年 月 日
5	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り				令和 年 月 日

※新車標準装着装置の助成上限は5台、後付け装置の助成上限は3台です
(合わせて6台以上申請される場合は本紙をコピーしてご使用下さい)

※ディーラー各社・販売店等に作成を依頼して下さい。

※ブレーキ=衝突被害軽減ブレーキ装置、ふらつき等=ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置、横滑り=車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

※装置メーカー名、装置名称・型式は正確にご記入下さい。

※証明書類につき、**修正液等は使用しないで下さい。**

※原本を添付して下さい。

(様 式 4)

令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所

会社名

代表者 ㊟

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

通 報

大ト協第60号
令和2年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

令和2年度 後方視野確認支援装置等導入促進にかかる助成について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。
さて、当協会では交通事故防止に効果がある後方視野確認支援装置（バックアイカメラ）および側方視野確認支援装置（サイドビューカメラ）について、導入費用の一部助成を実施いたします。
つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 募集期間

令和2年4月1日（水）～令和3年2月26日（金）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。（終了の案内は大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内）

2. 助成額

①後方視野確認支援装置

1台あたり装置の本体購入価格の1/2、最大4万円（消費税・取付工賃等は助成対象外）

②側方視野確認支援装置

1台あたり装置の本体購入価格の1/2、最大1万円（消費税・取付工賃等は助成対象外）

※①と②両方導入した場合は、車両1台あたり最大5万円まで

3. 上限台数

1事業者あたり車両15台（後方視野確認支援装置15装置、側方視野確認支援装置15装置を上限）までとする。

	後方視野確認支援装置	側方視野確認支援装置	備考
車両1台あたり	1装置まで (助成額上限4万円まで)	1装置まで (助成額上限1万円まで)	側方視野確認支援装置の取付位置は左右どちらでも助成可とする。但し、側方視野確認支援装置を左右両方取り付けた場合は、1装置限りの助成とする。

※募集期間内に、上記上限台数を超えない範囲で複数回の申請を可とします。
※既存の後方視野支援装置に側方カメラ単体を後付け装着した場合も助成対象となります。

4. 助成対象装置

(公社)全日本トラック協会の定める装置

別紙 令和2年度助成対象装置一覧をご覧ください。(追加・変更等は随時ホームページにて更新します)

5. 助成条件 (すべてに該当する必要があります)

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両(大阪・和泉・なにわ・堺)に取り付ける場合であること。(自家用車、軽自動車を除く)
- 国の補助金が交付された(交付申請を行う)装置については重複助成いたしません。
- 賃貸借・中古品等は助成いたしません。
- 令和2年4月1日以降、装着・支払いをした装置を助成対象とします。
- 新車の場合は登録日が令和2年4月1日以降のもの。

6. 必要書類 (郵送可)

- ① 令和2年度 後方視野確認支援装置等導入促進助成金交付申請書(兼 誓約書)(様式1)
- ② 後方視野確認支援装置等導入助成金申請内訳書(様式2)
- ③ 後方視野確認支援装置等 装着証明書(様式3)
※大ト協指定の様式での提出が必要となります。写しではなく、原本をご提出して下さい。
- ④ 暴力団排除の誓約書(様式4)
※令和2年度中に他の助成事業にご提出いただければ提出不要。
- ⑤ 請求書の写し(新車導入に装着の場合または装置をリース・割賦契約の場合)
は見積書の写しを添付して下さい。
※必ず購入装置の型式・税抜き本体価格(工賃を除く)が明示されたもの。
※領収書と金額が一致すること。(請求書が複数にわたる場合は領収額と合致するよう、全ての写しを添付して下さい。)

重要

※後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置(左および右)それぞれの本体価格で助成額が決まるため、各装置の本体購入価格が分かれて請求書や見積書に記載されている必要があります。

※別紙助成対象装置一覧で「モニター単体」又は「カメラ単体」と記載のある機種については、両方の型式が指定されているため、両方の型式を記載して下さい。

※市光工業製モニター型式につきましては、各申請書類で“ST-〇〇〇シリーズ”等のシリーズでの記載ではなく、詳細な品番を様式2、様式3、請求書/見積書に記載して下さい。

- ⑥ 領収書の写し(振込み明細書等でも可)。リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し
※領収日が令和2年4月1日以降のもの。(手形の場合は手形決済日が、令和3年3月末までのもの、領収書の余白に手形決済日(支払期日)をご記載して下さい。)
※割賦販売契約書・リース契約書で、契約日・契約期間・車両番号等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しもご提出ください。
※通帳のコピーは不可

※振り込み明細書等については振込先・振込元・振込日・振込額が確認できるもの。(助成申請に係る該当箇所以外の黒塗りは可ですが、該当箇所のみを切り貼り等加工されたものは不可)

- ⑦ 装着車両の自動車検査証の写し

※申請時に有効期限内のものを添付して下さい。

- ⑧ トレーラー装着時の誓約書(様式5)

※トレーラーに装着された方のみ。ヘッドにモニター、シャーシにカメラを取り付けられた方は添付して下さい。

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、**必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。**

※記入を訂正する際、修正液等は使用しないでください。

※見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書、自動車検査証の写しのそれぞれの写しは**申請する助成事業ごとすべてに添付**してください。

7. 申請ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 交通・環境部 宛

お問合せ電話番号 (06) 6965-4033

8. 注意事項

- 助成申請は、装置の装着完了後およびお支払い完了後(リース契約・割賦契約の場合は契約完了後)となります。(助成金の枠取りはいたしません)
- 助成申請は**申請書類に不備・不足がない状態**で、当協会にて受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で当協会に書類が届いていない場合(郵送中、終了後に持参等)や終了時点でお預かりしている書類に不足・不備がある場合は助成できません。
- 装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とします。

令和2年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和2年4月1日現在

◆後方視野確認支援装置

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
アールアンドピー	ルームミラー取付タイプ カラーバックカメラセット	BE-RV200-RA	セット	
		BE-RV200-RB	セット	
		BE-RV141-RA	セット	
		BE-RV141-RB	セット	
	バック&サイドカメラシステム	BE-RV141AO-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AW-RA/RB	セット	2カメラ搭載
		BE-RV141AT-RA/RB	セット	3カメラ搭載
		BE-RV141AQ-RA/RB	セット	4カメラ搭載
		BE-RV141AOTR-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AWTR-RA/RB	セット	2カメラ搭載
BE-RV141ATTR-RA/RB		セット	3カメラ搭載	
BE-RV141AQTR-RA/RB	セット	4カメラ搭載		
アグレクション	SAKIGAKEバックカメラ	PNX-F715-T	セット	
アルファ・デポ	バックモニターシステム	AP-4300/S	セット	
		HIT-711	セット	
		HIT-712	セット	
		HIT-714	セット	
市光工業	セイフティビジョン	ST-9**	モニター単体	
		ST-9**FS	モニター単体	
		ST-9A0FL	モニター単体	
		ST-9B0PR	モニター単体	
		ST-990GG	モニター単体	
		ST-5**	モニター単体	
		ST-5**FS	モニター単体	
		ST-5A0FL	モニター単体	
		ST-5B0PR	モニター単体	
		ST-590GG	モニター単体	
		STR-1**	モニター単体	
		STR-1**FS	モニター単体	
		STR-1B0PR	モニター単体	
		STR-190GG	モニター単体	
	カラー液晶モニター 据置型	ST-900D	モニター単体	
		ST-500D	モニター単体	
	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター 据置型	STR-100D	モニター単体	
		STR-2**T	モニター単体	
		STR-2B0PRT	モニター単体	
		STR-290GGT	モニター単体	
STR-2A0FST		モニター単体		
STR-200DT		モニター単体		

(注1)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

(注2)型式欄中に「モニター単体」又は「カメラ単体」と記載のある機種は、モニター及び後方カメラ同時導入でない場合には助成対象となりません。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
市光工業	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター 据置型	STR-2**N	モニター単体	
		STR-2B0PRN	モニター単体	
		STR-290GGN	モニター単体	
		STR-2A0FSN	モニター単体	
		STR-200DN	モニター単体	
	8型HDカラーモニター	HT-1****	モニター単体	搭載車両により「HT-1**」「HT-1***」「HT-1****」。 例)HT-1A0、HT-1A0FS等。 R1.10月追加
	後方用カメラ	XC-400A	カメラ単体	
		XC-420A	カメラ単体	
		KC-450A	カメラ単体	
		HC-450A	カメラ単体	
	3Dサラウンドマルチビュー	TSM-100	カメラ単体	R1.11月追加
TSM-200		カメラ単体	R2.2月追加、中大型用	
小型HDカラーカメラ	HX-100A	カメラ単体	R1.10月追加	
INBYTE	車両安全管理システム サラウンドカメラ	SVR-7004T	セット	R2.2月追加
	車両安全管理システム サラウンドビュー	SVS-6004T	セット	R2.3月追加
ウィンズ・テクノロジー・ジャパン	後方視野確認支援装置(シャッターカメラ&モニターセット)	WTJ-SS	セット	R1.7月追加
	後方視野確認支援装置(ミニキューブカメラ&モニターセット)	WTJ-MT	セット	R1.7月追加
	SVM360サラウンドビューモニタリングシステムモニターセット	SVM360-BT10	セット	4カメラ搭載 R1.7月追加
エフ・アール・シー	リアビュー・カメラシステム	RV-500CS	セット	
	トラック専用 リアビュー・カメラシステム	RV-507CS	セット	
		RV-509CS	セット	
		RV-510CS	セット	
	平ボディー専用 リアビュー・カメラシステム	RV-507FB	セット	
		RV-509FB	セット	
		RV-510FB	セット	
	平ボディー用AHD対応 リアビュー・カメラシステム	RV-517FB	セット	R2.3月追加
		RV-527FB	セット	R2.3月追加
	トラック専用 リア/サイドビュー・カメラシステム	SRV-700CS	セット	R2.3月型式訂正
SRV-900CS		セット	R2.3月型式訂正	
SRV-1000CS		セット	R2.3月型式訂正	
ORLACO	ORLACO	Set Orlaco RLED Monitor with Camera	セット	※別紙「ORLACO社製後方視野確認支援装置の助成対象の確認について」にてセット内容を確認。
キャストレード	CT120Mバックカメラモニタセット	CT120M-SET01	セット	
		CT120M-SET02	セット	
クラリオン	カラーモニター	CJ-5600*-*	モニター単体	
		CJ-5605*-*	モニター単体	
		CJ-7000*-*	モニター単体	
		CJ-7100*-*	モニター単体	
		CJ-7300*-*	モニター単体	
		CJ-7600*-*	モニター単体	
		CJ-981*-*	モニター単体	
	車載用後方モニター	CJ-7620*-*	モニター単体	

(注1)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

(注2)型式欄中に「モニター単体」又は「カメラ単体」と記載のある機種は、モニター及び後方カメラ同時導入でない場合には助成対象となりません。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
クラリオン	後方確認カメラ	CC-1060*-*	カメラ単体	
		CC-1601*-*	カメラ単体	
		CC-3000*-*	カメラ単体	
		CC-6100*-*	カメラ単体	
		CC-6110*-*	カメラ単体	
		CC-6500*-*	カメラ単体	
		CC-6600*-*	カメラ単体	
		CC-6601*-*	カメラ単体	
		CC-6650*-*	カメラ単体	
	安全後方確認カメラ	CC-1065*-*	カメラ単体	
		CC-3100*-*	カメラ単体	
		CC-6300*-*	カメラ単体	
		CC-6352*-*	カメラ単体	
		CC-7202*-*	カメラ単体	
コシダテック	車両後方・側方確認カメラシステム	CM-6010	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-6020	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-7220	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-7230	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM6010R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM6020R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM7220R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM7230R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		C-700	カメラ単体	R1.11月追加
CBC	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム	ZMC1-SQH44N-W9	セット	
		ZMC1-SQH44SN-W9	セット	
		ZMC1-SQH44N-ZB	セット	
		ZMC1-SQH44SN-ZB	セット	
		ZMC1-RVC37-SQH44N	セット	
		ZMC1-RVC37-SQH44SN	セット	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(1CH)	ZMC1-SQH44N	セット	
		ZMC1-SQH44SN	セット	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(2CH)	ZMC2-SQH44N-25	セット	
		ZMC2-SQH44N-32	セット	
		ZMC2-SQH44SN-25	セット	
		ZMC2-SQH44SN-32	セット	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(3CH以上)	ZMC1-RVC27-SQ44N	セット	
ジェットイノウエ	超広角カメラ&7インチ高精細モニターセット	GX-00*	セット	R2.3月仕様変更、*は商品ごとに1~3の数字が入ります
		GX-10*AHD	セット	R2.3月追加、*は商品ごとに1~3の数字が入ります
シンクウェアジャパン	バックカメラ	TWC1-TCV100	セット	
スカニアジャパン	リアビューシステムキット	2545702	セット	
	フロントアンドリアビューシステムキット	2545703	セット	

(注1)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

(注2)型式欄中に「モニター単体」又は「カメラ単体」と記載のある機種は、モニター及び後方カメラ同時導入でない場合には助成対象となりません。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
樋屋ヤック	バックモニターセット	XC-M9SA	セット	
		XC-M9MA	セット	
		XC-M9LA	セット	
		XC-M9XA	セット	
		XC-M9YA	セット	
		XC-M9S	セット	
		XC-M9M	セット	
		XC-M9L	セット	
		XC-M9X	セット	
		XC-M9Y	セット	
	カメラ&7インチモニターセット	XC-M1*	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。
		XC-M1*A	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。 末尾のAは、ルームミラー取り付けブラケット付き。
	カメラ&7インチモニターセット	XC-M2*	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。
XC-M2*A		セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。 末尾のAは、ルームミラー取り付けブラケット付き。	
東海クラリオン	elpis SMART MIRROR	SM-1900-T115	セット	
		SM-1900-T160	セット	
ドリームメーカー	7インチ液晶モニター & バックカメラ	MT070RAA	セット	
	7インチ液晶モニター & バックカメラ トレーラーセット	MT070RAA-TR01	セット	
	7インチ液晶モニター & 小型バックカメラ	MT070RCA1	セット	
		MT070RCA2	セット	
	7インチ液晶モニター & 小型バックカメラ トレーラーセット	MT070RCA1-TR01	セット	
		MT070RCA2-TR01	セット	
	7インチモニター & 赤外線バックカメラ	MT070RDA	セット	R1.9月追加
7インチモニター & 赤外線バックカメラ トレーラーセット	MT070RDA-TR01	セット	R1.9月追加	
日本ビューテック	リアビューモニター	TKV-S20	セット	
		TKV-S30	セット	
		VA-S50	セット	
	ナイスビューモニター	VW-S20	セット	
日本ビューテック	ナイスビューモニター	VW-SN20	セット	
		VH-S20	セット	
		VH-SN20	セット	
	ナイスビューモニター 2カメラシステムセット	VH-S20/2	セット	
	カラーモニター	VH-M20	モニター単体	
	カメラ単体	VW-C20W	カメラ単体	
		VH-C20W	カメラ単体	
		VH-C30W	カメラ単体	
		VH-SC20W	カメラ単体	
		VH-SC30W	カメラ単体	
VH-CN20		カメラ単体		
VP-C10W-5	カメラ単体			

(注1) 型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

(注2) 型式欄中に「モニター単体」又は「カメラ単体」と記載のある機種は、モニター及び後方カメラ同時導入でない場合には助成対象となりません。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考	
日本セラミック	OSDソナーシステム	E215-TM00	セット		
		E215-TS00	セット		
パーマンコーポレーション	バックカメラ	PBC120	セット		
		PRM745	セット		
		PRM74S	セット		
		バックカメラ ノンシャッターカメラ ルームミラータイプ PRM121	セット	R1.9月追加	
日野自動車	モニターディスプレイ	86110-E0081	モニター単体		
		CJ-7620J	モニター単体		
		CJ-7620J-A	モニター単体		
	後方カメラ(シャッター無し)	S0858-E1050	カメラ単体		
		CC-6600B	カメラ単体		
		CC-6600B-*	カメラ単体		
	後方カメラ(シャッター付き)	S0858-E1051	カメラ単体		
		CC-6500B	カメラ単体		
		CC-6500B-*	カメラ単体		
	電子インナーミラー	87810-37150	モニター単体		
		MDS-OTS3	モニター単体		
		86790-37020	カメラ単体		
CM073A-02		カメラ単体			
三菱電機	カービジョン ルームミラー型モニター	CM-6000	モニター単体		
		CM-7200	モニター単体		
		CM-7200A	モニター単体		
		CM-7210	モニター単体		
		CM-7220	モニター単体		
		CM-7230	モニター単体		
		CM-6010	モニター単体		
		CM-6020	モニター単体		
	車両用安全確認カメラシステム	C-4010A	カメラ単体		
		C-4010	カメラ単体		
		C-4060A	カメラ単体		
		C-4060	カメラ単体		
		C-5000	カメラ単体		
	名鉄交通商事	バックモニターセット	MKS-Y01	セット	
	菱和	CAR VISION LCDカラーモニター	CM6010R	モニター単体	
CM6020R			モニター単体		
CM7220R			モニター単体		
CM7230R			モニター単体		
CAR VISION カラーカメラ		C4010R	カメラ単体		
		C4060R	カメラ単体		
	C5000R	カメラ単体			
ワーテックス	BACK EYE SYSTEM	DM806	セット		
		DS806	セット		
		TM806	セット		
		TS806	セット		
	車載用後方確認支援システム +サイドビューシステム	DM806F	セット	R2.3月追加	
		DS806F	セット	R2.3月追加	
		TM806F	セット	R2.3月追加	
		TS806F	セット	R2.3月追加	

(注1)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

(注2)型式欄中に「モニター単体」又は「カメラ単体」と記載のある機種は、モニター及び後方カメラ同時導入でない場合には助成対象となりません。

令和2年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和2年4月1日現在

◆側方視野確認支援装置

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
アールアンドピー	バック&サイドカメラシステム	BE-RV141AO-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AW-RA/RB	セット	2カメラ搭載
		BE-RV141AT-RA/RB	セット	3カメラ搭載
		BE-RV141AQ-RA/RB	セット	4カメラ搭載
		BE-RV141AOTR-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AWTR-RA/RB	セット	2カメラ搭載
		BE-RV141ATTR-RA/RB	セット	3カメラ搭載
		BE-RV141AQTR-RA/RB	セット	4カメラ搭載
アグレクション	SAKIGAKEオプションカメラ	YKC-10A	カメラ単体	PNX-F715-Tへのオプション装着
アルファ・デポ	2チャンネルバックモニターシステム	HIT-712	セット	HIT-712,HIT-714へのオプション装着
	4チャンネルバックモニターシステム	HIT-714	セット	
	赤外線カメラ	HIT-C15MT	カメラ単体	
	超小型カメラ	HIT-C16	カメラ単体	
	超広角カメラ	HIT-C23	カメラ単体	
いすゞ自動車	カラーモニター	CJ-7600*	モニター単体	※クラリオン製
	安全側方確認カメラ	CC-1065*	カメラ単体	
市光工業	セイフティビジョン	ST-9**	モニター単体	
		ST-9**FS	モニター単体	
		ST-9A0FL	モニター単体	
		ST-9B0PR	モニター単体	
		ST-990GG	モニター単体	
		ST-5**	モニター単体	
		ST-5**FS	モニター単体	
		ST-5A0FL	モニター単体	
		ST-5B0PR	モニター単体	
		ST-590GG	モニター単体	
		STR-1**	モニター単体	
		STR-1**FS	モニター単体	
		STR-1B0PR	モニター単体	
		STR-190GG	モニター単体	
	カラー液晶モニター 据置型	ST-900D	モニター単体	
		ST-500D	モニター単体	
		ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター 据置型	STR-100D	モニター単体
	STR-2**T		モニター単体	
	STR-2B0PRT		モニター単体	
市光工業	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター 据置型	STR-290GGT	モニター単体	
		STR-2A0FST	モニター単体	
		STR-200DT	モニター単体	
		STR-2**N	モニター単体	
		STR-2B0PRN	モニター単体	
		STR-290GGN	モニター単体	
		STR-2A0FSN	モニター単体	
		STR-200DN	モニター単体	
	カラー補助カメラ	KC-H15A	カメラ単体	
		KC-H80A	カメラ単体	

(注1) 型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

(注2) 型式欄中に「モニター単体」の記載がある機種は、モニター及び側方カメラ同時導入でなければ助成対象となりません。なお、「カメラ単体」の記載がある機種は、モニター装着済み車両へ後付け装着の場合に限り、側方カメラ単体の導入でも助成対象となります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考	
市光工業	高性能CMOSカラーカメラユニット	KC-450A	カメラ単体	R2.2月追加	
	3Dサラウンドマルチビュー	TSM-100	カメラ単体	R1.11月追加	
		TSM-200	カメラ単体	R2.2月追加、中大型用	
INBYTE	車輻安全管理システム サラウンドカメラ	SVR-7004T	セット	R2.2月追加	
	車輻安全管理システム サラウンドビュー	SVS-6004T	セット	R2.3月追加	
ウインズ・テクノロジー・ジャパン	側方視野確認支援装置(ミニキューブカメラ&モニターセット)	WTJ-MT	セット	R1.7月追加	
	SVM360サラウンドビューモニタリングシステムモニターセット	SVM360-BT10	セット	4カメラ搭載 R1.7月追加	
エフ・アール・シー	トラック専用 リア/サイドビュー・カメラシステム	SRV-700SSRV-700CS	セット	R2.3月型式訂正	
		SRV-900SSRV-900CS	セット	R2.3月型式訂正	
		SRV-1000SSRV-1000C	セット	R2.3月型式訂正	
	トラック専用 サイドビュー・カメラシステム	SV-700CS	セット		
		SV-900CS	セット		
		SV-1000CS	セット		
ORLACO	コーナーアイカメラセット (Corner Eye Camera Set)	0400040	セット		
クラリオン	カラーモニター	CJ-5600*-*	モニター単体		
		CJ-5605*-*	モニター単体		
		CJ-7000*-*	モニター単体		
		CJ-7100*-*	モニター単体		
		CJ-7300*-*	モニター単体		
		CJ-7600*-*	モニター単体		
		CJ-981*-*	モニター単体		
	車載用側方モニター	CJ-7620*-*	モニター単体		
	側方確認カメラ	CC-1060*-*	カメラ単体		
		CC-1601*-*	カメラ単体		
		CC-3000*-*	カメラ単体		
		CC-6100*-*	カメラ単体		
		CC-6110*-*	カメラ単体		
		CC-6500*-*	カメラ単体		
		CC-6600*-*	カメラ単体		
		CC-6601*-*	カメラ単体		
		CC-6650*-*	カメラ単体		
		安全側方確認カメラ	CC-1065*-*	カメラ単体	
			CC-3100*-*	カメラ単体	
			CC-6300*-*	カメラ単体	
CC-6352*-*			カメラ単体		
CC-7202*-*	カメラ単体				
コシダテック	車両後方・側方確認カメラシステム	CM-6010	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加	
		CM-6020	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加	
		CM-7220	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加	
		CM-7230	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加	
		CM6010R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加	
		CM6020R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加	
		CM7220R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加	
		CM7230R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加	
		C-700	カメラ単体	R1.11月追加	

(注1) 型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

(注2) 型式欄中に「モニター単体」の記載がある機種は、モニター及び側方カメラ同時導入でなければ助成対象となりません。なお、「カメラ単体」の記載がある機種は、モニター装着済み車両へ後付け装着の場合に限り、側方カメラ単体の導入でも助成対象となります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
CBC	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(1CH)	ZMC1-SQH44N-25	セット	
		ZMC1-SQH44N-32	セット	
		ZMC1-RVC37-SQH44N	セット	
		ZMC0-RVC27-SQ44N	カメラ単体	
		ZMC0-SQH44N	カメラ単体	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(2CH)	ZMC2-SQH44N-25	セット	
		ZMC2-SQH44N-32	セット	
		ZMC2-SQH44SN-25	セット	
		ZMC2-SQH44SN-32	セット	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(3CH以上)	ZMC1-RVC27-SQ44N	セット	
ジェットイノウエ	超広角カメラ&7インチ高精細モニターセット	GX-00*	セット	R2.3月追加、*は商品ごとに1~3の数字が入ります
		GX-10*AHD	セット	R2.3月追加、*は商品ごとに1~3の数字が入ります
	アナログハイビジョンカメラ専用 7インチモニター(モニター単体)	YKM-700HD	モニター単体	R2.3月追加
	側方カメラ専用ブラケット付50万画素IRカメラ(カメラ単体)	YK-230SIDE	カメラ単体	R2.3月追加
シンクウェアジャパン	バックカメラ	TWC1-TCV100	セット	
	バックカメラ	TW-TCV100	カメラ単体	
スカニアジャパン	コーナーアイカメラキット	2473496	セット	
	フロントビューシステムキット	2545701	セット	
	フロントアンドリアビューシステムキット	2545703	セット	
樋屋ヤック	バックモニターセット	XC-M9SA	セット	
		XC-M9MA	セット	
		XC-M9LA	セット	
		XC-M9XA	セット	
		XC-M9YA	セット	
		XC-M9S	セット	
		XC-M9M	セット	
		XC-M9L	セット	
		XC-M9X	セット	
		XC-M9Y	セット	
	カメラ&7インチモニターセット	XC-M1*	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。
		XC-M1*A	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。 末尾のAは、ルームミラー取り付けブラケット付き。
		XC-M2*	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。
	カメラ&7インチモニターセット	XC-M2*A	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。 末尾のAは、ルームミラー取り付けブラケット付き。
		XC-M1	カメラ単体	XC-M2*又はXC-M2*Aの導入時における側方カメラ増設時に限る。
		XC-M9	カメラ単体	XC-M2*又はXC-M2*Aの導入時における側方カメラ増設時に限る。

(注1) 型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

(注2) 型式欄中に「モニター単体」の記載がある機種は、モニター及び側方カメラ同時導入でなければ助成対象となりません。なお、「カメラ単体」の記載がある機種は、モニター装着済み車両へ後付け装着の場合に限り、側方カメラ単体の導入でも助成対象となります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
日本ビューテック	ナイスビューモニター 2カメラシステムキット	VH-S20/2	セット	
	ナイスビューモニター カメラ増設キット	VH-S20/P2	セット	
	カラーモニター	VH-M20	モニター単体	
	カメラ単体	VW-C20W	カメラ単体	
		VH-C20W	カメラ単体	
		VH-C30W	カメラ単体	
		VH-SC20W	カメラ単体	
		VH-SC30W	カメラ単体	
		VH-CN20	カメラ単体	
VP-C10W-5	カメラ単体			
パーマンコーポレーション	バックカメラ CMOSカメラサイドカメラ用ステーセット	CR32WB	カメラ単体	PRM745,PRM74Sオプションカメラ
	バックカメラ	PRM74S	セット	
日野自動車	モニターディスプレイ	86110-E0081	モニター単体	
		CJ-7620J	モニター単体	
		CJ-7620J-A	モニター単体	
	左カメラ	86790-E0050	カメラ単体	
		CC-6100*	カメラ単体	
		CC-6100*-*	カメラ単体	
三菱電機	カービジョン ルームミラー型モニター	CM-6000	モニター単体	
		CM-7200	モニター単体	
		CM-7200A	モニター単体	
		CM-7210	モニター単体	
		CM-7220	モニター単体	
		CM-7230	モニター単体	
		CM-6010	モニター単体	
		CM-6020	モニター単体	
	車両用安全確認カメラシステム	C-4010A	カメラ単体	
		C-4010	カメラ単体	
		C-5000	カメラ単体	
菱和	CAR VISION LCDカラーモニター	CM6010R	モニター単体	
		CM6020R	モニター単体	
		CM7220R	モニター単体	
		CM7230R	モニター単体	
	CAR VISION カラーカメラ	C4010R	カメラ単体	
		C5000R	カメラ単体	
ワーテックス	車載用後方確認支援システム	DM806	セット	
		DS806	セット	
		TM806	セット	
		TS806	セット	
	車載用後方確認支援システム +サイドビューシステム	DM806F	セット	
		DS806F	セット	
		TM806F	セット	
		TS806F	セット	
	サイドビューシステム	XL-806-IF	セット	

(注1) 型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

(注2) 型式欄中に「モニター単体」の記載がある機種は、モニター及び側方カメラ同時導入でなければ助成対象となりません。なお、「カメラ単体」の記載がある機種は、モニター装着済み車両へ後付け装着の場合に限り、側方カメラ単体の導入でも助成対象となります。

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

〒 _____ 住 所 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ (印)

電話番号 _____

担当者名 _____

※印鑑は貴社印 (丸印) を押印してください

令和2年度 後方視野確認支援装置等導入促進助成金交付申請書(兼 誓約書)

弊社車両に導入の後方視野確認支援装置等について、下記のとおり助成申請いたします。

なお、装置等の導入に対して、国の助成金交付申請を行わない (行っていない) ことをここに誓います

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (※様式2の助成金額合計①と同額とする)

(車両 _____ 台分 後方視野確認支援装置 _____ 装置 側方視野確認支援装置 _____ 装置)

2. 助成金振込先口座

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座種別 (当座 ・ 普通) 口座番号 _____

フリガナ
口座名義 _____

〈必要書類〉 (※ 詳細は別紙案内をご覧ください)

- ① 後方視野確認支援装置等導入助成金申請内訳書 (様式2)
- ② 後方視野確認支援装置等 装着証明書 (様式3)
- ③ 暴力団排除の誓約書 (様式4)
 ←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。
- ④ 請求書の写し (※新車導入に装着の場合は車両見積書の写し、機器をリース・割賦契約の場合は機器見積書の写し)
- ⑤ 領収書の写し (振込み明細書等でも可) またはリース契約・割賦契約の場合は契約書の写し (契約書に車番等の記載がない場合は物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付して下さい)
- ⑥ 装着車両の自動車検査証の写し (有効期限内のもの)
- ⑦ トレーラー装着時の誓約書 (様式5) ※トレーラーに装着された方のみ。

● 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい ●

後方視野確認支援装置等導入助成金申請内訳書

事業者名

No.	装着車両登録番号	後方視野装置記入欄				側方視野装置記入欄				装着年月日
		装置メーカー名	モニター/カメラ型式 (一体型は型式名のみを記入)	本体購入価格 (消費税・工賃 抜きの価格)	助成金額 ※購入価格の1/2 (上限4万円)	装置メーカー名	モニター/カメラ型式 (一体型は型式名のみを記入)	本体購入価格 (消費税・工賃 抜きの価格)	助成金額 ※購入価格の1/2 (上限1万円)	
例1	大阪(和泉 な)にわ・堺 800あXXXX	市光工業㈱	ST-990GG/XC-400A	〇〇,〇〇〇円	▲▲,▲▲▲円	-	-	円	令和〇年〇月〇日	
例2	(大阪・和泉 な)にわ・堺 800かXXXX	㈱日本ヴェテック	TKV-S20	〇〇,〇〇〇円	▲▲,▲▲▲円	-	-	円	令和〇年〇月〇日	
例3	大阪・和泉 (な)にわ・堺 800うXXXX	クラリオン㈱	CJ-7600/CC-6500	〇〇,〇〇〇円	▲▲,▲▲▲円	クラリオン㈱	CC-6500	××,×××円	△△,△△△円	令和〇年〇月〇日
例4	大阪・和泉 な)にわ(堺) 800おXXXX	-	-	円	円	三菱電機㈱	C-5000	××,×××円	△△,△△△円	令和〇年〇月〇日
1	大阪・和泉 な)にわ・堺			円	円			円	円	令和 年 月 日
2	大阪・和泉 な)にわ・堺			円	円			円	円	令和 年 月 日
3	大阪・和泉 な)にわ・堺			円	円			円	円	令和 年 月 日
4	大阪・和泉 な)にわ・堺			円	円			円	円	令和 年 月 日
5	大阪・和泉 な)にわ・堺			円	円			円	円	令和 年 月 日
6	大阪・和泉 な)にわ・堺			円	円			円	円	令和 年 月 日
7	大阪・和泉 な)にわ・堺			円	円			円	円	令和 年 月 日
8	大阪・和泉 な)にわ・堺			円	円			円	円	令和 年 月 日
9	大阪・和泉 な)にわ・堺			円	円			円	円	令和 年 月 日
10	大阪・和泉 な)にわ・堺			円	円			円	円	令和 年 月 日
11	大阪・和泉 な)にわ・堺			円	円			円	円	令和 年 月 日
12	大阪・和泉 な)にわ・堺			円	円			円	円	令和 年 月 日
13	大阪・和泉 な)にわ・堺			円	円			円	円	令和 年 月 日
14	大阪・和泉 な)にわ・堺			円	円			円	円	令和 年 月 日
15	大阪・和泉 な)にわ・堺			円	円			円	円	令和 年 月 日
助成金額合計① (後方視野装置助成金額+側方視野装置助成金額)										
円										

※装置型式等は正確に記載して下さい。(助成対象装置一覧参照)

※助成対象装置一覧で「モニター単体」又は「カメラ単体」と記載のある機種については、両方を記載して下さい。なお、既存の後方視野支援装置に側方カメラ単体を後付け装着した場合も助成対象となります。

※例1はモニターとカメラの両方を記載が必要な機種を導入した場合。例2はモニターとカメラが一体型(対象機種一覧のセットと標記している機種)を導入した場合。

例3は後方・側方両方を導入した場合、この場合は1モニターに2カメラを機種を導入した場合。例4は既存の後方視野確認装置に側方カメラのみを導入した場合。

※市光工業製モニター型式につきましては、「ST-000シリーズ」等の記載ではなく詳細な品番を記載して下さい。請求書及び見積書にも同様の記載をして下さい。

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

後方視野確認支援装置等 装着証明書

下記事業所保有の車両に対し、下表のとおり当社が安全装置（後方視野確認支援装置等）を装着したことを証明いたします。

【導入事業所】

(装着証明者) ※印鑑は貴社印(丸印)を押印してください。

事業者名:
所在地:
電話番号:

事業者名:
代表者名:



【装着車両一覧】

No.	装着車両番号	後方視野装置記入欄		側方視野装置記入欄		装着年月日
		装置メーカー名	モニター/カメラ型式 (一体型は型式名のみを記入)	装置メーカー名	モニター/カメラ型式 (一体型は型式名のみを記入) <small>(左・右両方に取り付けられた場合は、左を優先に○をして下さい)</small>	
例1	(大阪・和泉) なにわ・堺 800あXXXX	市光工業(株)	ST-990GG/XC-400A	-	右・左	令和〇年〇月〇日
例2	(大阪) 和泉・なにわ・堺 800かXXXX	(株)日本ヴェータック	TKV-S20	-	右・左	令和〇年〇月〇日
例3	(大阪・和泉) (印) なにわ・堺 800うXXXX	クラリオン(株)	CJ-7600/CC-6500	クラリオン(株)	右・左	令和〇年〇月〇日
例4	(大阪・和泉) (印) なにわ・堺 800おXXXX	-	-	三菱電機(株)	右・左	令和〇年〇月〇日
1	(大阪・和泉) なにわ・堺				右・左	令和 年 月 日
2	(大阪・和泉) なにわ・堺				右・左	令和 年 月 日
3	(大阪・和泉) なにわ・堺				右・左	令和 年 月 日
4	(大阪・和泉) なにわ・堺				右・左	令和 年 月 日
5	(大阪・和泉) なにわ・堺				右・左	令和 年 月 日
6	(大阪・和泉) なにわ・堺				右・左	令和 年 月 日
7	(大阪・和泉) なにわ・堺				右・左	令和 年 月 日
8	(大阪・和泉) なにわ・堺				右・左	令和 年 月 日
9	(大阪・和泉) なにわ・堺				右・左	令和 年 月 日
1 0	(大阪・和泉) なにわ・堺				右・左	令和 年 月 日
1 1	(大阪・和泉) なにわ・堺				右・左	令和 年 月 日
1 2	(大阪・和泉) なにわ・堺				右・左	令和 年 月 日
1 3	(大阪・和泉) なにわ・堺				右・左	令和 年 月 日
1 4	(大阪・和泉) なにわ・堺				右・左	令和 年 月 日
1 5	(大阪・和泉) なにわ・堺				右・左	令和 年 月 日

※装置型式等は助成対象装置一覧参照のうえ、正確に記載して頂き、証明書類のため修正液等は使用しないでください。

※助成対象装置一覧で「モニター単体」又は「カメラ単体」と記載のある機種については、両方を記載して下さい。なお、既存の後方視野支援装置に側方カメラ単体を後付け装着した場合も助成対象となります。

※市光工業製モニター型式につきましては、「ST-000シリーズ」等の記載ではなく詳細な品番を記載して下さい。請求書及び見積書にも同様の記載をして下さい。

※例1はモニターとカメラの両方を記載が必要な機種を导入した場合。例2はモニターとカメラが一体型(対象機種一覧のセットと標記している機種)を导入した場合。

例3は後方・側方両方を导入した場合、この場合は1モニターに2カメラを機種を导入した場合。例4は既存の後方視野確認装置に側方カメラのみを导入した場合。

※必ず原本を添付下さい。

(様 式 4)

令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者



(様 式 5)

令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所

事業者名

代表者名 ⑩

※印鑑は貴社印（丸印）を押印して下さい

トレーラー装着時の誓約書

弊社は、下記の車両以外にモニターとカメラを装着し使用いたしません。
なお、装置メーカーおよび型式名、装着年月日は別紙様式2、様式3のとおりになります。

記

●装着車両一覧

No.	ヘッド車番	トレーラー車番
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

※トレーラーに装着された方のみ。ヘッドにモニター、シャーシにカメラを取り付けられた方は添付して下さい。

以 上

通 報

大ト協第61号
令和2年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

令和2年度 アルコールインターロック装置導入促進助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では飲酒運転防止に効果がある「吹込み式アルコールインターロック装置」の取付に対し、その導入経費の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 募集期間 令和2年4月1日(水)～令和3年2月26日(金)

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。(終了の際は
大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内)

2. 助成額・上限台数

1装置あたり機器の本体購入価格の1/2、最大5万円(消費税・取付工賃等は助成対象外)とし、1事業者あたり15台を上限とする。

3. 助成対象装置

(公社)全日本トラック協会の定める装置

別紙 令和2年度助成対象装置一覧をご覧ください。(追加・変更等は随時ホームページにて更新します。)

4. 助成条件(すべてに該当する必要があります)

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両(大阪・和泉・なにわ・堺)に導入する場合であること。(自家用車、軽自動車を除く)
- 国の補助金が交付された(交付申請を行なう)装置については重複助成いたしません。

- 賃貸借・中古機器等は助成いたしません。(装置装着済中古車両の購入等を含む)
- **令和2年4月1日以降、装着・支払いをした装置を助成対象とします。(新車の場合は登録日が令和2年4月1日以降のもの)**

5. 必要書類 (郵送可)

- ① 令和2年度アルコールインターロック装置導入促進助成金交付申請書 (兼 誓約書) (様式1)
- ② アルコールインターロック装置導入助成金申請内訳書 (様式2)
- ③ アルコールインターロック装置 装着証明書 (様式3)
- ④ 暴力団排除の誓約書 (様式4)
 ※令和2年度中に他の助成事業を利用の際に、すでにご提出いただければ提出不要
- ⑤ 請求書の写し **(※新車導入に装着の場合は車両の見積書の写し)**
※必ず導入機器の型式・税抜き本体価格(工賃を除く)が明記されたもの。
 ※領収書と金額が一致すること。(請求書が複数にわたる場合は領収額に合致するよう、全ての写しを添付して下さい。)
- ⑥ 領収書の写し (振込み明細書等でも可) または、リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し
 ※領収日が令和2年4月1日以降のもの。(手形の場合は手形決済日が令和3年3月末までのもの) ※余白部分に手形決済日を書き添えて下さい
※割賦販売契約書・リース契約書で、契約日・契約期間・車両番号等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付してください。
 ※通帳のコピーは不可
 ※振り込み明細書等については振込先・振込元・振込日・振込額が確認できるもの。(助成申請に係る該当箇所以外の黒塗りは可ですが、該当箇所のみを切り貼り等加工されたものは不可)
- ⑦ 装着車両の自動車検査証の写し(助成申請日において有効期限内のもの)

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、
必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。
 ※記入を訂正する際、修正液等は使用しないでください。
 ※同時に他の助成金申請をする場合、見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書・車検証のそれぞれの写しは**申請する助成金ごとすべてに添付**して下さい。

6. 申請ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 交通・環境部 宛

お問合せ電話番号 (06) 6965-4033

7. 注意事項

- 助成申請は、機器の装着完了後およびお支払い完了後（リース契約・割賦契約の場合は契約完了後）となります。（助成金の枠取りはいたしません）
- 助成申請は**申請書類に不備・不足がない状態**で、当協会で受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で書類が到着していない場合や(郵送中等)、終了時点において郵送による申請等で当協会にてお預かりしている書類に不備・不足があり受理となっていない場合は受付できません。

令和2年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

別添2

令和2年4月1日現在

◆呼気吹き込み式アルコールインターロック

装置メーカー名	装置名称	型式	備考
秋田県貿易	アルコ・インターロックPro	FIT228-LC	
東海電子	ALC-ZERO	T-ALC-LK100 (カメラなし、SDなし)	
	ALC-ZERO II	T-ALC-LK200 (カメラ、SDあり)	

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

〒 _____ 住 所 _____

_____ 事業者名 _____

_____ 代表者名 _____ (印)

_____ 電話番号 _____

_____ 担当者名 _____

※印鑑は貴社印（丸印）を押印してください

令和2年度 アルコールインターロック装置導入促進助成金交付申請書(兼 誓約書)

弊社車両に導入のアルコールインターロック装置について、下記のとおり助成申請いたします。
なお、装置の導入に対して、国の助成金交付申請を行わない（行っていない）ことをここに誓
います

記

1. 助成金申請額 _____ 円（ _____ 台分）※様式2の助成金額合計①と同額とする

2. 助成金振込先口座

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座種別（当座・普通） _____ 口座番号 _____

フリガナ _____
口座名義 _____

〈必要書類〉（※ 詳細は別紙案内をご覧ください）

- ① アルコールインターロック装置導入助成金申請内訳書（様式2）
- ② アルコールインターロック装置装着証明書（様式3）
- ③ 暴力団排除の誓約書（様式4）

←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。

- ④ 請求書の写し（※新車導入に装着の場合は車両見積書の写し、機器をリース・割賦契約の場合は機器見積書の写し）
- ⑤ 領収書の写し（振込み明細書等でも可）またはリース契約・割賦契約の場合は契約書の写し（契約書に車番等の記載がない場合は物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付して下さい）
- ⑥ 装着車両の自動車検査証の写し（有効期限内のもの）

● 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい ●

アルコーインターロック装置導入助成金申請内訳書

装着車両登録番号	装置メーカー名	型式	本体価格 税・工賃抜き	助成金額	装着年月日
1 (大阪・和泉・なにわ・堺)			円	円	令和 年 月 日
2 (大阪・和泉・なにわ・堺)			円	円	令和 年 月 日
3 (大阪・和泉・なにわ・堺)			円	円	令和 年 月 日
4 (大阪・和泉・なにわ・堺)			円	円	令和 年 月 日
5 (大阪・和泉・なにわ・堺)			円	円	令和 年 月 日
6 (大阪・和泉・なにわ・堺)			円	円	令和 年 月 日
7 (大阪・和泉・なにわ・堺)			円	円	令和 年 月 日
8 (大阪・和泉・なにわ・堺)			円	円	令和 年 月 日
9 (大阪・和泉・なにわ・堺)			円	円	令和 年 月 日
10 (大阪・和泉・なにわ・堺)			円	円	令和 年 月 日
11 (大阪・和泉・なにわ・堺)			円	円	令和 年 月 日
12 (大阪・和泉・なにわ・堺)			円	円	令和 年 月 日
13 (大阪・和泉・なにわ・堺)			円	円	令和 年 月 日
14 (大阪・和泉・なにわ・堺)			円	円	令和 年 月 日
15 (大阪・和泉・なにわ・堺)			円	円	令和 年 月 日
助成金額合計①					円

※ 装置メーカー名、型式は助成対象機器一覧のとおりに正確にご記入下さい。

※ 助成金額は本体購入価格の1/2とし、上限は50,000円です。(請求書・見積書に明記されている金額をご記入下さい)



アルコールインターロック装置 装着証明書

記入日：[令和 年 月 日]

一般社団法人大阪府トラック協会 会 長 殿 当社が下記事業者保有の下表車両に対し、下表のとおり助成対象のアルコールインターロック装置を装着(搭載)したことを証明いたします。 【導入先事業者名】 (貨物運送事業者名)	【装着証明事業者】 (自動車販売会社等) 所在地
	事業者名
	代表者名 ㊞ <small>※社印(個人印不可)</small>
	電話番号
	取付担当者名 (連絡先担当者)

【装着車両一覧】

No.	装着車両番号	装着機器		装着年月日
		装置メーカー名	型式	
1	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
2	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
3	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
4	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
5	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
6	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
7	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
8	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
9	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
10	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
11	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
12	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
13	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
14	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
15	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日

- ※ ディーラー各社・自動車整備工場・販売店等に作成を依頼して下さい。
- ※ 装置メーカー名、型式は助成対象機器一覧のとおり正確にご記入下さい。
- ※ 証明書類につき、**修正液等は使用しないで下さい。**

※ 必ず原本を添付して下さい。

(様 式 4)

令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

通 報

大ト協第62号
令和2年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

令和2年度環境対応車導入にかかる助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和2年度も、環境対策事業の一環として環境対応車〔CNG（天然ガス）車・ハイブリッド車〕の導入経費の一部助成を実施いたします。

つきましては、同車の導入をご計画の事業者のみなさまは、下記に基づきお手続きいただきますようご案内申し上げます。

なお、国土交通省の補助金事業につきましては、トラック協会では受付業務は実施しておりません。国土交通省の実施要綱等を確認の上、近畿運輸局で各自申請手続きを行ってください。

記

1. 申請期間

令和2年4月1日(水)～令和2年11月30日(月)

※助成予算枠に達した時点で申込みの取り扱いを終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

2. 助成の条件

- (1) 車両総重量2.5トン超の新車の営業用貨物自動車で、導入する車両の使用本拠の位置が大阪府下（大阪・和泉・なにわ・堺ナンバー）であること。
- (2) 事前申請であること（但し、案内時期の関係上、4月～6月に登録した車両に限り事後申請を認める。その場合、7月3日(金)までに申請を行うこと）。
- (3) 令和3年2月28日(金)までに必ず登録が完了し、実績報告を含めたすべての書類を必ず提出すること。

(4) 1台から助成は可能です。

※ただし、国土交通省の補助金を併用する場合、下記の緩和条件を満たさない場合は、原則として**1社3台以上**導入することが条件となります。また、一括購入(**割賦購入不可**)またはリースによる導入が必須となります。

(詳しくは、国土交通省の補助金事業案内等をご覧ください)

【https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000003.html】

【緩和条件】①グリーン経営認証取得事業者

②Gマーク認定事業者

③IS09001/14001適合組織のいずれかに適合していること。

※リース利用の場合は、1台から助成は可能。

3. 補助金額

◎CNG車

最大積載量	大ト協	全ト協	助成額合計
2トン・3トンクラス	122,000円	122,000円	244,000円
4トンクラス	459,000円	459,000円	918,000円
大型(車両総重量25トンクラス)	0円	1,000,000円	1,000,000円

◎ハイブリッド自動車

最大積載量	大ト協	全ト協	助成額合計
2トンクラス	97,000円	97,000円	194,000円
4トンクラス	335,000円	335,000円	670,000円

4. 申込要領

① 導入希望の事業者の方は、別添「令和2年度 環境対応車導入助成申込書」に必要事項記入のうえ、大ト協 交通・環境部までFAX [(06) 6965-4029] でお申し込みください。(仮申請)

② 大ト協より仮申請の事業者に対し、導入台数分の「**環境対応車導入促進助成金交付申請書(以下、申請書)**」を送付いたしますので、記載・押印の上、下記まで申請(郵送・持込み)してください。(本申請)

注1. **申請書は必ず1台ごとにご記入下さい。**

※申請書1枚につき複数台の申請は受理いたしません。

注2. 暴力団排除の誓約書（様式1）を添付してください。（令和2年度中に他の助成事業を利用の際に、すでにご提出いただければ、提出不要です。）

（申請先）〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL（06）6965-4033

5. 注意事項

- （1）本助成と自動車環境総合改善対策費補助金との併用はできますが、**その他の助成金との併用はできません。**（但し、大型CNG車を除く）
- （2）リースの場合導入決定に当たりましては、リース利用会社〔一般財団法人環境優良車普及機構（LEVO）を含む〕の審査があります。
- （3）CNG車をリースにて導入する場合は、一般財団法人環境優良車普及機構（LEVO）のみとなります。

【参考】国土交通省「自動車環境総合改善対策費補助金」

※経年車の廃車を伴う新車導入の場合も、新車導入のみの場合も同じ補助金額です

◎CNG車

最大積載量	要件	補助金額
2トン・3トンクラス	改造費の1/3	243,000円
4トンクラス	改造費の1/3	916,000円

注) 最大積載量5トン、かつ車両総重量8トン以上の改造車両については、補助対象外となります。

◎ハイブリッド車

最大積載量	要件	補助金額
2トンクラス	改造費の1/3	256,000円
4トンクラス	改造費の1/3	893,000円

注) 最大積載量2トン、かつ車両総重量4トン以下の車両については、国の補助対象外となります。

令和2年度 環境対応車（CNG車・HV車）導入助成 申込書

申込年月日	令和2年 月 日	支 部	受付 No. (記入不要)
事業者名		連絡担当者	
住 所	〒	TEL	
		FAX	
種 別	天然ガス（CNG）自動車 ・ ハイブリッド（HV）自動車		
台 数	リ ー ス	買 取 (割賦含む)	台 計
ハイブリッド車リース の 場 合	台	台	台
	LEVOリース利用 ・ 一般リース会社利用 リース会社名 ()		
< 備 考 >	登録予定時期	月	
	車種 小型(2・3tクラス)	台、中型(4tクラス)	台、大型(車両総重量25t)

※ 各項目必ずご記入ください

FAX. (06) 6965-4029

(様式1)

令和2年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込みにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

通 報

大ト協第63号
令和2年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

令和2年度 低燃費タイヤ（エコタイヤ）導入にかかる助成について （ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、環境保全対策の一環として、走行距離に対する燃料消費量を抑制し、CO₂排出量を削減するとされる低燃費タイヤの導入費用の一部助成を実施いたします。つきましては、以下の要領をご参照のうえご活用いただきますようご案内申しあげます。

記

1. 募集期間 令和2年4月1日（水）～令和3年2月26日（金）

上記期間に、タイヤの装着および代金支払後、申請書類が大ト協に必着のもの。助成予算枠に達した時点で、当協会のホームページ（TOPICS 欄）でのお知らせにより、申込みの取り扱いを終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申しあげます。

2. 助成対象タイヤ

○タイヤメーカーが公表する検証データ等に基づき、大ト協が別表1に定めた新品タイヤとします。

○別表1のタイヤに追加、変更等がありましたら、大ト協ホームページの「各種助成事業」欄でご案内いたします。

○再生タイヤ、スペアタイヤは対象外です。

○新製品・他メーカー製などについては、お問合せください。

3. 助成額 ・ 上限本数

タイヤ1本 上限 **3,000円**

1事業者につき、大阪府下自社保有営業用貨物車両1台あたり、タイヤがついている本数まで、かつ最大100本までを上限とします。（※各事業者ごとに、保有車両台数

等により上限本数が異なります)

(例) タイヤが6本ついている車両の場合、夏タイヤ・冬タイヤ等すべてあわせて年度中に6本を上限とします。

(例) 1台あたりタイヤが10本ついている車両を5台と、6本ついている車両を5台保有している事業者の場合、
 $10本 \times 5台 + 6本 \times 5台 = \underline{80本}$ を上限として申請できます。

4. 助成条件 (以下のすべてに該当する必要があります)

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両(大阪・なにわ・堺・和泉ナンバー)に、令和2年4月1日以降、新たに新品のタイヤを導入・装着していること。(軽自動車、自家用車は不可)
- 新車導入で購入の場合は、登録日が令和2年4月1日以降のもの
- 被けん引車両に装着したタイヤも助成します。
- 消費税・取付工賃等には助成いたしません。

5. 助成申請必要書類 (郵送可)

- ① (様式1) 令和2年度 低燃費タイヤ導入助成金交付申請書
- ② (様式2) 低燃費タイヤ導入内訳書
 - ・タイヤメーカー名・商品名等は別表1を参照してください。
- ③ (様式3) 低燃費タイヤ装着証明書
 - ・タイヤ販売店等に依頼し、作成してもらってください。
 - ・【導入事業者名】欄に、運送事業者名をご記入ください。
 - ・タイヤメーカー名・商品名等は別表1を参照してください。
- ④ (様式4) 暴力団排除の誓約書
 - ・令和2年度中に、他の助成事業で提出済であれば不要です。
- ⑤ 請求書 (写)
 - ・請求書 (見積書) は、タイヤメーカー名・商品名・単価・本数等が明記されていること。(タイヤメーカー名・商品名等は別表1を参照してください)
 - ・請求書の額と領収証 (または振込明細書等) の額が同じであること。数件の請求書を合算して支払った場合は、すべての請求書 (写) を添付してください。
 - ・請求書は、該当箇所のみならず、全ページの写しを添付してください。
 - ・車両とタイヤを同時に導入する場合、車両見積書 (写) を添付してください。
 - ・請求書 (見積書) に値引き表示がある場合、どの項目にかかる値引きかが明記されていること。(例: 「取り付け費値引き」など)
- ⑥ 領収証 (写) (※振込明細書等 (写) も可)

リース契約の場合はリース契約書（写）

割賦購入の場合は割賦販売契約書（写）

- ・リース契約書や割賦販売契約書等に、契約日が記載されていること。
- ・契約書等に、登録車番が記載されていない場合は、物件受領証等の車番がわかるもの（写）を添付してください。
- ・領収証、振込明細書等は、振込日、金額、振込元、振込先が確認できるものであること。また、切り貼りや修正があるものは不可としますが、必要箇所以外（残高等）を黒く塗りつぶすのは可とします。
- ・通帳の写しは不可とします。
- ・領収証等の代金領収日が、令和2年4月1日以降であること。
- ・手形でのお支払は、令和3年3月末までの決済分が助成対象となりますので、領収証（写）の余白部分に決済日（支払期日）をご記入ください。

⑦車検証（写）

- ・申請時点で、有効期間内のもの。

⑧その他

- ・必要に応じて、こちらからご提出をお願いする場合があります。

6. その他

- 申請書類等に不明瞭な点が見られる場合は、助成いたしません。
- 申請書類の写しを手許で保存される場合は、各社にて申請前にコピーを取っておいてください。
- 記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してください。
- 募集期間中に、複数回ご申請できます。

（助成金申請先ならびにお問合せ先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL：（06）6965-4033 FAX：（06）6965-4029

低燃費タイヤ助成対象一覧

(別表1)

令和2年4月 現在

メーカー名	ブランド名	商品名	備考	
(株)ブリヂストン	ECOPIA (エコピア)	M801	スタッドレス	
		M801II		
		W901		
		W911II		
		R214		
		M812		
		R710		
住友ゴム工業(株) (ダンロップファルケンタイヤ)	ECORUT (エコルト)	SP128	スタッドレス	
		SP628		
		SP068		
		SP088		
	ENASAVE (エナセーブ)	SP688Ace		
		SPLT38		
		SPLT50		
VAN01				
横浜ゴム(株)	ZEN (ゼン)	102ZE	スタッドレス	
		702ZE-i		
		902ZE		
		903ZW		
	PRO FORCE TOUGH(プロフォース7)	TY787T		315/80R22.5のみ
	BlueEarth(ブルーアース)	LT152R		スタッドレス 315/80R22.5のみ
	PRO FRORSE(プロフォース)	RY01		
		SY397		
		LT752R		
	iceGUARD (アイスガード)	IG91		
	iceGUARD (アイスガード)	IG91forVAN		
	JOB RY52			
TOYO TIRE(株)	NANOENERGY(ナノエナジー)	M166	スタッドレス	
		M176		
		M134E		
		M676		
	ZEROSYS/NANOENERGY	M966		
	DELVE X (デルベックス)	M634		
		M934		
日本ミシュランタイヤ(株)	ENERGY TIRE (エナジタイヤ)	XJE4 MIX ENERGY	スタッドレス	
		X LINE ENERGY Z		
		XZN+ MIX ENERGY		
		X ONE LINE ENERGY D		
	GREEN TIRE(グリーンタイヤ)	XDW ICE GRIP GREEN		

※上記以外の低燃費タイヤ商品についてはお問い合わせ下さい。



(様 式 1)

年 月 日

支 部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒 ー

住 所 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ (印)

電話番号 _____

担当者名 _____

※印鑑は貴社印 (丸印) を押印してください

令和2年度 低燃費タイヤ導入助成金交付申請書

当社車両に対し低燃費タイヤを導入いたしましたので、要領に基づき下記の通り助成金の交付を申請いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (@3,000 円 × _____ 本)

2. 助成金振込先口座

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座種別 (当座 ・ 普通) _____ 口座番号 _____

フリガナ _____
口座名義 _____

<必要書類> (※ ご提出前に下記の書類が揃っているかご確認下さい)

- ① (様式2) 低燃費タイヤ導入内訳書
- ② (様式3) 低燃費タイヤ装着証明書
- ③ (様式4) 暴力団排除の誓約書

←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。

- ④ 請求書の写し (※新車導入および機器のみをリース・割賦契約の場合は見積書の写し)
- ⑤ 領収書の写し (振込み明細書等でも可)、リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し (契約書に車番等の記載がない場合は物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付してください)
- ⑥ 装着車両の自動車検査証の写し (有効期限内のもの)

◆助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい◆

(様式 2)

低燃費タイヤ導入内訳書

	装着車両番号	メーカー名	商品名	本数	装着年月日
1	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
2	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
3	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
4	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
5	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
6	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
7	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
8	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
9	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
10	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
11	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
12	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
13	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
14	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
15	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
16	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
17	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
18	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
19	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
20	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
				合計	本



(様式 3)

年 月 日

(装着証明者)

住 所 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ ㊟

電話番号 _____

※装着証明者の会社印（丸印）を押印してください

低燃費タイヤ装着証明書

下記事業者保有の車両に対し、下記のとおり当社が低燃費タイヤを装着したことを証明いたします。

【導入事業者名】 _____

No.	装着車両番号	装着タイヤ			装着年月日
		メーカー名	商品名	本数	
1	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
2	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
3	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
4	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
5	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
6	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
7	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
8	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
9	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
10	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
11	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
12	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
13	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
14	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
15	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
16	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
17	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
18	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
19	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
20	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日

※ タイヤ販売店等に依頼し、作成してください。

(様式 4)

年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

※貴社印（丸印）を押印してください

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

通 報

大ト協第64号
令和2年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

令和2年度 EMS機器 (デジタルタコグラフ) 導入にかかる助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当協会では、エコドライブの実践について効果があるとされるEMS機器 (デジタルタコグラフ) について、導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご活用いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 募集期間

令和2年4月1日 (水) ~令和3年2月26日 (金)

※上記期間に、申請書類が大ト協に必着のもの。

上記期間内であっても、助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきます。予めご了承くださいようお願い申し上げます。**(終了の際は、大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内します。)**

2. 助成対象機器

(別表) 令和2年度対象機器一覧 (EMS機器) を参照してください。(公社) 全日本トラック協会の定めるEMS機器 (デジタルタコグラフ) とします。助成対象機器に追加・変更等がありましたら、大阪府トラック協会ホームページの「各種助成事業」欄でご案内いたします。

3. 助成額・上限台数

1台あたり機器本体価格の1/2、かつ上限2万円までとし、1事業者あたり上限台数は20台までとします。

4. 助成条件 (以下のすべてに該当する必要があります)

○大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両 (大阪・なにわ・堺・和泉ナンバー) に、新品の機器を装着すること。(被けん引、軽自動車、自家用車

を除く)

- 令和2年4月1日以降に、導入・装着後、代金を支払った機器を、助成対象とします。
- 新車導入で購入の場合は、登録日が令和2年4月1日以降のもの。
- 導入方法は、買い取り（一括、割賦）、リースのいずれかとし、賃貸借機器・中古機器等は助成対象外とします。
- 機器本体価格のみに助成し、消費税・事務所用機器・解析ソフト・取付工賃等は助成対象外とします。
- アナログタコグラフは、助成いたしません。
- 1台の機器で、デジタルタコグラフ機能とドライブレコーダ機能を両方備えている場合、(別表) 令和2年度対象機器一覧 (EMS機器) 欄に○印がついている機器のみ、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダの両方で助成申請できます。
- 1台の機器で、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダ・ASV (先進安全自動車) の3つの機能を備えている場合、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダの両方で申請するか、ASV (先進安全自動車) として申請してください。
- 国の補助金が交付された機器については、重複助成いたしません。**

5. 助成申請必要書類 (郵送可)

- ① (様式1) 令和2年度 EMS機器導入助成金交付申請書 (兼誓約書)
- ② (様式2) EMS機器導入内訳書
 - ・機器メーカー名等は、(別表) を参照してください。
- ③ (様式3) EMS機器装着証明書
 - ・機器メーカー名等は、(別表) を参照してください。
 - ・【導入事業者名】欄に、運送事業者名をご記入ください。
- ④ (様式4) 暴力団排除の誓約書
 - ・年度中に、他の助成事業で提出済の場合は不要です。
- ⑤請求書 (写)
 - ・請求書 (見積書) は、機器メーカー名・型式・本体価格等が明記されていること。
 - ・請求書の額と領収証 (または振込明細書等) の額が同じであること。数件の請求書を合算して支払った場合は、すべての請求書 (写) を添付してください。
 - ・請求書は、該当箇所のみならず、全ページの写しを添付してください。
 - ・車両と機器を一括で導入する場合、もしくは機器のみをリース契約および割賦購入する場合は、見積書 (写) を添付してください。
 - ・請求書 (見積書) に値引き表示がある場合、どの項目にかかる値引きかが明記されていること。(例: 「設定費値引き」など)
- ⑥領収証 (写) (※振込明細書等 (写) も可)
 - リース契約の場合はリース契約書 (写)
 - 割賦購入の場合は割賦販売契約書 (写)

- ・リース契約書や割賦販売契約書等に、契約日が記載されていること。また、契約書等に登録車両番号が記載されていない場合は、物件受領証等（写）を添付してください。
- ・領収証、振込明細書等は、振込日、金額、振込元、振込先等が確認できるものとします。切り貼りや修正があるものは不可としますが、必要箇所以外の部分（残高等）を黒く塗りつぶしていただくのは可とします。
- ・通帳の写しは不可とします。
- ・領収証等の代金領収日が、令和2年4月1日以降であること。
- ・手形でのお支払は、令和3年3月末までの決済分が助成対象となりますので、領収証（写）の余白部分に手形決済日（支払期日）をご記入ください。

⑦車検証（写）

- ・助成金を申請する時点で有効期間内のもの。

⑧その他

- ・上記の書類の他、必要に応じてこちらからご提出をお願いすることがあります。

6. その他

- 申請書類等に不明瞭な点がみられる場合は、助成いたしません。
- 申請書類の写しを手許で保存される場合は、各社にて申請前にコピーを取っておいてください。
- 記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してください。
- 募集期間中に、複数回ご申請できます。
- 機器の在庫状況等については、販売店等にご確認ください。

（助成金申請先ならびにお問合せ先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL：（06）6965-4033 FAX：（06）6965-4029

令和2年度対象機器一覧(EMS機器)

令和2年4月1日現在

(別表)

機器メーカー名	機器名称	型式	DR助成対象	備考
ITSグリッド	スマートロジ	PSL-0101		
あきば商会	タコドラ	MAS-A1		
		MAS-A1DR	○	
アポロ技研	AdaptEco	AD-E1		
いすゞ自動車	MIMAMORIコントローラー	17MDU		※ドラレコとのセットは、アイ・シー・エル製「IDR-1200M」と運動要
NPシステム開発	e-Tacho	NET-300		
		NET-380	○	
		NET-500		
		NET-580	○	
		NET-780	○	
エムモビリティ	SKYEYEDMS	RYK-CC201	○	※別途通信契約要
中日諏訪オプト電子ファインフィットデザインカンパニー	デジタルタコグラフGFIT	FD-1000		
	デジタルタコグラフGFITX	FD-2000		
沖電気工業	エコポジ	NDC-1000		
クラリオン	ドライブレコーダー	CF-2500A-A		
光英システム	車載端末機	K-220		
		K-250		
		KD-250		
システック	ロジこんぱす	EDUT-1000U		
ダックス	デジタルタコグラフ	DUKS-C01		
データ・テック	SRPocket II	M623		
	SRDigitacho	M603(M603DR)		ドラレコ(DVRmini+)とのセットはM603DRと表記
	SRVDigitacho	M610	○	
	SRVDigitacho N	M612	○	
	SRConnect	M619	○	
	SRDLite	M622		
	SRDLite(ドラレコ通信型)	M622-DR01	○	
データトロン	車載端末機	TMS-1		
デンソー	ドライビングパートナー	DDD-100		
		DDD-100-DR	○	
	DN-magic MINI	261799-0040		※スマホ連携必須
	DN-magic PREMIUM	FV71D1WD		
	DN-magic PREMIUM/D	FV71D1WDD	○	

機器メーカー名	機器名称	型式	DR助成対象	備考
デンソーテン	OBVIOUSレコーダー	DRD-4020(E)		専用ソフト 「エコ安全運転支援ソフト」使用時に対応
		DRD-4020(E)-DR	○	
		DRU-5010(E)	○	
		DRD-5020(E)	○	
	G500Lite	DRU-T500	○	DCM-T500、ICR-T500をあわせて購入していることを確認
トランストロン	DTS-D2A	FV710D2A		
	DTS-D2D	FV710D2D	○	
	DTS-D2X	FV710D2X	○	
	DTS-D1WD	FV710D1WD	○	
	DTS-D1WDS	FV710D1WDS	○	
トワード	TRU-SAM	TK1512-12		
ナブアシスト	スマートデジタコ DTS-E1	FV710E1A		※スマホ連携必須
日米電子	車載端末機	D-NAS III		
		D-NAS IV		
日本低炭素開発	EcoDriveManager	EDM-01		
パイオニア販売	B・PROカーナビ(オンダッシュ)	AVIC-BX500 II -VA1		
		AVIC-BX500 II -VA2V		
	B・PROカーナビ(メインユニットタイプ)	AVIC-BZ500 II -VA1		
		AVIC-BZ500 II -VA2V		
	業務用カーナビゲーション	AVIC-BX500-3-VA**		
		AVIC-BZ500-3-VA**		
日野自動車	ドライブマスター			
富士ソフト	VADI	FSDT-01		
富士通	デジタコ本体	FV5501A1		MBC2002
		FV5501B1		
		FV5511A2		MBCD/communications
		FV5511B2		
		FV5601A1		MBCD/basic
		FV5601B1		
		FV5602A1		MBCD/basic II
		FV5602B1		
		FV5512A2		MBCD/communications II
		FV5512B2		
		FV7100C1		DTS-C1
		FV7100C1M		DTS-C1M
		FV7100C1X		DTS-C1X
		FV710C1A		DTS-C1A
		FV710C1MA		DTS-C1MA
		FV710C1XA		DTS-C1XA
		FV710C1W		DTS-C1W
		TV7000A1		DTS-A1
		TV7000A1G		DTS-A1G

機器メーカー名	機器名称	型式	DR助成対象	備考
富士通	デジタコ本体	FV710D1A		DTS-D1A
		FV710D1M		DTS-D1M
		FV710F1A		DTS-F1A
	ドラレコ内蔵	FV7100C1D	○	DTS-C1D
		FV7100C1MD	○	DTS-C1MD
		FV7100C1XD	○	DTS-C1XD
		FV710C1DA	○	DTS-C1DA
		FV710C1MDA		DTS-C1MDA
		FV710C1XDA		DTS-C1XDA
		FV710C1DW		DTS-C1DW
		FV710D1D	○	DTS-D1D
	FV710D1MD	DTS-D1MD		
	モバイルトレーサー	FV7100B1		DTS-B1
		FV7100B1M		DTS-B1M
FV7100B1F			DTS-B1F	
堀場製作所	デジタコ本体	HIT-802G		
		HIT-802GA		
		HIT-1100		
		HIT-1100Y		
堀場製作所	ドライブレコーダー機能付 デジタルタコグラフ	DRT-7100	○	※別途システム使用料 又は専用ソフト要
		DRT-7100A		※別途通信契約要
		DRT-7100F		
	デジタコ本体	DRT-7500		※別途システム使用料 又は専用ソフト要
		DRT-7500A		※別途通信契約要
		DRT-7500F		※別途通信契約要
三菱ふそう トラック・バス	エコフリートPRO	QZ064660A (QZ064680A)		
ミヤマ	ナビゲーションユニット	MHS-03DT		
メルモ	i-Tacho	IT-1000		「法定三要素解析ソフト」単 独使用、「運行管理支援シ ステム」併用どちらでも可
モバイルリンク	C-805M	SC800MS	○	
矢崎エナジー システム	デジタコ本体	DTG3		
		DTG3 α		
		DTG4		
		YAZAC-eye3T	○	
		YAZAC-eye3TLDW		
		DTG5		
		DTG7		
		DTG7C	○	
UDトラックス	デジタコ本体	NDT-200		
ワーテックス	スマートデジタコ	XDT-1		

※「DR助成対象」欄に○印のあるものは、デジタルタコグラフとドライブレコーダの両方で助成します。

※解析ソフト、カードリーダー等の事務所用機器については対象外とする。

捨印

(様 式 1)

年 月 日

支 部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒

住 所

事業者名

代表者名

㊞

電話番号

担当者名

※印鑑は貴社印(丸印)を押印してください

令和2年度 EMS機器導入助成金交付申請書(兼 誓約書)

当社車両にEMS機器を導入するにあたり、下記のとおり助成金を申請いたします。
なお、機器の導入に対して、国の助成金交付申請を行わない(行っていない)ことをここに誓います。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (_____ 台分)

※様式2の助成額合計をご記入ください。

2. 助成金振込先口座

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座種別(当座・普通) _____ 口座番号 _____

フリガナ
口座名義 _____

<必要書類> (※ ご提出前に下記の書類が揃っているかご確認下さい)

- ① (様式2) EMS機器導入内訳書
- ② (様式3) EMS機器装着証明書
- ③ (様式4) 暴力団排除の誓約書

←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。

- ④ 請求書の写し (※新車導入および機器のみをリース・割賦契約の場合は見積書の写し)
- ⑤ 領収書の写し (振込み明細書等でも可)、リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し (契約書に車番等の記載がない場合は物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付してください)
- ⑥ 装着車両の自動車検査証の写し(有効期限内のもの)

◆助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい◆

EMS 機器導入内訳書

	装着車両番号	機器メーカー名	型式	本体価格 (税抜)	助成額	装着年月日
1	(大阪・和泉・なにわ・堺)					年 月 日
2	(大阪・和泉・なにわ・堺)					年 月 日
3	(大阪・和泉・なにわ・堺)					年 月 日
4	(大阪・和泉・なにわ・堺)					年 月 日
5	(大阪・和泉・なにわ・堺)					年 月 日
6	(大阪・和泉・なにわ・堺)					年 月 日
7	(大阪・和泉・なにわ・堺)					年 月 日
8	(大阪・和泉・なにわ・堺)					年 月 日
9	(大阪・和泉・なにわ・堺)					年 月 日
10	(大阪・和泉・なにわ・堺)					年 月 日
11	(大阪・和泉・なにわ・堺)					年 月 日
12	(大阪・和泉・なにわ・堺)					年 月 日
13	(大阪・和泉・なにわ・堺)					年 月 日
14	(大阪・和泉・なにわ・堺)					年 月 日
15	(大阪・和泉・なにわ・堺)					年 月 日
16	(大阪・和泉・なにわ・堺)					年 月 日
17	(大阪・和泉・なにわ・堺)					年 月 日
18	(大阪・和泉・なにわ・堺)					年 月 日
19	(大阪・和泉・なにわ・堺)					年 月 日
20	(大阪・和泉・なにわ・堺)					年 月 日
				助成額合計		

捨印

(様式 3)

年 月 日

(装着証明者)

住 所

事業者名

代表者名

㊞

電話番号

※装着証明者の会社印（丸印）を押印してください

E M S 機 器 装 着 証 明 書

下記事業者保有の車両に対し、下記のとおり当社がEMS機器を装着したことを証明いたします。

【導入事業者名】

No.	装着車両番号	装着機器		装着年月日
		機器メーカー名	型式	
1	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
2	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
3	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
4	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
5	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
6	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
7	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
8	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
9	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
10	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
11	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
12	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
13	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
14	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
15	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
16	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
17	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
18	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
19	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
20	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日

※ ディーラー・自動車修理工場・販売店等に依頼し、作成してください。

(様式 4)

年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

※貴社印（丸印）を押印してください

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

通 報

大ト協第65号
令和2年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

令和2年度 アイドリングストップ支援機器導入にかかる助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、地球温暖化防止対策のためのCO₂をはじめとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一環として、アイドリングストップの励行を支援するため、標記の機器を導入する際の経費の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 募集期間 令和2年4月1日(水)～令和3年2月26日(金)

上記期間に、機器の装着および代金の支払後、申請書類が大ト協に必着のものを対象とします。

助成予算枠に達した時点で、当協会のホームページ(TOPICS 欄)でのお知らせにより、申込みの取り扱いを終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

2. 助成対象機器

トラックドライバーが、休憩ならびに荷待ち時等におけるエンジン停止時に、相当時間連続して使用できる車載用機器で、次に掲げるものとします。エアヒータおよび車載バッテリー式冷房装置は(別表 アイドリングストップ支援機器一覧)が対象機器となります。機器一覧の機器に追加・変更等がありましたら、大阪府トラック協会ホームページの「各種助成事業」欄でご案内いたします。

- (1) 蓄熱式の毛布、マット又はベッド(外部電源対応機器を除く)
- (2) 温水式ヒータ
- (3) 蓄冷式クーラー
- (4) エアヒータ
- (5) 車載バッテリー式冷房装置

3. 助成額・上限台数

機器の価格の1/2（消費税・取付工賃等は助成対象外）、かつ機器別の助成額の上限は以下のとおりです。各事業者につき、大阪府下自社保有営業用貨物車両数を上限とします。

(1) 蓄熱式の毛布、マット又はベッド	7,000円
(2) 温水式ヒータ	60,000円
(3) 蓄冷式クーラー	40,000円
(4) エアヒータ	60,000円
(5) 車載バッテリー式冷房装置	60,000円

4. 助成条件（以下のすべてに該当する必要があります）

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両（大阪・なにわ・堺・和泉ナンバー）に、令和2年4月1日以降、新たに新品の機器を導入・装着すること。（被けん引、軽自動車、自家用車を除く）
- 新車導入で購入の場合は、登録日が令和2年4月1日以降のもの。
- 賃貸借機器・中古機器等は助成いたしません。
- エアヒータおよび車載バッテリー式冷房装置について、国の補助金が交付された機器に対しては、重複助成いたしません。

5. 助成申請必要書類（郵送可）

- ①（様式1）令和2年度アイドリングストップ支援機器導入助成金交付申請書（兼誓約書）
- ②（様式2）アイドリングストップ支援機器導入内訳書
 - ・メーカー名、機器名・型式は別表を参照してください。
- ③（様式3）エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置 装着証明書
 - ・販売店等に依頼して、作成してもらってください。
 - ・【導入事業者名】欄に、運送事業者名をご記入ください。
 - ・エアヒータおよび車載バッテリー式冷房装置導入の場合に必要です。（蓄熱マット・温水式ヒータ・蓄冷式クーラーを導入した場合は不要です）
- ④（様式4）暴力団排除の誓約書
 - ・令和2年度中に、他の助成事業で提出済みの場合は不要です。
- ⑤請求書（写）
 - ・請求書（見積書）は、機器メーカー名、機器名・型式、機器価格等が明記されていること。
 - ・請求書の額と領収証（または振込明細書等）の額が同じであること。数件の請求書を合算して支払った場合は、すべての請求書（写）を添付してください。
 - ・請求書は、該当箇所のみならず、全ページの写しを添付してください。
 - ・車両と機器を同時に導入する場合は、車両見積書（写）を添付してください。機器のみをリース契約および割賦購入する場合は、機器の見積書（写）を添付してください。

- ・請求書（見積書）に値引き表示がある場合、どの項目にかかる値引きかが明記されていること。（例：「取り付け費値引き」など）

⑥領収証（写）（※振込明細書等（写）も可）

リース契約の場合はリース契約書（写）

割賦購入の場合は割賦販売契約書（写）

- ・領収証、振込明細書等は、振込日・金額・振込元・振込先等が確認できるものとし、その他の部分（残高等）を黒く塗りつぶすのは可とします。また、切り貼りや修正があるものは不可とします。
- ・通帳の写しは不可とします。
- ・領収証等の代金領収日が、令和2年4月1日以降であること。
- ・手形でのお支払は、令和3年3月末までの決済分が助成対象となりますので、領収証（写）の余白部分に手形決済日（支払期日）をご記入ください。
- ・リース契約書や割賦販売契約書等に、契約日が記載されていること。また、契約書等に登録車番が記載されていない場合は、物件受領証等の車番がわかるものの写しを添付してください。

⑦車検証（写）

- ・申請時点で、有効期間内のもの。

⑧その他

- ・必要に応じて、大ト協からご提出をお願いする場合があります。

6. その他

- 申請書類等に不明瞭な点が見られる場合は、助成いたしません。
- 募集期間中に、何度でも申請できます。
- 申請書類の写しを手許で保存される場合は、各社にて申請前にコピーを取っておいてください。
- 記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してください。

（助成金申請先ならびにお問合せ先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL：（06）6965-4033 FAX：（06）6965-4029

アイドリングストップ支援機器一覧

(別表1)

令和2年4月1日現在

◎エアヒーター

メーカー名	機器名・型式
ベバストサーモアンド コンフォートジャパン	エアヒーター AT2000ST
	ベバストヒーター AT2000STC
エバスペヒャー ミクニ	エアトロニック D2
クロコアートファクトリー	BRANOエアヒーター ATESO ALFA D2

◎車載バッテリー式冷房装置

メーカー名	機器名・型式
太陽工業	エアースタイル
ベバストサーモアンド コンフォートジャパン	パーキングクーラー フレスコ3000
	ベバストクーラー Cool Split20 Top/Back
アイ・シー・エル	ISC-1800W i-cool+ (アイクール プラス)
	i-Cool mini (アイクール ミニ)
エバスペヒャー ミクニ	クールトロニック 9457001
	クールトロニック 9457321
	クールトロニック 9457322
	クールトロニック 9457323
ホワイトハウス	クールトロニック
スカニアジャパン	Bycool Compact3.0

(様 式 1)

捨印

年 月 日

支 部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒

住 所

事業者名

代表者名

印

電話番号

担当者名

※印鑑は貴社印(丸印)を押印してください

令和2年度 アイドリングストップ支援機器導入助成金交付申請書(兼 誓約書)

当社車両にアイドリングストップ支援機器を導入するにあたり、下記のとおり助成金を申請いたします。
また、エアヒータおよび車載バッテリー式冷房装置の導入に対して、国の助成金交付申請を行わない(行っていない)ことをここに誓います。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (様式2の助成額合計をご記入ください)

内訳：蓄熱式の毛布、マット、ベッド	枚/台
温水式ヒータ	台
蓄冷式クーラー	台
エアヒータ	台
車載バッテリー式冷房装置	台

2. 助成金振込先口座

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座種別 (当座 ・ 普通) _____ 口座番号 _____

フリガナ
口座名義 _____

<必要書類> (※ ご提出前に下記の書類が揃っているかご確認下さい)

- ① (様式2) アイドリングストップ支援機器導入内訳書
- ② (様式3) 装着証明書 ※エアヒータおよび車載バッテリー式冷房装置装着時のみ
- ③ (様式4) 暴力団排除の誓約書

←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。

- ④ 請求書の写し (※新車導入および機器のみをリース・割賦契約の場合は見積書の写し)
- ⑤ 領収書の写し (振込み明細書等でも可)、リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し (契約書に車番等の記載がない場合は物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付してください)
- ⑥ 装着車両の自動車検査証の写し(有効期限内のもの)

◆助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい◆

アイドリンドラッグストップ支援機器導入内訳書

No.	装着車両番号	※区分(○をつけてください)				機器メーカー名	機器名・型式	機器価格(税抜)	助成額	装着年月日
		マ	温	冷	工					
1	(大阪・和泉・なにわ・堺)	マ	温	冷	工				年 月 日	
2	(大阪・和泉・なにわ・堺)	マ	温	冷	工				年 月 日	
3	(大阪・和泉・なにわ・堺)	マ	温	冷	工				年 月 日	
4	(大阪・和泉・なにわ・堺)	マ	温	冷	工				年 月 日	
5	(大阪・和泉・なにわ・堺)	マ	温	冷	工				年 月 日	
6	(大阪・和泉・なにわ・堺)	マ	温	冷	工				年 月 日	
7	(大阪・和泉・なにわ・堺)	マ	温	冷	工				年 月 日	
8	(大阪・和泉・なにわ・堺)	マ	温	冷	工				年 月 日	
9	(大阪・和泉・なにわ・堺)	マ	温	冷	工				年 月 日	
10	(大阪・和泉・なにわ・堺)	マ	温	冷	工				年 月 日	
11	(大阪・和泉・なにわ・堺)	マ	温	冷	工				年 月 日	
12	(大阪・和泉・なにわ・堺)	マ	温	冷	工				年 月 日	
13	(大阪・和泉・なにわ・堺)	マ	温	冷	工				年 月 日	
14	(大阪・和泉・なにわ・堺)	マ	温	冷	工				年 月 日	
15	(大阪・和泉・なにわ・堺)	マ	温	冷	工				年 月 日	
16	(大阪・和泉・なにわ・堺)	マ	温	冷	工				年 月 日	
17	(大阪・和泉・なにわ・堺)	マ	温	冷	工				年 月 日	
18	(大阪・和泉・なにわ・堺)	マ	温	冷	工				年 月 日	
19	(大阪・和泉・なにわ・堺)	マ	温	冷	工				年 月 日	
20	(大阪・和泉・なにわ・堺)	マ	温	冷	工				年 月 日	
助成額合計										

※(注)「区分」…マ：蓄熱マット・ベッド等/温：温水式ヒーター/冷：蓄冷式クーラー/工：エアヒーター/車冷：車載バッテリー式冷房装置

捨印

(様式 3)

年 月 日

(装着証明者)

住 所

事業者名

代表者名

印

電話番号

※装着証明者の会社印(丸印)を押印してください

エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置 装着証明書

下記事業者保有の車両に対し、当社がみだしの装置を装着したことを証明いたします。

【導入事業者名】

No.	装着車両番号	装置の種類 (○をつけてください)	機器メーカー名	機器名・型式	装着年月日
1	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
2	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
3	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
4	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
5	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
6	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
7	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
8	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
9	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
10	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
11	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
12	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
13	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
14	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
15	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
16	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
17	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
18	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
19	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
20	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日

※装置の種類・・・エ：エアヒータ/車冷：車載バッテリー式冷房装置

※ディーラー・販売店等に依頼し、作成してください。

(様式 4)

年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

※貴社印（丸印）を押印してください

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込みにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

通 報

大ト協第66号
令和2年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

令和2年度 グリーン経営認証取得にかかる助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当協会では、環境に配慮した経営の推進を目的とし、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団による、グリーン経営認証の新規取得および更新取得の手数料にかかる費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 募集期間 令和2年4月1日(水)～令和3年2月26日(金)

上記期間内に、申請書類が大ト協に必着のもの。

また、助成予算枠に達した場合は、当協会のホームページ(TOPICS欄)でのお知らせにより、申込みの取り扱いを終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

2. 助成対象

令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)に大阪府下の営業所において、新規取得の場合は初回登録日または更新取得の場合は更新登録日を受けたもの。

※昨年度の初回登録日および更新登録日については、受付ができませんのでご了承頂きますようお願い申し上げます。登録日については、お手持ちのグリーン経営認証登録証をご確認ください。

※助成期間以降(3月末日まで)に新規登録ならびに更新登録される場合、登録証を助成期間内に発行していただく必要がございますので、【5. その他】記載のグリーン経営認証取得に関するお問い合わせ先にその旨お伝えください。

3. 助成額

1 事業者あたり、大阪府下の複数事業所を申請できます。

- ・新規…1 事業所につき 50,000円
- ・更新…1 事業所につき 25,000円

4. 助成申請必要書類（郵送可）

- ①（様式1 新規）令和2年度 グリーン経営認証取得（新規）助成金申請書
（様式1 更新）令和2年度 グリーン経営認証取得（更新）助成金申請書

※①（様式1）について、「新規」と「更新」に用紙が分かれております。

※①（様式1）「新規」「更新」ごとに、下記②～⑤を添付してください。

- ②（様式2）暴力団排除の誓約書

※令和2年度中に、他の助成事業で提出済の場合は不要

- ③大阪府下のグリーン経営認証登録証（写）※助成申請事業所分すべて必要

- ④請求書（写）と請求明細書（写）※両方とも必要

- ⑤領収証（写）※振込明細書等（写）も可

5. その他

- ・記入の訂正は、修正液等を使用せず二重線で消して書き直してください。
- ・申請書類の写しを手許で保存される場合は、申請前に各社にてコピーを取っておいてください。

（助成金申請先ならびにお問合せ先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL：（06）6965-4033 FAX：（06）6965-4029

（グリーン経営認証取得に関するお問合せ先）

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 交通環境対策部

TEL：（03）3221-7636

ホームページ：<https://www.green-m.jp/>



(様式1 新規)

年 月 日

支 部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒 -

住 所 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ (印)

電話番号 _____

担当者名 _____

※印鑑は貴社印 (丸印) を押印してください

令和2年度 グリーン経営認証取得 (新規) 助成金申請書

グリーン経営認証取得 (新規) 助成要領により、下記のとおり助成金を申請いたします。

記

1. 助成金申請額 新規 50,000円× _____ 件 = _____ 円
※ 新規取得のみご申請ください。

2. 助成金振込先口座

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座種別 (当座 ・ 普通) 口座番号 _____

フリガナ
口座名義 _____

<必要書類> (※ ご提出前に下記の書類が揃っているかご確認下さい)

① (様式2) 暴力団排除の誓約書

←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。

② 大阪府下のグリーン経営認証登録証 (写) (助成申請事業所分、すべて必要)

③ 請求書 (写) と請求明細書 (写)

④ 領収証 (写) (振込明細書等 (写) も可)

◆助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい◆



(様式1 更新)

年 月 日

支 部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒 ー

住 所 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ (印)

電話番号 _____

担当者名 _____

※印鑑は貴社印 (丸印) を押印してください

令和2年度 グリーン経営認証取得 (更新) 助成金申請書

グリーン経営認証取得 (新規) 助成要領により、下記のとおり助成金を申請いたします。

記

1. 助成金申請額 更新 25,000円 × _____ 件 = _____ 円
※ 更新取得のみご申請ください。

2. 助成金振込先口座

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座種別 (当座 ・ 普通) 口座番号 _____

フリガナ
口座名義 _____

<必要書類> (※ ご提出前に下記の書類が揃っているかご確認下さい)

① (様式2) 暴力団排除の誓約書

←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。

② 大阪府下のグリーン経営認証登録証 (写) (助成申請事業所分、すべて必要)

③ 請求書 (写) と請求明細書 (写)

④ 領収証 (写) (振込明細書等 (写) も可)

◆助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい◆

(様式 2)

年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

※貴社印（丸印）を押印してください

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込みにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

通 報

大ト協第73号
令和2年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

令和2年度 ドライブレコーダ機器等導入にかかる助成について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当協会ではドライブレコーダの普及促進を支援するため、**みだしの機器および追加で車内撮影用カメラ（赤外線カメラのみ）を導入する際の費用**の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 募集期間

令和2年4月1日（水） ～ 令和3年2月26日（金）

※**上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了**させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。**（終了の際は大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内）**

2. 助成額

① ドライブレコーダ機器

1 機器あたり機器の本体購入価格の 1/2、最大 4 万円（消費税・取付工賃等は助成対象外）

② 車内撮影用カメラ（追加導入した赤外線カメラのみ）

1 台あたりカメラの本体購入価格の 1/2、最大 1 万円（消費税・取付工賃等は助成対象外）

※①と②両方導入した場合は、車両 1 台あたり最大 5 万円まで

3. 上限台数

1 事業者あたり車両 1 5 台（ドライブレコーダ 1 5 機器、車内撮影用カメラ 1 5 台を上限）までとする。

	ドライブレコーダ機器	車内撮影用カメラ	備考
車両1台あたり	1 機器まで (助成額上限 4 万円まで)	1 台まで (助成額上限 1 万円まで)	車内撮影用カメラは運転席が確認できるように設置して下さい。但し、車内撮影用カメラを2台以上取り付けた場合は1台限りの助成とする。 車内撮影用カメラの仕様については、赤外線カメラのみとする。

※募集期間内に、上記上限台数を超えない範囲で複数回の申請を可とします。

※既存のドライブレコーダ機器に車内撮影用カメラを後付け装着した場合も助成対象となります。

4. 助成対象機器

①(公社)全日本トラック協会の定めるドライブレコーダ車載器

別紙 令和2年度助成対象機器一覧をご覧ください。(追加・変更等は随時ホームページにて更新します。)

②車内撮影用カメラについては、各メーカーのカタログおよび仕様書に記載のある追加導入した赤外線カメラのみとする。(複数カメラが標準装備のドライブレコーダ機器のカメラについては助成対象外とする。)

5. 助成条件 (すべてに該当する必要があります)

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両 (大阪・和泉・なにわ・堺) に取り付ける場合であること。(自家用車、軽自動車を除く)
- **国の補助金が交付された(交付申請を行なう)機器については重複助成いたしません。**
- 賃貸借・中古機器等は助成いたしません。
- 令和2年4月1日以降、装着・支払いをした機器を助成対象とします。(新車の場合は登録日が令和2年4月1日以降のもの)
- 車線逸脱警報・ふらつき運転警報等のASV機能を持ち合わせたドライブレコーダ機器について、先進安全自動車 (ASV) 導入助成との重複助成はいたしません。

6. 必要書類 (郵送可)

- ① 令和2年度 ドライブレコーダ機器等導入助成金交付申請書(兼 誓約書) (様式1)
- ② ドライブレコーダ機器等導入助成金申請内訳書 (様式2)
- ③ ドライブレコーダ機器等 装着証明書 (様式3)
- ④ 暴力団排除の誓約書 (様式4)

※令和2年度中に他の助成事業を利用の際に、すでにご提出いただいていたければ提出不要

- ⑤ 請求書の写し **(※新車導入に装着の場合は車両見積書の写し、機器をリース・割賦契約の場合は機器見積書の写し)**
※必ず購入機器の型式・税抜き本体価格（工賃を除く）が明記されたもの。
 ※領収書と金額が必ず一致すること。(請求書が複数にわたる場合は領収額に合致するよう、全ての写しを添付して下さい。)
 ※機器のみの購入で、値引きの表記がされている場合、値引き後の本体価格が明確に確認できる必要があります。(例えば、値引きが本体にかかっておらず工賃からの値引きである場合は「工賃値引き」等の表記である必要があります)
- ⑥ 領収書の写し(振込み明細書等でも可) または、リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し
 ※領収日が令和2年4月1日以降のもの。(手形の場合は手形決済日が令和3年3月末までのもの) **※余白部分に手形決済日を書き添えて下さい**
※割賦販売契約書・リース契約書で、契約日・契約期間・車両番号等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付してください。
 ※通帳のコピーは不可
 ※振り込み明細書等については振込先・振込元・振込日・振込額が確認できるもの。(助成申請に係る該当箇所以外の黒塗りは可ですが、該当箇所のみを切り貼り等加工されたものは不可)
- ⑦ 装着車両の自動車検査証の写し(助成申請日において有効期限内のもの)
- ⑧ **追加導入した車内撮影用カメラにつきましては、各メーカーのカタログ又は仕様書の写しを添付し赤外線カメラとわかるものを提出して下さい。**

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、**必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。**
 ※記入を訂正する際、修正液等は使用しないでください。
 ※同時に他の助成金申請をする場合、見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書・車検証のそれぞれの写しは**申請する助成金ごとすべてに添付**してください。

6. 申請ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2
 (一社)大阪府トラック協会 交通・環境部 宛
 お問い合わせ電話番号 (06) 6965-4033

7. 注意事項

- 1台でEMS機能とドライブレコーダ機能を備えている機種で、別紙の助成対象機種一覧表(運行管理連携型)で○印がついている機種については、E

MS 機器としても助成いたします。別途、EMS 機器助成の申請を行なってください。(助成申請の受付を終了している場合もございますのでホームページをご確認ください)

- 助成申請は、機器の装着完了後およびお支払い完了後（リース契約・割賦契約の場合は契約完了後）となります。(助成金の枠取りはいたしません)
- 助成申請は申請書類に不備・不足がない状態で、当協会にて受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で書類が到着していない場合や（郵送中等）、終了時点において郵送による申請等で当協会にてお預かりしている書類に不備・不足があり受理となっていない場合は受付できません。
- 助成を利用された機器を使用して実際に得られたヒヤリハット映像や事故の映像について提供を求める場合がございます。

簡易型ドライブレコーダー一覧

令和2年4月1日現在
(50音順)

機器メーカー名	機器名称	型式	備考
ITSグリッド	スマーティクスアイ	PSE-3010	
	スマートアイ	PSE-1020	
		PSE-7010	
青木製作所	フルタイムHDドライブレコーダー	AMEX-A04HDTR	
	フォーマットフリー・2カメラ対応ドライブレコーダー	AMEX-A05TR	
アサヒリサーチ	Driveman TR-1	TR-1	
	Driveman GP-T1	GP-T1	
	Driveman T1080GS	T1080GS	
	Driveman T1080s α	T1080s α	
	ドライブレコーダー	Driveman TG-T1	R1.11月追加
Driveman TR-2			
綾瀬設備工業	CAR DVR ST-102DA	ST-102DA	
アヤリーシステム	ドライブレコーダー「DIMO」	TM-201A	
アルファ・デポ	単眼タイプドライブレコーダー	VD-1500G8	
		VD-1500MG Pro	
	2カメラタイプドライブレコーダー	VD-1600HD Pro	※標準は1カメラ
		VD-7000W Pro	
	2カメラタイプドライブレコーダー	MT3500BL	
	2カメラタイプドライブレコーダー	X9DC	
業務用2ch対応ドライブレコーダー	VD-8500WHG Pro		
イーテック	JANUS	GN-100	※WiFi対応
		GW-200	
	NEXTV2 HD	N-2HD	
ウィンズ・テクノロジー・ジャパン	簡易型ドライブレコーダー	WTJ-N7	
	3CH対応型ドライブレコーダー	WTJ-MK3	R1.8月追加
エコモット	PDrive	MVTZ-100	
		MVTZ-100NET	※別途通信契約要
NPシステム開発	ドライブレコーダー 本体	NDR-200	
エフ・アール・シー	FOCUSAVOR	FC-77DRT	
		FC-708DRT	
	ドライブレコーダー	NX-DR201DRT	
		NX-GigaDRT	
エムアンドケイ	風神雷神	FU-JIN, RAIJIN	
エムモビリティ	通信型ドライブレコーダー	RYK-CC104W	R1.9月追加
		RYK-CC121W	R1.9月追加
カーメイト	d'Action 360	EMK3004	
	d'Action 360 S	EMK5001	
クリューシステムズ	UVC1000	UVC1000-3G-WRG	※別途専用Webサイト利用料要 (3G通信費含む)

機器メーカー名	機器名称	型式	備考
クリューシステムズ	UVC1000	UVC1000-SDT-WRG	※別途専用Webサイト利用料要
		UVC1000-WiFi-WRG	
ケイティアール	ITB-100HDH	ITB-100HDH	
コムテック	i-safe simple GPS	DC-DR411(T)	
	i-safe Simple Plus GPS	DC-DR412(T)	
	i-safe simple2 GPS	DC-DR510(T)	
		DC-DR511(T)	
	i-safe Separate	DC-DR430(T)	
	i-safe simple3	DC-DR531(T)	
i-safe simple4	DC-DR651(T)		
JK TECH	ドライブレコーダー	S-2500	
		S-3300	
ジェットイノウエ	DVR-NEO	GE-12GPS	
	TEAM SMART RECORDER	JSN-02GPS	
		592803 TSR-T2	
		TSR-T3GPS	
		TSR-TAT2GPS	
		TSR-T5WiFi (592817)	
YM-201GH(592773)			
シルバーアイ	2カメラセパレートドライブレコーダー	DR-1200J	
	ドライブレコーダ	DR-210WH	
		STM-101	
		STM-102	
		STM-102BC	
セラヴィ	ドライブレコーダーCARPA-10H	CARPA-10H	
	ドライブレコーダーCARPA-11H	CARPA-11H	
セルスター工業	Dvr-GALUDA	TR-17	
		TR-250	
		TR-260	
		TR-290	
	ドライブレコーダ	TR-21	
		TR-31	
		TR-350	
		TR-360	
		TR-390	
		TR-570	
		TR-610	
		TR-670	
		TR-690	
		TR-750	
		TR-790	

機器メーカー名	機器名称	型式	備考
セルスター工業	ドライブレコーダー	TR-41	R2.4月追加
		TR-61	R2.4月追加
匠技研	ドライブレコーダー	TK-V2-HD1	
TCL	スマートレコ WHSR-532WP	WHSR-532WP-T	
ディー・エヌ・エー	DRIVE CHART 通信型ドライブレコーダー	GC-DRT1-A	R1.11月追加
トコムス	RoadView8	RV-800TA	
トム通信工業	ドライブレコーダー	TM-V731A12-T1	
トワード	Eco-SAM/DR	SJ-X26D	
Nauto Japan	ナウト車載器	NAUT02	
日商エレクトロニクス	くるま-i	MVT-100NET	
日本ビューテック	1カメラ用ドライブレコーダー	VF-DVR-001	
	小太郎4ch	VHR-400M	
	撮太郎	VF-DVR-202	
ノーティス	リスク分析型ドライブレコーダー	LNP-1000	
ピー・エス・ディー	DRIVE-ONE HD-T	DRIVE-ONE HD-T	
	DRIVE-ONE MINI-T	DRIVE-ONE MINI-T	
ビューテック	FirstView	V1HD	
富士ソフト	B8HD	B8HD	
	B8HD2	B8HD2	
ユピテル	トラック法人専用ドライブレコーダー	BU-DR R605T	
		BU-DR HD630T	
レコディアジャパン	レコディアUシリーズ(1チャンネル)	U1HD-T	
	レコディアUシリーズ(2チャンネル)	U2HD-T	
	レコディアVシリーズ(1チャンネル)	V1HD-T	
	レコディアVシリーズ(2チャンネル)	V2HD-T	
ワーテックス	XDR-2CAM-KG	XDR-2CAM-KG-B	
	XDR-55KG	XDR-55KG-B	
	XDR-66KG	XDR-66KG-B	
	XLDR-501G&E	XLDR-501G&E-B	
	XLDR-ADAS	XLDR-ADAS-B	
		XLDR-ADAS-IR-B	
		XLDR-ADAS-R-B	
	XLDR-L2	XLDR-L2KG-B	
		XLDR-L2KG-IR-B	
		XLDR-L2KG-R-B	
XLDR-L3	XLDR-L3KG-B		

標準型ドライブレコーダー一覧

No1

令和2年4月1日現在
(50音順)

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ一体型	備考
アイ・シー・エル	ドライブレコーダー	IDR-1100		※ビューアソフト別売 ※「IDR-1100C」はシガーソケットタイプなので選定対象外
		IDR-1200		※別途専用ソフト要
		IDR-2100		※ビューアソフト別売
市光工業	SAFETY VISION	STR-100		
	ドライブレコーダー一体型7型液晶モニター	STR-200N		※別途専用ソフト要
INBYTE	安全運転支援システム	MDAS-9T		R2.2月追加
ウィンズ・テクノロジー・ジャパン	4CH対応MDVR	WTJ-425		カメラ別売
中日諏訪オプト電子 ファインフィットデザ インカンパニー	Tough More-Eye	THD-102T		
		THD-402T		
	Tough More-Eye S	THD-403S		
	タフモアイX	THD-501S		R2.2月追加
光英システム	ドライブレコーダーK110	K110		
JK TECH	ドライブレコーダー	S-DBX		
シルバーアイ	ドライブレコーダー	STX-001		
タカラ物流システム	ドライブレコーダーTBR	TBR-200		
デンソーテン	OBVIOUSレコーダー	DRU-4010(S)-DR		※専用ソフト 「画像解析ソフト」使用時に対応
		DRD-4020(S)-DR	自TD II -36	
		DRU-5010(S)-DR		※ドライブレコーダー管理ソフト要 (エコ安全運転支援ソフト無し)
		DRD-5020(S)-DR	自TD II -64	
東海クラリオン	2カメラ通信ドライブレコーダー	CL-2CM		
	GPS搭載8カメラドライブレコーダー	CL-8CM		
	8カメラ対応通信型ドライブレコーダー	CL-8CM II		※カメラ別途購入要 (複数種から選択)
	安全運転支援機能+ドライブレコーダー	DS-3002J		
		DS-5012J		
	2カメラ対応ドライブレコーダー	TX2000		
	4カメラ対応ドライブレコーダー	TX4000		カメラ別売、4カメラ対応 R1.8月追加
日本ヴェーテック	録太郎-8FHD	VHR-851FHD		カメラ・SSD別売 R1.8月追加
	録太郎-8HD	VHR-801HD		※カメラ・SSDは別途購入要 (複数種から選択)
ノーティス	リスク分析型ドライブレコーダー	LNP-1000-SP1		※「映像クリップソフト(Stn)」 使用時に対応
パイオニア	ドライブレコーダー	ND-DVR30-B		
		VREC-DH700-B		
フタバシステム	ドライブレコーダーF-Drive	H720		
ユピテル	トラック法人専用ドライブレコーダー	BU-DR R615T		
		BU-DR HD635T		
ワーテックス	XDR-2CAM-HG	XDR-2CAM-HG-B		
	XDR-55HG	XDR-55HG-B		
	XDR-66HG	XDR-66HG-B		
	XLDR-801	XLDR-801-B		

運行管理連携型ドライブレコーダー一覧

令和2年4月1日現在
(50音順)

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	EMS機器助成 対象機種(別途 申請要)	備考	
アイ・シー・エル	ドライブレコーダー	IDR-1100M			※デジタコ連動(いすゞ自動車製) MIMAMORI(自TDⅡ-6または-44) 要	
		IDR-1200M			※デジタコ連動(いすゞ自動車製)み まもり(自TDⅡ-6、または-44)要	
	通信型ドライブレコーダー	TVRC-DH500-ICL			R2.4月追加 ※いすゞ自動車みまもりコントロー ラー(自TDⅡ-44又は-6)へ動画伝送 可能	
アクシス	通信型KITAROドライブレコーダー	TMX-DM02-VA(K)			R2.4月追加 ※パイオニア(株)製ドライブレコーダー (TMX-DM02-VA)と同一機種	
		TVRC-DH500(K)			R2.4月追加 ※パイオニア(株)製ドライブレコーダー (TVRC-DH500)と同一機種	
ITSグリッド	スマートアイ	PSE-1010				
	スマーティクスアイ	PSE-3010A			※別途解析ソフト契約必要	
あきば商会	タコドラ	MAS-A1DR	自TDⅡ-28	○		
市光工業	通信機能付きドライブレコーダー一体型7型液晶モニター	STR-200T			※別途専用ソフト要、通信契約要	
NPシステム開発	ドライブレコーダー	NDR-200P				
	ドライブレコーダー本体	NDR-180P			※別途専用ソフト要	
		NDR-180PW	自TDⅡ- 41、45			※HD映像-R1.9月追加 R1.9月訂正 ※デジタコe-Tacho(NET-300:自TD Ⅱ-41,NET-500:自TDⅡ-45)と連携 必須
		NDR-210P				※後退時バック映像切替録画 対応
	e-Tacho	NET-380	自TDⅡ-48		○	※別途専用ソフト要
		NET-580	自TDⅡ-49		○	
NET-780		自TDⅡ-75		○	※別途専用ソフト要、別途クラウド契 約要	
エムモビリティ	SKYEYEDMS	RYKCC-101			※別途クラウド契約要	
		RYK-CC201	自TDⅡ-67		○	
クリューシステムズ	UVC1000	UVC1000-3G-WRG-S			※別途専用Webサイト利用料要 (3G通信費含む)	
		UVC1000-SDT-WRG-S				
		UVC1000-WiFi-WRG-S				※別途専用Webサイト利用料要
光英システム	ドライブレコーダK100	K100			※別途 自TDⅡ-14および K250との組み合わせが必要	
中日諏訪オプト電子 ファインフィットデザ インカンパニー	Tough More-Eye S	THD-403N				
	タフモアイX	THD-501X			※デジタコ(自TDⅡ-39)要、R2.3月仕様 変更	
データ・テック	SRVideo	M68				
	SRDigitacho+	M603DR (M603+M608)			※デジタコ(M603 自TDⅡ-11) とのセット	
データ・テック	SRVDigitacho	M610	自TDⅡ-27		○	
	SRVDigitacho N	M612	自TDⅡ-37		○	※別途専用ソフト要 (クラウドサービス利用可)
	SRConnect	M619	自TDⅡ-54		○	
	SRDLite(ドラレコ通信型)	M622-DR01	自TDⅡ-92		○	本体以外にクライアント管理ソフト等 の購入要

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	EMS機器助成 対象機種(別途 申請要)	備考
デンソー	ドライビングパートナー	DDD-100-DR	自TD II-18	○	
	ドライブレコーダー	DN-PROⅢ			※Microsoft EXCEL要
	DN-magic PREMIUM/D	FV71D1WDD	自TD II-53	○	※カメラ別途購入要 (複数種から選択)
デンソーセールス	ドライブレコーダー	DN-PROⅣ			
デンソーテン	G500Lite	DRU-T500		○	※DCM-T500、ICR-T500を あわせて購入していることを確認
	OBVIOUSレコーダー	DRU-4010(E)-DR			※専用ソフト 「エコ安全運転支援ソフト」 使用時に対応
		DRD-4020(E)-DR	自TD II-36	○	
		DRU-5010(E)-DR		○	※ドライブレコーダー管理ソフト およびエコ安全運転支援ソフト要
東海クラリオン	ドライブレコーダー一体 型デジタル式運行記録 計	CRX3008T	自TD II-80		カメラ別途購入要(複数種から選択)
		CRX3108T	自TD II-80		カメラ別途購入要(複数種から選択)
	2カメラ対応ドライブレ コーダー	TX2000-SA			別途クラウド契約要
	4カメラ対応ドライブレ コーダー	TX4000-SA			※カメラ別売、4カメラ対応 R1.8月追加
東信電気	クピレ	DT-1			
ドコマップジャパン	通信ドライブレコーダー	TMX-DM02-VA(D)			
ドコモ・システムズ	docoですcar 通信型ドライブレコーダー	THD-501DS			
トム通信工業	ドライブレコーダー	TM-V740A01			
ドライブ・カメラ	WitnessⅢ	WN-WITNESS3			R1.10月選定解除
	WITNESS-LIGHT Ⅲ	WN-LT3			
	WITNESS-LIGHT Ⅳ	WN-LT4			R1.10月追加
	通信型ドライブレコーダー SAMLY	SY-SAMLY			※別途クラウドサービス契約必要 通常セット型式(SY-SAMLY-G)、モービ ルアイ連動セット型式(SY-SAMLY- MIG)
	通信型ドライブレコーダ SAMLYⅡ	SY2-SAMLY			※別途専用ソフト要、Webサービス要、 カメラ別売
	WITNESSⅣ	WN4-WITNESS			※別途専用ソフト要、Webサービス要、 カメラ別売
トランストロン	DTS-D2D ドラレコ内蔵	FV710D2D	自TD II-91 自TD II-90	○	R1.12月デジタコ一体型変更
	DTS-D1WD	FV710D1WD	自TD II-53	○	
	DTS-D1WDS	FV710D1WDS	自TD II-53	○	
	DTS-D2X ドラレコ内蔵	FV710D2X	自TD II-91 自TD II-90	○	R1.8月追加、R1.12月デジタコ一体型変 更

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	EMS機器助成 対象機種(別途 申請要)	備考
日本電気	くるみえドライブレコーダ (SD型)	F100-000005-B02			※別途インターネットサービス契約 必要 H30.4月型番変更 旧型番:F100-000005-K02
		F100-000005-T12			※別途クラウド契約要 R1.5月追加
	くるみえドライブレコーダ (通信型)	F100-000005-B04			H30.4月型番変更 旧型番:F100-000005-K04
		F100-000005-T14			※別途クラウド契約要 R1.5月追加
ノーティス	リスク分析型ドライブ レコーダー	LNP-1000-SP1			※「運転日報管理システム+映像 クリップソフト(Stn)」使用時に対応
パイオニア	ドライブレコーダー	TMX-DM02-VA			
	通信ドライブレコーダー	TVRC-DH500			R1.9月追加
ビューテック	FirstView(ファーストビュー)	V2HD			※デジタコ連動要(システック社製 DTU-1:自TDⅡ-32)
富士ソフト	FS04DVRHMR	FS04DVRHMR			
	FS04DVRHMR/AT	FS04DVRHMR/AT			※カメラ別売、4カメラ対応
富士通	DTS-C1D(ネットワーク型車 載ステーション)ドラレコ内蔵	FV7100C1D	自TDⅡ-21	○	
	DTS-C1MD(ネットワーク型 車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV7100C1MD	自TDⅡ-23	○	
	DTS-C1XD(ネットワーク型 車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV7100C1XD	自TDⅡ-24	○	
	DTS-C1DA(ネットワーク型 車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV710C1DA	自TDⅡ-35	○	※別途通信契約要
	DTS-C1DW(無線LAN型 車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV710C1DW	自TDⅡ-35	○	※無線LAN対応 ※別途専用ソフト要
	DTS-C1MDA(ネットワーク型 車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV710C1MDA	自TDⅡ-35	○	
	DTS-C1XDA(ネットワーク型 車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV710C1XDA	自TDⅡ-35	○	
	DTS-D1D ドラレコ内蔵	FV710D1D	自TDⅡ-53	○	※別途通信契約要
	DTS-D1MD ドラレコ内蔵	FV710D1MD	自TDⅡ-53	○	※別途通信契約要
堀場製作所	ドライブレコーダー	DR-5300GPS			
		DRT-7300			※別途システム使用料又は 専用ソフト要
		DRT-7300A			
		DRT-7300F			※別途通信契約要
		DR-9100			
		DR-9100A			
		DR-9100C			
		DR-9100F			
	ドライブレコーダー機能 付きデジタルタコグラフ	DRT-7100	自TDⅡ-34	○	※別途システム使用料又は 専用ソフト要
		DRT-7100A	自TDⅡ-34	○	
		DRT-7100F	自TDⅡ-34	○	※別途通信契約要
		DRT-7100-S	自TDⅡ-34		

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	EMS機器助成 対象機種(別途 申請要)	備考
三菱ふそう トラック・バス	エコフリートPRO-DR	QZ064680A (M602+M608)			※デジタコ(QZ064660A 自TDⅡ-10)とのセット
メルモ	i-Reco.	IR-2000			
モバイルリンク	C-805M	SC800MS	自TDⅡ-72	○	
矢崎エナジー システム	DTG7(カメラセット)	DTG7C	自TDⅡ-58	○	
	YAZAC-eye3	YEYE3セットTR			
	YAZAC-eye3T	YEYE3TセットTR	自TDⅡ-25	○	
	YAZAC-eye3 Lite	YEYE3LiteセットTR			
	YAZAC-eye3 LiteLDW(車 線逸脱/ふらつき運転警報 機能内蔵)	YEYE3LiteLDWセットTR			
	YAZAC-eye3LDW(車線 逸脱/ふらつき運転警報 機能内蔵)	YEYE3LDWセットTR			
	YAZAC-eye3TLDW(車線 逸脱/ふらつき運転警報 機能内蔵)	YEYE3TLDWセットTR	自TDⅡ-25	○	
ワーテックス	XDR-55URG	XDR-55URG-B			
	XDR-66URG	XDR-66URG-B			
	XLDR-1001	XLDR-1001-B			※運転日報等作成のため別途 EXCEL(2007以降)要

スマートフォン活用型ドライブレコーダー一覧

令和2年4月1日現在
(50音順)

機器メーカー名	機器名称	型式	備考
パイ・アール	Recorder[レコダ]	RCD-001	専用アプリケーションR2.2月廃止

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

〒 -

住 所 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ (印)

電話番号 _____

担当者名 _____

※印鑑は貴社印（丸印）を押印してください

令和2年度 ドライブレコーダ機器等導入助成金交付申請書(兼 誓約書)

弊社車両に導入のドライブレコーダ機器等について、下記のとおり助成申請いたします。

なお、機器等の導入に対して、国の助成金交付申請を行わない(行っていない) ことをここに誓います

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (※様式2の助成金額合計①と同額とする)

(車両 _____ 台分 ドライブレコーダ機器 _____ 機器 車内撮影用カメラ _____ 台)

2. 助成金振込先口座

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座種別 (当座 ・ 普通) 口座番号 _____

フリガナ
口座名義 _____

〈必要書類〉 (※ 詳細は別紙案内をご覧ください)

- ① ドライブレコーダ機器等導入助成金申請内訳書 (様式2)
- ② ドライブレコーダ機器等 装着証明書 (様式3)
- ③ 暴力団排除の誓約書 (様式4)
- ←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。
- ④ 請求書の写し (※新車導入に装着の場合は車両見積書の写し、機器をリース・割賦契約の場合は機器見積書の写し)
- ⑤ 領収書の写し (振込み明細書等でも可) またはリース契約・割賦契約の場合は契約書の写し (契約書に車番等の記載がない場合は物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付して下さい)
- ⑥ 装着車両の自動車検査証の写し (有効期限内のもの)
- ⑦ 車内撮影用カメラについては、赤外線カメラとわかる、各メーカーのカタログ又は仕様書の写し

● 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい ●

ドライブレコーダ機器等導入助成金申請内訳書

事業者名

No.	装着車両登録番号	ドライブレコーダ機器記入欄				車内撮影用カメラ記入欄				装着年月日
		区分 丸をして下さい	機 器 メーカー名	型 式	本体購入価格 (消費税・工賃 抜き)	助成金額 ※購入価格の1/2 (上限4万円)	機 器 メーカー名	型 式	本体購入価格 (消費税・工賃 抜き)	
例1	大阪(和歌 な)にわ・堺 800あXXXX	簡・標・運	市光工業	STR-200N	〇〇,〇〇〇円	▲▲,▲▲▲円	-	円	円	令和〇年〇月〇日
例2	大阪・和泉 (本庄)にわ・堺 800うXXXX	簡・標・運	矢崎エナジーシステム	EYE3セットTR	〇〇,〇〇〇円	▲▲,▲▲▲円	Y3-赤外線カメラ-R	××,×××円	△△,△△△円	令和〇年〇月〇日
例3	大阪・和泉 な)にわ(堺 800おXXXX	簡・標・運	-	-	円	円	CAM-VGRN	××,×××円	△△,△△△円	令和〇年〇月〇日
1	大阪・和泉 な)にわ(堺	簡・標・運			円	円		円	円	令和 年 月 日
2	大阪・和泉 な)にわ(堺	簡・標・運			円	円		円	円	令和 年 月 日
3	大阪・和泉 な)にわ(堺	簡・標・運			円	円		円	円	令和 年 月 日
4	大阪・和泉 な)にわ(堺	簡・標・運			円	円		円	円	令和 年 月 日
5	大阪・和泉 な)にわ(堺	簡・標・運			円	円		円	円	令和 年 月 日
6	大阪・和泉 な)にわ(堺	簡・標・運			円	円		円	円	令和 年 月 日
7	大阪・和泉 な)にわ(堺	簡・標・運			円	円		円	円	令和 年 月 日
8	大阪・和泉 な)にわ(堺	簡・標・運			円	円		円	円	令和 年 月 日
9	大阪・和泉 な)にわ(堺	簡・標・運			円	円		円	円	令和 年 月 日
10	大阪・和泉 な)にわ(堺	簡・標・運			円	円		円	円	令和 年 月 日
11	大阪・和泉 な)にわ(堺	簡・標・運			円	円		円	円	令和 年 月 日
12	大阪・和泉 な)にわ(堺	簡・標・運			円	円		円	円	令和 年 月 日
13	大阪・和泉 な)にわ(堺	簡・標・運			円	円		円	円	令和 年 月 日
14	大阪・和泉 な)にわ(堺	簡・標・運			円	円		円	円	令和 年 月 日
15	大阪・和泉 な)にわ(堺	簡・標・運			円	円		円	円	令和 年 月 日

※区分 簡:簡易型 標:標準型 運:運行管理連携型

※助成金額合計①(ドライブレコーダ機器助成金額+車内撮影用カメラ助成金額) 円

※ドライブレコーダ機器のメーカー名、型式はドライブレコーダ助成対象機器一覧表に記載のとおりにご記入下さい。(EMS一体型の機器の場合でも、EMS機器助成対象機器一覧表と表記が異なる場合があります)

※車内撮影用カメラの型式については、各メーカーのカタログ又は仕様書のとおり記載し、その写しを添付下さい。(赤外線カメラのみ)

※助成金額は本体購入価格の1/2とし、ドライブレコーダ機器の上限は40,000円、車内撮影用カメラの上限は10,000円です。(請求書・見積書に明記されている金額をご記入下さい)

※例1はドライブレコーダ機器を導入した場合。例2はドライブレコーダ機器と車内撮影用カメラを導入した場合。例3は車内撮影用カメラを導入した場合。

※コムテック製機器で助成対象機器一覧の型式名の末尾に(T)の表記がある機種については、(T)の表記がない場合は助成対象外となります。(様式3・請求書(新車やリースの場合は見積書)にも明記されている必要があります)

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

ドライブレコーダ機器等 装着証明書



下記事業所保有の車両に対し、下表のとおり当社がドライブレコーダ機器等を装着したことを証明いたします。
【装着証明者】 ※印鑑は貴社印(丸印)を押し印してください。

【導入事業所】

事業者名：
所在地：
電話番号：
事業者名：
代表者名：



【装着車両一覧】

No.	装着車両番号	ドライブレコーダ機器記入欄			車内撮影用カメラ記入欄		装着年月日
		区分 (丸をして下さい)	メーカー名	モニター/カメラ型式 (一体型は型式のみを記入)	メーカー名	モニター/カメラ型式 (一体型は型式のみを記入)	
例1	(大阪・和泉・なにわ・堺) 800あXXXX	簡・ 標 ・運	市光工業	STR-200N	-	令和〇年〇月〇日	
例2	(大阪・和泉・なにわ・堺) 800うXXXX	簡・標・ 運	矢崎エナジーシステム	Y E Y E 3 セ ッ ト T R	Y 3 赤 外 線 カ メ ラ - T R	令和〇年〇月〇日	
例3	(大阪・和泉・なにわ・堺) 800おXXXX	簡・標・運	-	-	C A M - V G R N	令和〇年〇月〇日	
1	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運				令和 年 月 日	
2	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運				令和 年 月 日	
3	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運				令和 年 月 日	
4	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運				令和 年 月 日	
5	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運				令和 年 月 日	
6	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運				令和 年 月 日	
7	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運				令和 年 月 日	
8	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運				令和 年 月 日	
9	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運				令和 年 月 日	
10	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運				令和 年 月 日	
11	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運				令和 年 月 日	
12	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運				令和 年 月 日	
13	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運				令和 年 月 日	
14	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運				令和 年 月 日	
15	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運				令和 年 月 日	

※ディーラー各社・自動車整備工場・販売店等に作成を依頼して下さい。

※区分 簡:簡易型 標:標準型 運:運行管理連携型

※ドライブレコーダ機器メーカー名、型式はドライブレコーダ助成対象機器一覧表に記載のとおり正確にご記入下さい。(EMS一体型の機器の場合でも、EMS機器助成対象機器一覧表と表記が異なる場合があります)

※車内撮影用カメラの型式については、各メーカーのカタログ又は仕様書のとおり記載し、その写しを添付下さい。(赤外線カメラのみ)

※例1はドライブレコーダ機器を導入した場合。例2はドライブレコーダ機器と車内撮影用カメラを導入した場合。例3は車内撮影用カメラを導入した場合。

※コムテック製機器で助成対象対象機器一覧の型式名の末尾に(T)の表記がある機種については、(T)の表記がない場合は助成対象外となります。(様式2・請求書(新車やリースの場合は見積書)にも明記されている必要があります)

※証明書類につき、修正液等は使用しないで下さい。

※必ず原本を添付下さい。

(様 式 4)

令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

通 報

大ト協第74号
令和2年5月

会 員 殿

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

第52回 全国トラックドライバー・コンテスト および「同大阪府大会」の開催中止について (お知らせ)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は当協会運営について格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、「貨物自動車運送事業者とその従業員が日々交通安全に寄与している姿勢を社会に示す」とともに、運転者には「プロドライバーとしての誇りと社会的責務を自覚させ、併せて日常業務に励みを与える」ことを目的に、毎年、全日本トラック協会では、標記「全国トラックドライバー・コンテスト」開催しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、本年度におきましては開催を中止することとなりました。

これに伴い、当協会と同大会への出場選手の選考も兼ねて開催いたしております「大阪府大会」につきましても、今年度は開催を中止させていただくことといたしましたのでお知らせします。

本コンテスト参加に向けご準備いただいております選手の皆様、および関係者のみなさまにはご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。

※ 本件に関する問い合わせ先

一般社団法人大阪府トラック協会
交通・環境部 TEL 06-6965-4033

令和2年度 各種の助成制度について

(一社)大阪府トラック協会

名称	助成概要	助成額	備考
1. 適性診断(一般)受診料助成	・適性診断(一般診断のみ)の受診料の全額助成 ・大阪府下事業所在籍の営業用貨物車両運転者が受診する場合に限る	受診料2,400円を助成	・委託先:自動車事故対策機構、ヤマト・スタッフ・サプライ(株)、大阪都島自動車学校、堺自動車教習所、大阪香里自動車教習所、エムケー物流(株)
2. 運行管理者・基礎講習受講料助成	・大阪府下事業所在籍の従業員に限る	受講料(8,900円)の1/2で4,450円を助成	・委託先:自動車事故対策機構、ヤマト・スタッフ・サプライ(株)、大阪香里自動車教習所、大阪都島自動車学校、梅田運輸倉庫(株)、大阪日野自動車(株)
3. ドライバー等安全教育訓練促進助成	・1社あたりの助成人数は、特別研修2名以内、一般研修2名以内の計4名以内 ・大阪府下事業所在籍の従業員に限る	特別研修、一般研修、受講料の1/2を助成	・募集期間 令和2年4月1日(水)から令和3年2月26日(金)まで
4. ドライブレコーダ等導入助成	・1社あたりの上限は大阪府下自社保有営業用貨物車両(15台)で1台につきそれぞれ1機器(被牽引車両を除く) ①ドライブレコーダ機器 ②車内撮影用カメラ(追加導入の赤外線カメラのみ)	①1台につき本体価格(税抜)の1/2で上限40,000円 ②1台につき本体価格(税抜)の1/2で上限10,000円 ①と②両方を導入の場合 上記を合わせた車両1台あたり50,000円まで	・募集期間 令和2年4月1日(水)から令和3年2月26日(金)まで ・国の補助金との重複助成不可
5. 後方視野確認支援装置(バックアイカメラ)等導入助成	・1社あたりの上限は大阪府下自社保有営業用貨物車両(15台)で1台につきそれぞれ1装置(被牽引車両を除く) ①後方視野確認支援装置 ②側方視野確認支援装置	①1台につき本体価格(税抜)の1/2で上限40,000円 ②1台につき本体価格(税抜)の1/2で上限10,000円 ①と②両方を導入の場合 上記を合わせた車両1台あたり50,000円まで	・募集期間 令和2年4月1日(水)から令和3年2月26日(金)まで ・国の補助金との重複助成不可
6. 先進安全自動車(ASV)導入助成	・1社あたりの上限 (新車標準装着装置) 大阪府下自社保有営業用貨物車両(5台)で1台につきそれぞれ1装置(被牽引車両を除く) (後付け装置) 大阪府下自社保有営業用貨物車両(3台)で1台につき1装置(被牽引車両を除く) ①衝突被害軽減ブレーキ ②ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車線維持支援制御装置 ③車両横滑り時制動力・駆動力制御装置	①から③の装置価格の1/2で上限50,000円、車両1台あたり150,000円まで	・募集期間 令和2年4月1日(水)から令和3年2月26日(金)まで ・ドライブレコーダ、EMS機器との重複助成不可
7. アルコールインターロック装置導入助成	・1社あたりの上限は大阪府下自社保有営業用貨物車両(15台)で1台につき1装置(被牽引車両を除く)	1台につき本体価格(税抜)の1/2で上限50,000円	・募集期間 令和2年4月1日(水)から令和3年2月26日(金)まで ・国の補助金との重複助成不可
8. 初任運転者教育助成	・大阪府下事業所在籍の従業員に限る	受講料の1/2を助成 中型 :1名につき13,200円 準中型:1名につき11,550円	・募集期間 令和2年4月1日(水)から令和3年2月26日(金)まで
9. 運転記録証明書発行手数料助成	・大阪府下事業所在籍の営業用貨物車両の運転者が自社(代理人申請可)にて申請する場合に限る	運転記録証明書発行手数料670円を助成	・募集期間 令和2年4月1日(水)から6月30日(火)まで ・無事故無違反チャレンジコンテスト分は別途助成
10. 環境対応車導入促進助成 ①天然ガス自動車(CNG車) ②ハイブリッド自動車	①リース又は買取り(一括・割賦)の新車 リースは、(一財)環境優良車普及機構(LEVO)のみ ②リース又は買取り(一括・割賦)の新車 リース会社の指定なし	2,3トンクラス 244,000円(全ト協分含む) 4トンクラス 918,000円(全ト協分含む) 大型(車両総重量25トンクラス) 1,000,000円(全ト協分のみ) 2トンクラス 194,000円(全ト協分含む) 4トンクラス 670,000円(全ト協分含む)	・募集期間 令和2年4月1日(水)から11月30日(月)まで ・環境省補助金との重複助成不可(大型を除く)
11. EMS機器導入助成	・1社あたりの上限は大阪府下自社保有営業用貨物車両(20台)で1台につき1装置(被牽引車両を除く)	1台につき本体価格(税抜)の1/2で上限20,000円	・募集期間 令和2年4月1日(水)から令和3年2月26日(金)まで ・国の補助金との重複助成不可
12. アイドリングストップ支援機器導入助成	・1社あたりの上限は大阪府下自社保有営業用貨物車両	機器価格(税抜)の1/2 蓄熱マット・ベッド 上限7,000円 温水式ヒータ 上限60,000円 蓄冷式クーラー 上限40,000円 エアヒータ 上限60,000円 車載バッテリー式冷房装置 上限60,000円	・募集期間 令和2年4月1日(水)から令和3年2月26日(金)まで ・国の補助金との重複助成不可(エアヒータ、車載バッテリー式冷房装置)
13. 低燃費タイヤ(エコタイヤ)導入助成	・1社あたりの上限は大阪府下自社保有営業用貨物車両(100本)で1台につき装着可能なタイヤ本数 ・再生タイヤやスペアタイヤは助成しない	1本あたり上限3,000円	・募集期間 令和2年4月1日(水)から令和3年2月26日(金)まで
14. グリーン経営認証取得助成	・新規または更新時 1社あたり大阪府下の複数事業所(営業所)申請可	新規1件あたり50,000円、更新1件あたり25,000円	・募集期間 令和2年4月1日(水)から令和3年2月26日(金)まで
15. SASスクリーニング検査助成	・大阪府下事業所在籍の営業用貨物車両の運転者が受診する場合に限る	検査費用の1/2 上限 2,500円(1次500円、2次2,000円)	・募集期間 令和2年4月1日(水)から令和3年2月26日(金)まで

※準中型免許取得助成	平成31年4月1日以降採用で平成元年6月2日以降生まれ、平成31年4月1日以降に公安委員会指定自動車教習所等を利用して準中型免許を取得、申請時に運転者として従事していること	新規取得 上限40,000円、5トン限定解除 上限25,000円 1事業者上限200,000円	・募集期間 令和2年4月1日(水)から令和3年2月26日(金)まで
※血圧計導入助成	・全ト協が指定する機種で中小企業者を対象とする。	機器価格(税抜)の1/2 上限50,000円	・募集期間 令和2年4月1日(水)から令和3年2月26日(金)まで

※は全ト協予算のみとなります。

注. 全ての助成について予算に達し次第終了